

WPA 競技規則及び規程 2020-2021(日本語版)

February 2020

発行:一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

翻訳:一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 競技運営委員会

競技規則及び規程の改定

本規則は、たとえば、WA 競技規則の変更、クラス分けによる必要、または WPA がそうする必要があると判断した場合など、いつでも改定される可能性があるので注意すること。

WPA クラス分け規則及び規程

The World Para Athletics Classification Rules and Regulations are an integral part of these Rules and Regulations, available at

WPA クラス分け規則及び規程は、本競技規則及び規程にとって不可欠な一部であり、次の URL から入手可能である。

http://www.paralympic.org/athletics/classification/rules-and-regulations

目次(掲載内容:原文)

PART	Α _	GEN	IFRAI

- 1 Definitions
- 2 General Provisions
- 2.1 Scope and application
- 2.2 Interpretation
- 2.3 Governance
- 2.4 Printing of the Rules
- 2.5 Amendments to the Rules

PART B - WORLD PARA ATHLETICS REGULATIONS

- 3 World Para Athletics Recognised Competitions
- 3.1 Competition levels
- 3.2 Competition cycle
- 3.3 Competition management
- 3.4 Competition entries
- 3.5 Recognition of results
- 3.6 Advertising and displays during Competitions
- 3.7 Anti-gambling requirements
- 4 Eligibility & Classification
- 4.1 Eligibility requirements IPC Games
- 4.2 Eligibility requirements IPC Competitions and World Para Athletics Sanctioned Competitions
- 4.3 Eligibility requirements World Para Athletics Approved Competitions
- 4.4 Qualification requirements
- 4.5 Gender
- 4.6 Classification
- 5 Anti-Doping
- 5.1 Anti-Doping requirements
- 6 Medical
- 6.1 Medical requirements
- 6.2 Medical responsibilities
- 6.3 Medical withdrawal request
- 6.4 Medical insurance
- 6.5 Medical and safety services at IPC Games, IPC Competitions and World Para Athletics Sanctioned Competitions
- 6.6 Harassment
- 6.7 Autonomic dysreflexia
- 6.8 Hypoxic or hyperoxic chambers or tents
- 6.9 Heat
- 6.10 Smoking Ban
- 7 Technology and Equipment
- 7.1 Fundamental principles

7.2	Monitoring of the use of technology and equipment	
7.3	Prohibited technology	
8	Disciplinary rules	
8.1	The IPC Code of Ethics and the World Para Athletics Code of Conduct	
9	Protests & Appeals	
9.1	Field of play	
9.2	Anti-doping	
9.3	Classification	
PART (C – WORLD PARA ATHLETICS COMPETITION RULES	
SECTIO	DN I – INTERNATIONAL OFFICIALS	
Rule 1:	Appointment of Officials	
Rule 2:	Description of Officials and Their Duties	
2.1	Technical Delegate	
2.2	Medical Delegate	
2.3	Doping Control Delegate	
2.4	International Technical Officials (ITOs)	
2.5	International Road Course Measurer	
2.6	International Starter and International Photo Finish Judge	
2.7	Jury of Appeal	
2.8	Officials of the Competition	
2.9	Competition Director	
2.10	Meeting Manager	
2.11	Technical Manager	
2.12	Event Presentation Manager	
2.13	Referees	
2.14	Judges	
2.15	Umpires (Running and Wheelchair Racing Events)	
2.16	Timekeepers and Photo Finish and Transponder Timing Judges	
2.17	Start Co-ordinator, Starter and Recallers	
2.18	Starter's Assistants	
2.19	Lap Scorers	
2.20	Competition Secretary, Technical Information Centre (TIC)	
2.21	Marshal	
2.22	Wind Gauge Operator	
2.23	Measurement Judge (Scientific)	
2.24	Call Room Judges	
2.25	Advertising Commissioner	
2.26	Chief Classifier	
2.27	International Classifiers	
SECTIO	ON II – GENERAL COMPETITION RULES	
Rule 3:	The Athletics Facility	

Rule 4: Age, Gender Categories and Mixed Competition Rule 5: Entries

Rule 6: Clothing, Shoes, Athlete Bibs, Prosthetics and Orthotics, Eye mask, Tether, Non-compliance on Equipment and Helmets

Rule 7: Assistance to Athletes

Rule 8: Effect of Disqualification

Rule 9: Competing Outside Sport Class – Eligibility

Rule 10: Surveying and Measurements エラー! ブックマークが定義されていません。

Rule 11: Validity of Performances

Rule 12: Video Recording

Rule 13: Scoring

SECTION III - TRACK EVENTS

Rule 14: Wheelchair and RaceRunning Frame Requirements

Rule 15: Track Measurements

Rule 16: Starting BLOCLS

Rule 17: The Start

Rule 18: The Race

Rule 19: The Finish

Rule 20: Timing and Photo Finish

Rule 21: Seedings, Draws and Qualification in Track Events

Rule 22: Ties

Rule 23: Relay Races

SECTION IV - FIELD EVENTS

Rule 24: General Conditions

A. VERTICAL JUMP

Rule 25: General Conditions

Rule 26: High Jump

B. HORIZONTAL JUMPS

Rule 27: General Conditions

Rule 28: Long Jump

Rule 29: Triple Jump

C. THROWING EVENTS FOR AMBULANT ATHLETES

Rule 30: Official Implements

Rule 31: Shot Put

Rule 32: Discus Throw

Rule 33: Javelin Throw

D. THROWING EVENTS FOR SEATED ATHLETES

Rule 34: General Conditions

Rule 35: Seated Throwing Requirements

Rule 36: Seated Throwing Technique, Lifting and Failure

Rule 37: Club Throw

SECTION V - INDOOR COMPETITIONS

Rule 38: Applicability of Outdoor Rules to Indoor Competitions

Rule 39: The Indoor Stadium

Rule 40: The Straight Track

Rule 41: The Oval Track and Lanes

Rule 42: Start and Finish on the Oval Track

Rule 43: Seeding, Draws and Qualification in Track Event

Rule 44: Spike Length

Rule 45: Relay Races

Rule 46: High Jump

Rule 47: Horizontal Jumps

Rule 48: Shot Put

SECTION VI - ROAD RACES

Rule 49: Road Races

SECTION VII - PROTESTS AND APPEALS

Rule 50: Protests and Appeals

SECTION VIII - WORLD AND REGIONAL RECORDS

Rule 51: World and Regional Records

SECTION IX - AWARDING MEDALS AND DIPLOMAS

Rule 52: Awarding Medals and Diplomas

APPENDIX 1 WORLD PARA ATHLETICS IMPLEMENT WEIGHTS FOR SPORT CLASSES

パート A-総則

1 定義

Classification:競技者を、(IPC 競技者クラス分けコードで定義されている)スポーツクラスにグループ化し、障害が特定の各スポーツまたは分野の基本的な活動にどの程度影響するかに従ってクラス分けする。 これは「競技者クラス分け」とも呼ばれる。

Competition: 一つの団体の元で行われる一連の個別の種目

Competition Medical Director: LOC が IPC 競技会および/または世界パラアスレチックス認定競技会のために任命した、世界パラアスレチックスの「競技会医療サービス」の実施を担当する人物。

Competition Rules:規則パートCに定められた世界パラ陸上競技大会規則。

International Federation: IPC によってパラスポーツとしてのステータスが付与された障害のある競技者のためのスポーツの唯一の世界的な代表として IPC によって承認されたスポーツ連盟。 IPC と IOSD は、特定のパラスポーツの国際連盟として機能する。

IOC:国際オリンピック委員会

IPC: 国際パラリンピック委員会

IPC Competitions: 世界パラ陸上競技競技者権と世界パラ陸上競技地域競技者権

IPC Games: パラリンピック競技大会とパラパンアメリカン競技大会。

IOSD:国際障害者スポーツ機構は、IPC が特定の障害グループの唯一の世界的な代表者として IPC によって承認された独立組織である。

LOC:組織委員会-IPC競技会またはWPA認定競技会を開催するためにWPAによって任命された組織。

LOC Chief Medical Doctor: LOC が IPC 競技会および/または世界パラ陸上競技公認競技会に指名した医師。

National Federation:国際連盟の各国メンバー。

NPC:国内パラリンピック委員会、その国または地域で障害のある競技者の唯一の代表者である IPC の全国メンバー。 これらは IPC の各国メンバーである。

Orthosis: 矯正装具とは、解剖学的には損傷はないが、可動域にダメージがあったり、筋力や足の長さの違いを補う四肢の機能を補う装置のことを指す。

Para sport: IPC 競技者クラス分け規程によって管理され、IPC によってパラスポーツとして認定されたスポーツ。

Prosthesis: 義肢は、外傷や病気などで、あるいは先天的に失われている体の一部を補うもの。

Referee:WPA認定競技会を裁定するために任命された人物(審判長)。

Regulations:規則パートBに定められた世界パラ陸上競技規則。

Rules:一般規定、世界パラ陸上競技規則、世界パラ陸上競技大会規則で構成される世界パラ陸上競技規則および規則。

Sport Class: 競技者がパラスポーツに必要な特定のタスクやアクティビティを実行できる範囲を参照することにより、WPAによって定義された競技のカテゴリ。

Sport Class Status: 競技者が評価されること、および/またはクラス分け抗議を必要とする範囲を示すためにスポーツクラスに適用される指定。

WADC:世界アンチドーピング規約。

World Athletics:以前は国際陸上競技連盟(IAAF)として知られていた。

World Athletics Rules:以前は国際陸上競技連盟競技大会規則として知られていた。

WPA: 世界パラ陸上競技連盟

World Para Athletics Approved Competitions:WPAによって承認されているパラ陸上競技のスポーツのための国際、国内、およびWPAが承認した大会。

World Para Athletics Athlete License: 競技者とガイドランナーが IPC ゲーム、IPC コンペティション、WPA公認の競技会に参加できるようにするために、IPC 競技者ライセンスプログラムに従って IPC が発行するライセンス。

World Para Athletics Recognised Competitions: IPC 大会、IPC 競技会、WPA認可及び公認の競技会

World Para Athletics Sanctioned Competitions: WPAグランプリのイベント、WPAワールドカップ、およびその他のWPAの国際大会。

World Para Athletics Technical Delegate: WPA認定競技会を監視および監督し、すべての技術的運用がこれらの規則に従って実施されるようにするために、WPAによって任命された人物。

2 一般規定

2.1 範囲と適用

- 2.1.1 これらの WPA 規則および規定は、WPA 競技規則(規則)および WPA 競技規定(競技規定)(まとめて「これらの規則」と呼ばれる)で構成される。
- 2.1.2 これらの規則は、すべての WPA 認定競技会に必須である。
- 2.1.3 WPA 認定競技会のすべての参加者(競技者およびサポート要員、コーチ、トレーナー、マネージャー、通訳、チームスタッフ、職員、医療または救急隊員を含むが、これらに限定されない)は、参加の条件として、これらの規則に拘束されることに同意する。
- 2.1.4 WPA 陸上競技のクラス分け規則と競技規則は、これらの規則の不可欠な部分であり、WPA のウェブサイト に掲載されている。
- 2.1.5 IPC ハンドブックは、パラ陸上競技のスポーツのガバナンスの不可欠な部分である。
- 2.1.6 これらの規則で扱われていない事項は、IPC の独自の裁量により決定されるものとする。
- 2.1.7 これらの規則は、2020年2月1日から発効する。

2.2 解釈

- 2.2.1 「規則」は、これらの規則パート B の規則を意味し、「規定」は、規則パート C の「規則」を意味し、「付録」は、これらの規則の付録を意味する。また、規則で使用される大文字の用語は、これらの規則の定義セクションでそれらに与えられた意味を持っている。
- 2.2.2 これらの規則のさまざまな規定を注釈するコメントは、これらの規則を解釈するために使用されるものとする。
- 2.2.3 これらの規則で使用される見出しは、便宜のためにのみ使用されており、それらが参照する規則または規則とは別の意味はない。
- 2.2.4 規則で別段の定めがない限り、規則における「競技者」には「ガイドランナー」も含まれるものとする。 これは規則パート C には適用されない。
- 2.2.5 これらの規則における「彼は」、「彼の」または「彼を」という言葉はすべて、「彼女は」、「彼女の」または「彼女を」という言葉も意味する。

2.3 ガバナンス

2.3.1 IPC は、WPA のスポーツの国際連盟として機能し、これを管理する。 それはこれらの責任を「WPA」という名称で実行し、「WPA」という用語はこれらの規則で IPC として読み取る必要があり、その逆も同様である。

2.4 ルールの印刷

- 2.4.1 これらの規則は IPC の著作権財産であり、NPC、競技者、役員、および世界パラ陸上競技の公的能力に従事している他の人々の利益のために公開される。これらのルールは、IPC がルール内で著作権を主張する継続的な能力(これらのルールの翻訳版の著作権の IPC への割り当てを主張する権利を含む)を条件として、そうする必要がある正当な組織によって転載または翻訳される場合がある。他の組織は、これらの規則を転載、翻訳、または公開する前に、IPC の許可を得る必要がある。
- 2.4.2 これらの規則の英語版は、解釈の目的で正式版として受け入れられるものとする。

2.5 規則の修正

2.5.1 各パラリンピック競技大会の終了後、IPC は、IPC ハンドブック(IPC ウェブサイトにある)に従って、NPC および関連する IOSD と協議して、これらの規則の見直しを行うものとする。 すべての修正は、関連するパラリンピック競技大会に続く第 2 シーズンの開始前に実施されるものとする。

2.5.2 これらの規則は、たとえば、クラス分けに関連する事項、世界陸連競技規則の変更、または WPA がそうする 必要 があるとその他の理由で変更した結果として、IPC によっていつでも修正できる。

パートB WPA 規則

- 3 WPA 認可競技会
- 3.1 競技会レベル
- 3.1.1 WPAは、規模、サイズ、および性質に基づいて競技会を分類し、各競技会で適用される要件を決定する。
- 3.1.2 WPA 認定競技会レベルは以下の通り
- a) IPC ゲームズ(総合競技大会)
- ・パラリンピック
- ・パラパンアメリカン競技大会
- b)IPC 競技会
- ・世界パラ陸上競技選手権大会
- ・パラ陸上競技地域選手権大会
- c) WPA 認可競技会
- ・WPA グランプリ大会
- ・WPA ワールドカップ
- •WPA が開催を決定した WPA 国際競技会
- d) WPA 承認競技会
- ・パラ陸上競技の国際競技会
- ・パラ陸上競技会の国内競技会
- ・(WA 規則に定義される)WA/NF 公認競技会
- ・WPA が認めたその他のパラ陸上競技会
- 3.2.1 IPC によって別段の定めがない限り、IPC ゲーム、IPC 大会、WPA の認可対象大会のサイクルは次のとおりである。

Cycle	Competition	
Year 1	World Para Athletics Championships World Para Athletics Grand Prix events World Para Athletics World Cups	
Year 2	World Para Athletics Regional Championships World Para Athletics Grand Prix events World Para Athletics World Cups	
Year 3	World Para Athletics Championships World Para Athletics Grand Prix events World Para Athletics World Cups	
Year 4	Paralympic Games World Para Athletics Regional Championships World Para Athletics Grand Prix events World Para Athletics World Cups	

3.3 競技会運営

- 3.3.1 IPC はすべての IPC ゲームを管理する。
- 3.3.2 WPA は、すべての IPC 競技会および WPA 認定競技会を管理する権利を有する。また、すべての WPA 承認競技を監督する権利を有する。「世界」、「地域」、および「WPA」という言葉は、WPA の事前の書面による同意な

しに、WPA の競技会で使用することはできない。さらに、IPC は、「Paralympics」および「Paralympic」という用語や、スポーツまたは IPC アクティビティ、IPC のモットーに関連する「Para Athletics」という用語に関して、あらゆる種類または性質のすべての権利の所有者である。「Para Athletics」という用語は、スポーツや IPC 活動、IPC のモットー、旗、国歌、パラリンピックシンボル(3 つのアギトスデザイン)、およびその他の商標、ロゴ、およびその他の商標、ロゴ、その他の関連で使用またはパラリンピック運動が意図されている場合に使用される。

- 3.3.3 WPA は、すべての WPA 認定競技会にこれらの規則を施行するものとする。WPA は、規則によって別の人物または団体(役員や LOC など)に割り当てられていないすべての事項を管轄するものとする。
- 3.3.4 すべての WPA 認定競技のイベントと競技形式は、競技規則に概説されている。
- 3.4 競技会エントリー
 - 3.4.1 IPC 競技会および WPA 認定大会に参加するためのすべてのエントリーは、これらの規則および WPA のウェブサイトで概説されているエントリー基準に従っている必要がある。
 - 3.4.2 IPC 大会のエントリー基準と最低資格基準は、IPC ウェブサイトで概説されている資格基準で定義されている。
 - 3.4.3 各 IPC 競技会と WPA 認定競技会のエントリー基準と最低資格基準は、WPA のウェブサイトで概説されている資格基準で定義される。
- 3.5 結果の認定
 - 3.5.1 WPA は、以下の目的のためにのみ、(条項 4 に従って)適格な競技者が WPA 認定競技会で達成した結果を受け入れる。
 - 3.5.1.1 WPA ランキング
 - 3.5.1.2 WPA 記録
 - 3.5.1.3 IPC 大会、IPC 競技会、WPA 定競技会への NPC 資格の割り当て
 - 3.5.1.4 IPC 大会、IPC 競技会、WPA 認定競技会への参加資格基準の達成
- 3.6 競技中の広告と表示
- 3.6.1 IPC は、IPC 大会での広告要件を決定する。
- 3.6.2 WPA ユニフォームおよび機器広告規則(世界パラ陸上競技の Web サイトにある)は、IPC 競技会で WPA が許可する広告の概要を示しています。 他のすべての WPA 認定競技会(IPC 大会を除く)の間、IPC、および IPC の承認を得て関連する LOC は、該当する広告要件を採用する。
- 3.7 ギャンブル対策の要件
- 3.7.1 IPC は、賭博防止規則、ポリシー、規則、および/または要件を随時採用する場合があり、これは WPA 認定競技会のすべての参加者を拘束する。
- 4 資格とクラス分け
- 4.1 資格要件、IPC 大会
- 4.1.1 IPC は、IPC 大会の資格要件を決定する。
- 4.2 資格要件、IPC 競技会と WPA 認可競技会
- 4.2.1 IPC 競技会および WPA 認可競技会に参加するための資格要件を満たすために、競技者は:
- 4.2.1.1 IPC 競技者登録およびライセンスプログラムに従って発行された有効な IPC 競技者ライセンスを保持する (World Para Athletics Web サイトにある)。
- 4.2.1.2 国際的にクラス分けされており、WPA クラス分け規則および規則に従ってスポーツクラス(対象外(NE)以外)が割り当てられている。
- 4.2.1.3 NPC(またはそのような責任が NPC によって委任されている場合は NF)から出場する。どちらの場合も、NPC は IPC の良好な状態のメンバーである。
- 4.2.1.4(IPC ウェブサイトにある)IPC 競技者国籍ポリシーの国籍要件を満たす。
- 4.2.1.5 IPC 競技会または WPA 認可競技会が開催される年の 12月 31 日は、14歳(またはそれ以上)であること。

- 4.2.1.6 失格、一時停止、またはその他の制裁措置を受けていないこと。
- 4.2.2 IPC 大会および WPA 認可競技会の資格要件を満たすために、ガイドランナーは、基準 4.2.1.2 を除く上記の基準をすべて満たしている必要がある。
- 4.3 資格要件、IPC 認定競技会
- 4.3.1 WPA 認定競技会に出場するために、競技者/ガイドランナーは、関連する組織委員会または運営団体によって 決定された資格要件を満たさなければならない。
- 4.4 参加資格要件
- 4.4.1 上記の資格要件に加えて、WPA 認定競技会に出場するためには、競技者は資格基準、資格基準、および関連する WPA 認定競技会に適用されるスポーツエントリールールも満たさなければならない。
- 4.5 性別
- 4.5.1 以下の規定 4.5.3 に従い、競技者は以下を満たせば男性対象の競技会に出場する資格がある。
- 4.5.1.1 法律で男性として認められていること。そして
- 4.5.1.2 これら規則に基づいて競技する資格があること。
- 4.5.2 以下の規定 4.5.3 に従い、競技者は以下を満たせば女性対象の競技会に出場する資格がある。
- 4.5.2.1 法律で女性として認められていること。 そして
- 4.5.2.2 これら規則に基づいて競技する資格があること。
- 4.5.3 WPA は、IOC のトランスジェンダーガイドライン(IOC によって随時修正される)および該当するすべての WPA 諸規程に従って、トランスジェンダーの競技者が関与するすべてのケースを取り扱う。
- 4.5.4 法律で第 3 の性として認定された人物の適格性は、該当する WPA 諸規程に従って、ケースバイケースで IPC によって決定される。
- 4.6 クラス分け

WPA クラス分けパネルの評価が行われていない競技者は、(レギュレーション 4 における)IPC ゲーム、IPC 競技会、WPA が認めた場合を除いて WPA 承認競技会に参加する基準を満たしてはいない。

- 5. アンチドーピング
- 5.1 アンチドーピング要件
- 5.1.1 IPC アンチドーピング規約(IPC ウェブサイトにある)は、すべての IPC 大会、IPC 競技会、および WPA 認定競技会に適用される。
- 5.1.2 WPA 認定競技会は、関連する運営機関のアンチドーピング規則および WADC 国際基準に従って実施されなければならない。

WPA が世界記録を認めるには、その記録が出た競技会でドーピング検査が行われなければならない。また、ドーピング検査は競技会初日の競技開始までに手配されていなければならない。ただし、世界記録を出した競技者がドーピング検査を受ける必要はない。もし、事前にドーピング検査が手配されていなければ、その世界記録は認められない。

- 6 医療
- 6.1 医療要件
- 6.1.1 IPC 医療規約(IPC ウェブサイトにあります)は、すべての IPC 大会、IPC 競技会、および WPA 認定競技会に適用される。
- 6.1.2 関連する運営機関の医療および安全規則は、WPA認定競技会に適用される。
- 6.2 医療責任
- 6.2.1 IPC 医療規約に従って、IPC 大会、IPC 競技会、WPA 認定競技会に出場するすべての競技者は、自分の身体的および精神的健康と自分の医療監督に責任を負う。

- 6.2.2 IPC 大会、IPC 競技会、または WPA 認定競技会に参加することにより、競技者は、IPC および WPA を、クラス分け、関連競技会への参加に関連して、またはその結果として、受けた損失、負傷、または損害について法律で認められている範囲で、責任から解放する。
- 6.2.3 上記の規則 6.2.1 および 6.2.2 にかかわらず、NPC は、IPC 大会、IPC 競技会、および WPA 認可競技会に参加する前に、管轄下にあるすべての競技者の心身の健康を確保するために最善の努力を払うものとする。
- 6.2.4 すべての NPC は、その競技者の適切かつ継続的な医療モニタリングが確実に行われるようにする責任がある。 さらに、NPC が IPC 大会、IPC 競技会、または WPA 認可競技会に参加する各競技者の定期的な健康評価のために 組織し、NPC がそのようなすべての競技会に参加するチーム医師を任命することを推奨する。
- 6.2.5 規則に従い、メディカルデリゲートは、他の競技者、競技役員、観客、および競技会自体が危険にさらされるような場所も含め、競技者が競技するのが危険であると判断があれば、競技者が競技するのを制限する権利を有する。
- 6.2.6 最優先事項は、競技者、競技役員、観客の健康と安全を守ることです。関連する競技会の結果は、そのような 決定に決して影響してはならない。

6.3 医療的な欠場要請

- 6.3.1 すべての IPC 大会、IPC 競技会、および WPA 認可競技会では、公式の WPA 医療用欠場リクエストフォーム (WPA ウェブサイトにある)を最終エントリー番号の提出後、またはその他の方法で競技会のエントリー要件で決定された、関連する競技会からの競技者の欠場を正式にリクエストするために、WPA に提出する必要がある。
- 6.3.2 医療用欠場リクエストフォームには、競技者と競技者のチーム医師の署名が必要である。チームの医師がいない場合、チームが別のチームの医師を依頼することに同意すると、その医師はフォームに署名することができる。または、LOC の医師が行う場合もある。
- 6.3.3 医療用欠場リクエストフォームのすべてのセクションに記入する必要がある。
- 6.3.4 すべての医療用欠場リクエストフォームは、関連する競技の開始少なくとも 24 時間前に提出する必要がある。これが不可能な場合(たとえば、関連する競技の 24 時間前に急性の怪我または病気が発生したため)、医療用欠場リクエストフォームで説明を加える必要がある。
- 6.3.5 医事代表、または IPC/WPA に任命された者は技術代表と連携をとりながら、Medical Withdraw Request が受理できるか否かの決定を技術代表に進言する。
- 6.3.6 本規定に基づき、該当する競技の開始時間の24時間以内に提出された場合はDNSとなる。

6.4 医療保険

- 6.4.1 NPC は、WPA 認定競技会の各代表団および(以下の規則 6.4.2 の規定に従い)該当する競技会への旅行期間を含む、関連する競技会の全期間について、適切な医療措置と医療保険を確保する責任があります。 NPC は、要求された場合、この保険のコピーを WPA に提供する必要がある。
- 6.4.2 すべての IPC 大会、IPC 競技会、および WPA 認定競技会で、オンサイト医療、緊急救急車、応急処置サービス、および医療保険が提供されることを保証するのは、LOC の責任です。 IPC 医事委員会は、LOC が適切な医療サービスを提供し、そのような競技会で適切な安全対策を講じるのを支援するために、最新の実用的なガイドラインを発行し、維持する。
- 6.5 IPC 大会、IPC 大会、WPA 認定競技会での医療および安全サービス
- 6.5.1 LOC は、関連するホスト契約に従って IPC ゲームの医療および安全サービスを実施する責任がある。
- 6.5.2 LOC は、IPC 競技者のためのイベント医療サービスの範囲(IPC と LOC の間のホスト契約の一部を形成する)に従って、IPC 競技会および WPA 認定競技会で医療および安全サービスを実施する責任がある。
- 6.5.3 競技会メディカル事ディレクターは、関連する競技中の医療サービスと安全要件を準備および調整するために、LOC によって各 IPC 競技および WPA 認定競技会に指名される。IPC 医事科学ディレクターは、すべての医事および安全関連の問題について、WPA と競技会メディカルディレクターの間の連絡係となる。IPC 医事科学ディレクターは、裁量により、そのような人物に特定の責任を委任することができる。
- 6.5.4 すべての IPC 競技会および WPA によって決定されたその他の競技会では、WPA は、これらおよびその他の競技会固有の医療および安全規則の実施を監視する医療担当者を確保する責任がある。

6.6 ハラスメント

すべての個人の尊厳を尊重する必要があります。 あらゆる形の虐待や嫌がらせは禁止されている。 IPC 倫理規定および偶発的でない暴力と虐待に関するポリシー(IPC ウェブサイトにある)は、すべての WPA 認定競技会に適用される。

6.7 自律神経過反射

自律神経過反射に関する IPC ポリシー(IPC ウェブサイトにある)は、すべての WPA 認定競技会に適用される。

6.8 低酸素または高酸素チャンバーまたはテント

低酸素または高酸素チャンバーまたはテントの使用は、すべての WPA 認定競技会で禁止されている。

6.9 暑さ

IPC ヒートポリシー(IPC ウェブサイトにある)は、すべての世界パラアスレティックス認定競技に適用される。

6.10 喫煙禁止

WPA 認定競技会の全会場での競技中の喫煙は禁止されている。

7 テクノロジーと用器具

7.1 基本原則

7.1.1 スポーツ用器具に関する IPC ポリシー(IPC ウェブサイトにある)は、すべての WPA 認定競技会に適用される。 このポリシーで概説されている原則は、スポーツ専用の補綴装置の開発に関連して特に(ただし、これに限定されない) 適用される。

7.2 技術および用具の使用の監視

WPA は、WPA 認定競技会で使用される、あるいは使用される予定の技術や用具が、IPC Policy on Sport Equipmentで規定されている原則に適しているかどうかを監視する。

WPA が認定した以下のような例は、IPC Policy、技術、用具として WPA の意に反していると考えられる。

- 7.2.1.1 投てき競技でのリリースの高さの非現実的な追加を提供すること
- 7.2.1.2 ストライドの長さの非現実的な追加を提供すること
- 7.2.1.3. すべての競技者が商業的に入手できないもの。ただし、競技者が以下のことを準備できる場合を除く。
- 7.2.1.3.1 その技術および用具は最終製品であること
- 7.2.1.3.2.製造会社が販売日を公表しており、その日が競技者が「使用すると希望する日」から9か月以内であること
- 7.2.1.3.3. 製造会社がその技術の情報を公表していること
- 7.2.1.4. 同用具を使用していない競技者との比較で、力を蓄えたり生み出したりする機能を含む用具。(ただし、2020年2月以降、商業的にまだ購入可能になっていない技術や用具については、競技者が、同機能/用具を使用しない競技者と比較して優位になる機能/用具ではないことを説明できる場合は、その限りではない。)
- 7.2.2 WPA は、パラ競技者を支援するために設計された特定の技術や用具の使用を可能にする規定を採用している。 そのような規定は、競技規則に概説されている。
- 7.3 禁止されている技術
- 7.3.1 WPA 認定競技会では、次の技術の使用は禁止されている。
- 7.3.1.1 スポーツ用品に関する IPC ポリシーで概説されている基本原則に違反する用具
- 7.3.1.2 機械、エンジン、電子機器、モーター、ロボット機構などによって生成される運動パフォーマンスをもたらす用具7.3.1.3 骨統合型補綴物。
- 7.3.2 IPC 大会、IPC 競技会、または WPA 認定競技会では、WPA 技技術代表は、これらの規則で禁止されている機器の使用を禁止する権利を有する。 違反が疑われるすべてのケースで、WPA 技術代表は、問題を WPA に報告する必要がある。そのようなレポートを受け取ったら、WPA はその問題を IPC の医事科学代表に照会する必要がある。 それ以上の調査やアクションは、ケースバイケースで IPC によって決定される。
- 7.3.3 WPA は、用具の設計と可用性の基本原則のいずれかに違反していると合理的に判断する場合、永続的または

- 一時的に(さらなる調査を可能にするため)用具の使用を禁止する権利を有する。
- 8 懲戒規則
- 8.1 IPC 倫理規約および WPA 行動規範
- 8.1.1 IPC 倫理規約および WPA 行動規範(どちらも IPC ウェブサイトにある)は、WPA 認定競技会のすべての参加者に適用される
- 8.1.2 これらの規則の違反は、WPA 行動規範に概説されている手順に従って決定される。
- 9 抗議と異議申し立て(上訴)
- 9.1 競技場内(FOP)
- 9.1.1 競技場内での抗議および異議申し立て(上訴)は、競技規則に従って決定される。
- 9.2 アンチドーピング
- 9.2.1 すべてのアンチドーピングルール違反は、そのような違反に関する異議申し立てを含め、IPC アンチドーピング 規程に従って決定される。
- 9.3 クラス分け
- 9.3.1 クラス分けに関する抗議および異議申し立ては、WPA クラス分け規則および規則に従って決定される。

パート C-WPA競技会規則

解釈―以下に示す規則の見出しに続いて括弧内表記される条番号は、ほとんどの場合、当該規則に対応する世界陸上競技連盟(WA)規則を示している。これはあくまでも参考のために記載されるもので、例外的に WA 規則が適用されることが WPA の規則に明記されている場合を除き、WPA 認定競技会(Part B 3.1.2 参照)におけるいかなる問題についても WA 規則に基づいて判断してはならない。

第1部一国際競技役員 (Rule 110)

第1条 役員の任命

- 1. IPC競技大会及びIPC競技会への役員の任命
- a)IPC競技大会及びIPC競技会では、WPA技術委員会からの推薦に基づきIPCから任命された以下の国際競技役員をおくべきである。
- b) WPA技術代表
- c) WPA国際技術委員(ITO)
- d) 医事代表
- e) ドーピングコントロール代表
- f) クラス分け委員主任
- g) 国際クラス分け委員
- h) 国際スターター
- i) 国際写真判定員
- i) ジュリー(上訴審判員)

注意:国際競技役員は、明確に区別できる服装または腕章を着用すべきである。

IPC競技大会及びIPC競技会(パートB第3条1.2参照)では、役職ごとの役員数、いつ、どのように、誰によって任命されるかはWPA競技会開催規定に示されている。

この規則のもとでWPAから任命された各役員の旅費と宿泊費は、該当する競技会開催規定に従って、組織委員会から各役員に支払われる。

- 2. WPA公認及び許可競技会(パートB第3条1.2参照)の役員任命
- a)国際競技会や国内競技会のWPA技術代表は、WPAが任命しなければならない。
- b)上記各競技会においてWPAのクラス分けが行われる場合、WPAは、チーフ・クラシファイヤーと国際クラシファイヤーけ委員も任命しなければならない
- c)その他の役員については、技術委員会(STC)および技術代表(TD)が(大会組織委員会と協議の上)必要と判断する場合に任命する。

第2条 役員の詳細とその任務

2. 1 技術代表 (Rule 112)

技術代表は組織委員会と連絡をとりつつ、必要とされるあらゆる支援を行うことが任務であり、競技運営に関するすべてについて、競技規則とWA陸上競技施設マニュアルに完全に合致して行われるようにする責任がある。

- 1日開催の競技会を除き、指名された技術代表は以下のことを行わなければならない。
- (a) 組織委員会(LOC)に対し競技日程と参加標準記録の提案書を確実に提出する。
- (b) 使用できる投てき用具の一覧表および競技者個人所有の投てき用具や供給業者提供の投てき用具の使用可否の承認を行う。
- (c) 参加加盟団体に対し、競技実施まで充分な余裕の期間をおいて、適用する競技注意事項等を確実に提示する。
- (d) 競技を実施するにあたって必要となるすべての競技運営準備全般に責任を持つ。
- (e) 参加申込みを統括し、競技規則上の理由または第 146 条1に従って参加を拒否する権限を持つ(競技規則以外の理由での拒否については、WA か特定の地域陸連または加盟団体が決定する)。
- (f) フィールド競技の予選通過標準記録とトラック競技における予選ラウンド設定の基準を決定しなければならない。
- (g) 競技規則や適用する競技注意事項等に従い、すべての種目でシード分けおよび抽選を行い、スタートリストを承認する。
- (h) 競技前に発生した問題や、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていなかったあらゆる問題に対して、組織委員会(LOC) と共に決定する。

- (i) 関係する審判長や競技会ディレクターとの協議も含め、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていなかった、競技中に発生したあらゆる問題に対して、あらゆる事項に関する決定を行う。あるいは競技会全体あるいは一部を継続するために、参加している競技者の公平性を確保するために、競技規則や競技注意事項等に規定されていない運営が必要な場合の決定を行う。
- (j) 要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。
- (k) 競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。
- 1 日開催の競技会に指名された技術代表は、必要な支援やアドバイスを組織委員会(LOC)に行ない、競技会実施報告書を書面で提出する。

技術代表に関する情報は WA のウェッブサイトから入手可能な The Technical Delegates Guidelines により提供される。

2. 2 医事代表 (Rule 113)

医事代表は以下のことを行う。

- (a) 全ての医事関連事項について、最終判断の権限を持つ。
- (b) 競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備の設置、また競技者が滞在している場所での第 144 条 2 の要件を満たし遵守した医療関係サービスを確実に提供する。
- (c) 第 142 条 4 に従い、診療を行い、診断書を発行する。
- (d) 競技者に対し、競技開始前に出場を止めさせたり、競技中でも競技を中止させる権限を持つ。

[注意] i 上記(c)(d)の権限は、医事代表(任命されていない場合や不在の場合も含む)から組織委員会(LOC) によって任命された 1 名ないし複数の医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用すべきである。

医事代表か任命された医師が直ちに競技者の診療ができない場合には、審判員や大会関係者に対して、自分に代わって行動するように指示を与えることができる。

- ii 上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技をやめた競技者は、DNS か DNF として記録される。この指示に従わない競技者は失格となる。
- iii 上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりしたフィールド競技の競技者が試技をしていなかった場合、リザルトでは DNS と表記される。しかし、試技を行った場 合には試技の結果は成立し、競技者はその結果に従って扱われる。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。
- iv 上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりした混成競技の競技者は、もし最初の種目に出場していなければ DNS と記録される。しかし、スタートしていれば第 200 条 10 項が適用される。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。

コメント: 競技会に参加するすべての参加者の安全衛生は、WA、各国陸連、競技会組織委員会(LOC) にとって最優 先事項である。これらの重要な任務を果たすためには、医事代表の役割において、尊敬され、資格のある人物の専門 知識を利用することが不可欠であり、特に、彼(あるいは彼または組織委員会(LOC) によって承認された者)が他の任 務の中で医学的理由で必要と考える場合、競技者を競技会から除外させる責任を負う。医事代表(または医事代表の 要求に応じて行動する医師)の権限は、すべての競技に適用されることに注意することが重要である。特に CR 第6条 1.3 および第6条1.4 に基づく職務に関して、医事代表(およびその代わりに行動する権限を与えられた者)、技術代 表、および競技会ディレクターとの間に確かな通信システムと手順があることが不可欠である。これらの連携は、スター トリスト、競技結果そして競技運営に直接影響するからである。

2.3 ドーピングコントロール代表

(Rule 114)

ドーピングコントロール代表は組織委員会と連絡し、ドーピングテストを行う適切な施設を整えなければならない。同代表は、ドーピングコントロールに関する事項について責任を負う。

2. 4 国際技術委員(ITOs) (Rule 115)

技術代表はITOが任命されている競技会で、事前にITO主任が任命されていなければ、ITOの中から主任を任命しなければならない。ITO主任は可能な限り実施される各種目にそれぞれ1人のITOを任命しなければならない。ITOは担当する各種目の審判長を務める。

コメント:2016 年 1 月から、International Technical Official (ITO)の役割は大幅に変更されたが、これは身分を発展的にとらえた必然的な部分である。この時から任命された ITO は指定された競技の審判長として行動する。現地で任命された役員の中で、主任審判員は「上級」で主導的な役割を果たし、過去に現地で任命された審判長によって行われたチームの組織的または訓練的側面があった場合、これらのタスクはそれぞれの主任審判員の責任になる。

ITO は技術代表と LOC に非常に役立つことがわかっている。彼らはルールについての豊富な知識を持ち、自国の主要な大会で審判長として国の主催団体内で担当し、自国での審判育成の開発または実施に責任を負っている。

彼らはまた、大会総務の義務を知っていて、原則として、彼らはそのような義務に精通して、最後に、彼らは英語を話せることが必要である。

WPA は、世界陸上競技連盟の TOECS と同様の技術役員向けの教育方法を開発した。この方法には、オンラインの 入門トレーニングプログラム、国内の技術役員研修、および国際的な技術役員研修が含まれる。

国際的な技術役員研修コース(英語の口頭および筆記の要件を含む)に合格すると、4 年ごとに設立される国際的な技術役員パネルの資格が得られる。

最初の公式パネル選考は 2017 年 11 月に行われた。ITO が審判長の職務をよく理解していることも非常に重要である。 2016 年の変更と同様に、ITO は割り当てられた種目の担当審判長として行動する。

2. 5 国際道路コース計測員 (Rule 117)

全部あるいは部分的に競技場外で実施する道路競技種目のコースを確認するために、1人の国際道路コース計測員を任命しなければならない。

任命される計測員はWA/AIMS国際道路コース計測員(AまたはB級)でなければならない。

コースは競技会が行われるより以前の適切な時期に計測されなければならない。計測員は、そのコースが道路競走に関する IAAF の規則(第 49 条 2、第 49 条 3 および[注意])に合致しているか確認し証明する。

また、計測員はコース設定に当たって組織委員会に協力するとともに、競技者が競技したコースが事前の計測によって 承認したコースと同一であることを確認するために競技に立ち会わなければならない。さらに計測員は技術代表に適切 な証明書を提供する。

コメント: WPAは、コース計測員の認証をしていないため、WA ロードレースから独立して実施されるレースでは、 IAAF/AIMS 認証コースを利用することを理解することは重要である。

2. 6 国際スターターと国際写真判定員 (Rule 118)

IPC競技大会及びIPC競技会(パートB第3章1.2参照)に該当する競技場内での競技会ではWPAが国際スターターと国際写真判定員を任命する。

国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、関連した任務も遂行する。国際写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。

コメント: 国際写真判定員は、ITO が任命され審判長を務める競技会において写真判定員主任を務める一方で、国際 スターター(IS)と他のスタートチームメンバーとの間の責任は明確に区分されていることを留意しなくてはならない。IS は、自身が割り当てられたレースをスタートさせるときには、スターターとしてのすべての権限と義務を負うが、彼はスタ ーターとしての任にあるときだけでなくそれ以外の場面でも、スタート審判長の任を務めたり、その決定を覆す権限は持っていない。

2. **7** ジュリー (Rule 119)

IPC競技大会及びIPC競技会(パートB第3章1.2(a)及び(b)参照)に該当する競技会ではジュリーを任命しなければならない。このうち1人を主任とし、もう一人を秘書とする。必要であれば、秘書はジュリーとは別の人物でもよい。

ジュリーのメンバーは直接的・間接的にも自国の競技者の上訴については、審議に加わってはならない。

ジュリーの主任はこの規則に関連するメンバーに退席するよう要請しなければならない。

競技会運営に責任があるWPAあるいはその他の組織委員会(LOC)は審議に参加できないジュリーが生じた時のために1人もしくは2人の交代要員を指名しなくてはならない。

上記競技会以外でもさらに組織委員会がその競技会の遂行上好ましいと考える場合は同様なジュリーを設けるべきである。

ジュリーは上訴について裁定し、また競技会の進行中に生じた問題のうち、その決定を付託された事項について裁定することを基本的な任務とする。

コメント: 新しい決定的な証拠が利用できるようになった特定の状況では、審判長(抗議の場合)とジュリー(抗議の場合)の両方が決定を再検討できることに注意することが特に重要である。間違いがあった場合でも、適用可能で実用的である。通常、これはすべて、問題の種目の表彰式の前に行われる。

2. 8 競技会役員 (Rule 120)

競技会の組織委員会は、これら規則にもとづき、上記以外にも必要とされるすべての役員を任命しなくてはならない。

下記に示されたリストは、必要と考えられ、かつ主要国際競技会で必須とされる役員である。しかしながら、組織委員会は、小規模競技などの状況によってこれを変更してかまわない。

運営役員

- -競技会ディレクター(1人)
- -総務(1人)および補佐(適切な人数)
- -技術総務 (1人)
- -イベント・プレゼンテーション・マネージャー(1人)

競技役員

- -招集所審判長(1人以上)
- -トラック競技審判長(1人以上)
- -フィールド競技審判長(1人以上)
- -混成競技審判長(1人以上)
- -場外競技審判長(1人以上)
- -ビデオ監察審判長(1人以上)
- -決勝審判員主任(1人)および同審判員(適切な人数)
- -フィールド競技審判員主任(1人)および同審判(適切な人数)
- -監察員主任(1名)および監察員(適切な人数)
- -計時員主任(1名)および計時員(適切な人数)
- -写真判定員主任(1名)および補佐(適切な人数)
- -トランスポンダー主任(1名)および補佐(適切な人数)
- -スタートコーディネーター(1 名)
 - およびスターター、リコーラー(適切な人数)
- -出発係(1名以上)
- -周回記録員主任(1名)および周回記録員(適切な人数)
- -記録・情報処理員(1名)および補佐(適切な人数)

- -TICマネージャー(1名)および補佐(適切な人数)
- -マーシャル主任(1名)およびマーシャル(適切な人数)
- -風力計測員(1名以上)
- -計測員(科学)主任(1名)および補佐(適切な人数)
- -競技者係主任(1名)および競技者係(適切な人数)

上記以外の役員

- -アナウンサー(1 名以上)
- -記録統計担当者(1名以上)
- -広告コミッショナー(1 名)
- -公式計測員(1名)
- -医師(1名以上)
- -競技者、役員、報道に関わる必要な役員

審判長および審判員主任は、明瞭な服装または腕章を着用すべきである。競技区域には、必要最小限の役員のみがいるよう最大限の配慮がなされなくてはならない。

女子の競技が行われる時は、できる限り女性医師1名は任命されなくてはならない。

コメント: 競技会に委嘱される競技役員の数は、競技が 1 日または数日間連続して長時間にわたって行われる場合、 競技会が正確かつ効率的に実行されることを確実にするために十分なものでなければならない。しかし、競技区域が 不必要な人員によって混みあったり、妨げられたりすることがないよう、あまりにも多くを任命しないように注意しなけれ ばならない。競技会によっては、現場の競技役員のよる任務の一部は、テクノロジーによって置き換えられるので、バッ クアップが客観的に必要とされない限りは、この事実は、競技役員委嘱の際、考慮されなくてはならない。

安全に関する注意

陸上競技の審判長および競技役員には多くの重要な役割があるが、すべての関係者の安全確保が何より重要な任務である。陸上競技の実施場所は危険な場所になりうる。重くて鋭い器具が投げられることで、通りがかりの人に危険をもたらす。トラックや助走路を早いスピードで走っている競技者は、自分自身だけでなく、衝突した相手を傷つけてしまう可能性がある。跳躍競技を行っている競技者は、しばしば予期しないまたは意図しないかたちで着地することがある。 天気やその他の条件によって、一時的に、または長期間、陸上競技が危険にさらされることもある。

競技実施場所やトレーニングエリアやその近くで、事故により、競技者、競技役員、カメラマン、その他の関係者が怪我 をするという(時には命にかかわるほどの)事例が過去発生しているが、これらの怪我の多くは予防が可能であったと 思われる。

競技役員は、スポーツに内在する危険性に常に注意する必要がある。彼らは常に注意を払い、気を散らさないようにすべきである。競技役員としての立場にかかわらず、全員が、陸上競技場をより安全な場所にするためにできることをする責任がある。すべての競技役員は、競技実施場所にいる間は、いつでもどこでも安全を考えるべきであり、何らかの事態が発生する可能性がある状況を目にしたなら、事故を防止するために、必要に応じて介入すべきである。競技規則を厳格に遵守するよりも安全性を確保することがより重要である。規則の遵守と安全確保において、相反する状況が発生した場合、安全が優先されなければならない。

2. 9 競技会ディレクター (Rule 121)

競技会ディレクターは技術代表と協力して競技運営面の組織を立案し、責任範囲の中で技術代表とともにその計画を 完遂し、競技運営上の問題を解決しなければならない。

競技会ディレクターは競技会参加者の相互の影響状況を監督し、通信設備を通して全主要役員に連絡しなければならない。

2. 10 総務 (Rule 122)

総務は競技会を順調に進行させる責任を負う。また役員の任務遂行の状況を把握し、必要がある時にはその代わりの者を任命する。また競技規則に精通していない役員の任を解く権限を有する。場内司令と協同して、許可された者以外は競技場内にいないように整理する。

注意:4時間を超える、あるいは2日以上の競技会に、総務は総務補佐(総務員)を任命することが望ましい。

コメント:総務は、競技会ディレクターの権限の下で、また技術代表の指導および決定に従って、競技実施場所で起こっているすべてのことについて責任を負う必要がある。競技場で、総務は、起こっていることすべてを見て、必要な命令を出すことができるような場所に位置しなくてはならない。総務は、任命されたすべての競技役員全員の名簿を所持し、他のマネージャー、審判長、及び審判員主任と効率的にコミュニケーションできる必要がある。

複数日に渡って開催される競技会では、審判員の一部は、競技会全体を通して任にあたることができない可能性がある。総務は、必要に応じて、交代要員を補充できるよう、予備の競技役員名簿を所持しておくべきである。 競技に十分な数の競技役員がいても、総務は競技役員が任務を正しく遂行しているかどうか確認し、もし不適当であるなら、その競技役員を交代させる準備をしなくてはならない。

総務は、審判員(およびその補助員)が、担当する競技が終了し、片付けがなされたなら速やかに、競技実施場所から離れるよう徹底する。

2. 11 技術総務 (Rule 123)

技術総務は以下の点を確認する責任を負う。

- (a)トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所および用器具が競技規則に合致していること。
- (b)技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。
- (c)競技場所の設備や用器具等が前述の計画に従っていること。
- (d)規則第30条3に従って、競技会に許可された個人の投てき用具を点検し、マークを付けること。
- (e)規則第10条1に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。

コメント:技術総務は競技会ディレクターまたは総務の権限の下で行動するが、経験豊富な技術総務は指示監督がなく とも自らの役割の多くを遂行する。技術総務は、いつでもコンタクト可能でなければならない。審判長またはフィールド 審判員主任が、種目を実施している(または開催することになる)場所を変更または改善する必要があることに気付い た場合は、総務に連絡し、技術総務に必要な対応を依頼する。審判長が、競技実施場所の移動(規則第24条20)が 必要であると感じた際にも、同様の手順となり、総務から、技術総務に対し、審判長の希望を実行するよう要請する。た だし、風の強さや風向きの変化は、競技実施場所を移動するのに十分な条件ではないことを覚えておく必要がある。

競技会ディレクター、または国際競技会では、技術代表が、競技中に使用する投てき用具を承認したなら、技術総務は、さまざまな品目を、準備し、注文し、受け取らなくてはならない。その後、技術総務または彼のチームは、これら公式投てき物の重量と寸法、及び、使用が認めら提出された個人持ち込み投てき物が、規則に合致するかを、慎重にチェックしなければならない。また、記録が誕生した場合、規則第51条20(d)が正確かつ効率的に実施されることを保証しなければならない。

投てき用具に関連して、組織委員会(LOC)に供給される投てき物の重さの範囲に関する製造会社情報は、2017年の規則から削除され、IAAF認証システムに関する文書に移された。ただし、技術総務は、製造会社から新しい投てき物を受け入れる際に、このガイドラインを適用すべきであるが、この重さの範囲にないことを理由に、競技会に提出され使用される器具を拒否してはならない。この点で重要なのは最小重量である。

2. **12** イベント・プレゼンテーション・マネージャー (Rule 124)

イベント・プレゼンテーション・マネージャーは競技会ディレクターと共に競技会の各種目やその他の演出準備を組織代表および技術代表と協力して計画する。また、その計画が達成されるよう、競技会ディレクターおよび関係する代表と協力して関連する諸問題を解決する。イベント・プレゼンテーション・チーム内の連携についても、情報伝達システムを利用して監督する。

各競技のスタートリスト、クラス分け、途中経過、及び結果等の情報をアナウンスまたは他の方法で確実に提供させる。 各種目の結果(順位、時間、高さ、距離、得点)は情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表させる。

コメント: イベントプレゼンテーションマネージャー(EPM)は、インフフイールドで行われるすべての活動のプレゼンテーションについてのプロダクションの企画、指導、調整を行うだけでなく、ショーに組み込んで会場内の観客に提示する責任も持っている。 EPM 業務の最終的な目的は、観客に提供されるショーの有益で活気に満ちた、魅力的なプロダクショ

ンを作り出すことである。この成功のために、作業を実行するための EP チームと必要な機器を用意することが重要である。EPM は、アナウンサー、スコアボード及びビデオボードオペレーター、オーディオ及びビデオ技術者、表彰式スタッフやそれ以外でも、この役割に関連する現地内外で任務にあたるイベントプレゼンテーションスタッフの活動を調整する責任者である。

ほとんどの競技会においては、アナウンサーは不可欠である。アナウンサーは、好ましくは競技会ディレクターの近くで、またはそうでなければ競技会ディレクター及び任命されていればイベントプレゼンテーションマネージャーと速やかに交信することができるようにして、適切に競技会を進行できるような場所に位置すべきである。アナウンスガイドラインは、IAAF のウェブサイトからダウンロード可能である。

また、アナウンサーと音楽/サウンドシステムがより静かなプレゼンテーションの要件を尊重するように、イベントプレゼ ンテーションマネージャーがより静かなイベント(T11 / T12 走幅跳または三段跳など)を認識していることも重要である。

2. **13** 審判長 (Rule 125)

1. 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技(競走、競歩)およびビデオ監察には必要に応じて 1 人以上の審判長を任命する。

ビデオ監察審判長は、他の審判長と連絡をとりながら、ビデオ管理室で判定を行わなければならない。

コメント:レースのために複数の審判長が任命されるような、十分な競技役員がいる大会では、その 1 人がスタート審判長として任命されることが強く推奨される。明確な理解のために補足すると、このような状況では、スタート審判長は、スタートに関する審判長としてのすべての権限を行使しなければならず、その際、他のトラック審判長に報告したり、了解を得て行動したりする必要はない。

しかしながら、特定の競技のレースを監督するために審判長が 1 人だけしか任命されていない場合、審判長の権限を 考慮すると、スタート時には(少なくともクラウチングスタートをおこなう種目では)、現場で発生する可能性があるあらゆ る問題を間近で見て、それを解決するために必要な決定を下す目的で、スタート地点にいることが強く推奨される。これ は、WA が承認したスタートインフォメーションシステム(SIS)が使用されていれば、より容易になる。

SIS を使用していない場合、さらに、審判長が、スタート手続き(100m 及び 200m)の後に、フィニッシュを見る場所に移動する時間がなく、審判長が順位を決定しなくてはならない可能性がある場合の最良の解決策は、スタート審判長としての任も兼ねるようスタートコーディネーター(スターターとして豊富な経験を持つべきである)を任命することである。

2. 審判長は、競技規則と競技注意事項が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。審判長は競技運営に関するいかなる抗議や不服申し立てを裁定しなければならず、ウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて競技中に起こった技術的問題、ならびに競技規則や競技注意事項等に明確に規定されていない事項についても決定する。

トラック競技審判長、場外競技審判長は、レースの順位決定について、審判員が順位に疑義があり、順位を決定できない場合に限り、決定する権限がある。

トラック競技審判長はもしスタートチーム(スターター、リコーラーと出発係)のスタート関連の判定に同意できなければ、 当該スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。ただし、スタート・インフォメーション・システム(SIS) によって示された明らかな不正スタートの場合は対象外とするが、スタート・インフォメーション・システムによる情報が 明らかに不正確であると審判長が判断する場合を除く。

審判長は審判員または監察員としての行動をしてはならないが、自己の観察に基づいて競技規則に従った処理をし、 審判員や監察員の決定・報告を覆すこともできる。

[注意]本条や広告規程を含む他の諸規程は、表彰式に関連するすべての活動(写真撮影、ビクトリーラン、観客との対応を含む)が終わるまで適用する。

コメント:レースのために複数の審判長が任命されるような、十分な競技役員がいる大会では、その 1 人がスタート審判長として任命されることが強く推奨される。明確な理解のために補足すると、このような状況では、スタート審判長は、スタートに関する審判長としてのすべての権限を行使しなければならず、その際、他のトラック審判長に報告したり、了解を得て行動したりする必要はない。

しかしながら、特定の競技のレースを監督するために審判長が 1 人だけしか任命されていない場合、審判長の権限を 考慮すると、スタート時には(少なくともクラウチングスタートをおこなう種目では)、現場で発生する可能性があるあらゆ る問題を間近で見て、それを解決するために必要な決定を下す目的で、スタート地点にいることが強く推奨される。これ は、IAAFが承認したスタートインフォメーションシステム(SIS)が使用されていれば、より容易になる。 SIS を使用していない場合、さらに、審判長が、スタート手続き(100m、100 / 110m ハードル、200m)の後に、フィニッシュを見る場所に移動する時間がなく、審判長が順位を決定しなくてはならない可能性がある場合の最良の解決策は、スタート審判長としての任も兼ねるようスタートコーディネーター(スターターとして豊富な経験を持つべきである)を任命することである。

- 3. 当該審判長はすべての最終結果を照合し、問題点を処理しなければならない。また任命された計測主任(科学)と共同して、記録計測を監督しなければならない。各種目が終了したら、記録用紙に当該審判長による署名または承認を行った後、記録・情報処理員に引き継ぎ、成績表として直ちに完成させなければならない。
- 4. 当該審判長は競技会の(ウォームアップ場、招集所、競技後の表彰式で生じる問題も含めて)競技運営に関する異議もしくは抗議を裁定する。
- 5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者やリレー・チーム、第 144 条、第 162 条 5、第 163 条 14、15(c)、第 180 条 5、19、第 230 条 7(d)、10(h)、第 240 条 8(h)に違反があった競技者やリレー・チームに警告を与えたり、当該競技から除外したりする権限を持つ。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入する。

審判長が警告および除外処分を行った場合は、その旨を記録・情報処理員および他の審判長に知らせなくてはいけない。

招集所審判長はウォーミングアップ場から競技場所に至るまで、競技規則を適用する権限を有する。そのほかの場合も含めて、審判長は、競技中だけでなく、競技を終えた後についても担当した種目について権限を持たねばならない。 当該審判長は競技場所やウォーミングアップエリア、招集所、コーチ席も含めた競技に関連する場所で、競技者以外の者がふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行ったりした場合、(競技会ディレクターがいる場合は相談の上)警告を与え、除外することができる。

[注意] i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者やリレー・チームを除外する事ができる。[参照第 144 条 2]

- ii 本条に基づき当該競技者リレー・チームを当該競技から除外する際は、審判長はもしすでにイエローカードで警告が与えられている競技者に対しては二枚目のイエローカードを示した後、直ぐにレッドカードを提示するべきである。
- iii 一度目の警告に気付かないでイエローカードによる警告を提示した場合、その後二度目の警告である事実が判明した時点で、レッドカードを提示したのと同じ結果となる。審判長は直ちに当該競技者やリレー・チーム、もしくは所属チームに対して除外通知を行なわなければならない。
- コメント:カードが示され記録される方法に関連して、指針と明確さを提供するために6つの重要なポイントが示される。
- (1)イエローカードとレッドカードは、懲戒処分(その多くは、規則第2条13.5及び第8条2を参照)だけでなく反スポーツ精神的と見なされるに十分なほど深刻な場合は競技規則違反にも出されることがある(例:レースにおける深刻で明確な妨害)。
- (2)レッドカードの前に、イエローカードが出されているのが一般的であり通常想定されることであるが、特に悪質な反 スポーツ的または不適切な行為の場合には、即時の(イエローなしで)、レッドカードを出すことができる。この事例にお いて、競技者は、かかる決定をジュリーに上訴する機会が与えられていることは忘れてはならない。
- (3)イエローカードを出すことが、現実的でなく、さらに論理的でない場合もある。例えば、規則第7条2の注意は、レース中のペーシングがあったなど規則第7条3(a)に該当することが明確に証明されれば、即時のレッドカードを出すことが特に認められる。
- (4)審判長がイエローカードを出した際に、競技者が不適切な態度で応答したことで、即時のレッドカードを出すことが 正当である場合、前項と同様に即、レッドカードという状況になることもある。不適切な振る舞いの短時間のなかでの出 来事において、2 つの別々の異なる事由をつける必要はない。
- (5)注意(iii)により、競技者がその競技会中に既にイエローカードを出されており、今回、レッドカードとなることを審判長が認識している場合には、審判長は最初に2枚目のイエローカード、その後、赤いカードを提示する。しかし、審判長が2枚目のイエローカードを表示しない場合であってっも、レッドカードの発行は無効とならない。
- (6) 審判長がすでに出されたイエローカードを認識しておらず、イエローカードのみを表示した場合は、この事実が判明 した時点で、できるだけ早くその競技者を失格させるための適切な措置を講じるべきである。 通常、これは審判長が直 接本人に、またはチームを通して競技者に通告することによって行われる。
- 6. 審判長はもし新たな決定を適用できる状況にあるなら、明らかな証拠に基づいて、先に出した決定(最初になされたものでも、抗議を検討してなされたものでも)を再考してもよい。通常そのような再考は当該種目の表彰式が実施される

前、あるいはジュリーの裁定が下される前までに為される。

コメント:この規則は、ジュリー(規則第50条9参照)と同様に、審判長は決定を再考することができ、これが最初の自らによる決定であろうと、審判長に対しなされた抗議の検討による決定であろうと、どちらのケースでも同様に再考してよいと解釈される。このオプションは、情報の新たな証拠が迅速に提出されたときに特に考慮することができる。ジュリーにとっては、より複雑で難しい上訴となる必要性を避けることができるからである。しかし、そのような再考をするにあたっては、現実的な時間の制約に注意すべきである。

7. 審判長は、ある種目の全部または一部の競技をやり直すことが公正と思われる事態が生じたと判断した場合、当該種目の全部または一部の競技の結果が無効であることを宣言し、競技のやり直しを命じる権限を有する。再競技は、審判長の決定に従い、同日または別の日に行う。

コメント:審判長とジュリーは、非常に特殊な状況を除き、レースを完了しなかった競技者は、以降のラウンドに進出させ たり、再レースに含んだり、すべきでないこと注意する必要がある。

8. 道路競技審判長は違反があった場合には、状況が許す限り、失格を告げる前に警告を与えなければならない。

2. 14 審判員 (Rule 126)

総則

- 1. 決勝審判員主任およびフィールド競技審判員主任はそれぞれの種目の審判の仕事を調整する。組織委員会 (LOC) が事前に審判員の役割分担を決定していない場合は、主任が役割分担をおこなう。
- 2. 審判員は一度下した判定に間違いがある場合には、再考して新たな判定を下すことができる。その後、審判員の判定に対して抗議や上訴により審判長やジュリーが判断を下す場合には、審判員は全ての情報を提供しなければならない。

トラック競技と道路競技

3. 決勝審判員はトラックまたは道路コースの同一サイドから競技者のフィニッシュ順を判定する。その判定について、 審判員で決められない時には、これを審判長の決定にゆだねる。

注意:決勝審判員はフィニッシュラインの延長線においてフィニッシュラインから少なくとも5m離れた場所に位置すべきであり、階段式スタンドが用意されるべきである。

フィールド競技

4. フィールド競技審判員はすべてのフィールド競技において、競技者の試技を判定し記録するとともに、その試技が有効であれば計測して記録する。走高跳ではバーの高さを上げる時、特に新記録に挑戦する時、確実に計測を行う。少なくとも 2 人の審判員が試技の記録を管理し、各ラウンドの終了ごとにその記録を点検しなければならない。当該審判員は、有効試技は白旗、無効試技は赤旗を挙げて示す。

コメント: 審判員が規則違反が発生したと確信しない限り、審判員は通常、競技者に対し、いかなる疑念にも恩恵を与え、 試技が有効であると判断して白旗を挙げる。しかし、ビデオ審判長が任命され、フィールド種目の映像にアクセスできる 場合、審判員に疑念がある場合には、現場担当のフィールド審判長と協力して、ビデオ審判長からの助言を待つ間(白 でも赤でも)旗上げを遅らせるという選択肢がある。その際、落下域の痕跡を保存するか、有効であったときに備えて試 技を計測しておくかのいずれかを徹底する必要がある。別の方法として、審判員が、本当の疑念がある場合には、赤 旗を上げたうえで痕跡を保存するか、試技を計測したことを確認したうえで、ビデオ審判員に助言を求めることもできる。

フィールド種目ごとに、試技の有効性に疑念を抱かせ混乱させてしまう可能性を減らすために、白と赤の旗は、1 セットだけ使用することを推奨する。フィールド種目ごとに、試技の有効性に疑念を抱かせ混乱させてしまう可能性を減らすために、白と赤の旗は、1 セットだけ使用することを推奨する。跳跳躍種目で複数の旗のセットを使用する必要はないと考えられる。 長さの跳躍で、風速を示す仕様のボードが用意できないとき、2m を超えたという事実を知らせるには、赤旗以外の何らかの方法を用いるべきである。

投てき種目の場合、

(a)サークル担当の審判員による旗上げ担当審判員への無効試技の指示。旗による指示に代えて、審判員の手に持った小さな赤カードによる表示の使用が推奨される。

- (b) 角度線の上または外への投てき物の着地。旗による指示に代えて、審判員が地面に平行に腕を伸ばすような表示の使用が推奨される。
- (c)メタルヘッドより先に他の部分が地面に着地した際のやり投の判定。旗による指示に代えて、審判員が手を地面を押すような動作。

2. 15 監察員(競走、車いすレース種目) (Rule 127)

- 1. 監察員は審判長の補佐で、最終の判定をする権限を持たない。
- 2. 監察員の任務は、審判長が指示した地点に位置して競技を厳正に監察し、競技者あるいは他の人によって競技規則の不履行や違反が起こった時には、ただちに審判長にその出来事を書面で報告しなければならない。
- 3. いかなる規則違反も黄旗を挙げるか、あるいは技術代表が許可した信頼性のある方法で、当該審判長に伝達する。4. リレー競走においては受け渡し区域を監察するために十分な人数の監察員を任命する。
- 注意(i)監察員は競技者が自分のレーン以外のところを走ったり、リレー競走の区域外での受け渡しを監察した時は、ただちにその違反が行われた場所に適当なものでマークし、書面または電子媒体で同様の記録をしなければならない。。

注意(ii)監察員はたとえ競技者(あるいはリレーにおけるチーム)がそのレースでフィニッシュしなかった場合でも、いかなる規則違反も審判長に報告しなければならない。

コメント: 監察員主任(規則第2条8参照)は、トラック審判長の補佐役であり、各監察員の配置を指示し、各監察員の任務と報告の調整をおこなう。 何名の監察員を選抜するかは、競技会のレベル、エントリー数、委嘱可能な競技役員の数に応じて、トラック審判長と協議のうえ総務が決定する。

違反の表示

競技が全天候舗装のトラックで実施されているとき、違反行為が発生したトラックにマークを付けることができるように監察員に粘着テープを提供することが実践されている。ただし、規則(上記の注意(i)を参照)は、 これは他の方法で行う ことができ、しばしば行われている。

違反を特定の方法で(またはまったく)報告できなかったとしても、失格を有効とすることを妨げるものではないことに注 意が必要である。

競技者またはチームがレースを終えていなくても、規則違反があった監察員が信じるなら、あらゆるすべての事案を報 告することが重要である。

2. 16 計時員、写真判定員とトランスポンダー主任 (Rule 128)

- 1. 手動計時の場合、参加人数に十分な計時員を任命し、その中の 1 人を計時員主任に任命する。主任は、計時員の役割を決める。写真判定システムあるいはトランスポンダー計時システムを使用する時、計時員は予備計時員として行動しなければならない。
- 2. 計時員、写真判定員およびトランスポンダー主任は第20条によって行動しなければならない。
- 3. 写真判定システムあるいはトランスポンダーシステムを使用する場合は写真判定員主任と適切な人数の写真判定員が任命されなければならない。
- 4. トランスポンダー計時システムを使用するときはトランスポンダー係が任命され、その中からトランスポンダー主任と 適切な人数のトランスポンダー主任補佐が任命されなければならない。

2. 17 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー (Rule 129)

- 1. スタートコーディネーターはつぎの任務を担当する。
- a)スタートチームのメンバーにそれぞれの任務を割り当てる。しかしIPC競技大会及びIPC競技会(パートB第3条1.2 (a)及び(b)において、どの種目を国際スターターが撃つかの割り当ての決定は技術代表の責務である。
- b)スタートチームのメンバーが割り当てられた任務を実行しているかどうかを監督する。
- c) 競技会ディレクターからの関連指示を受けた後、スタートの手続きを始めるためにすべての準備(計時員、決勝審判員、写真判定員主任、トランスポンダー主任、風力計測員)が整っていることをスターターに連絡する。
- d) 審判員と計時装置技術スタッフとの間の仲立ちをする。
- e)スタート手順の中で生じたすべての書類、もし存在するのなら、反応時間と不正スタートの波形図の両方またはいず

れかを含むすべてを保存する。

コメント:スタートチームのすべてのメンバーは、規則及び規則をいかに解釈すべきかについて十分に理解している必要がある。チームは、競技が遅滞なく継続できるよう、規則を適用する際、どのような手順に従うか明確にしておく必要がある。チームのメンバーは、各々の、特にスターターとスタート審判長の任務と役割を十分に理解していなければならない。

- 2. スターターは全ての競技者に対して公平で公正なスタートを保証することに責任を持ち、スタート地点における競技者を完全に統括する。クラウチング・スタートで行われる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システムが使用される場合には、第 162 条 6 が適用される。
- 3. スターターはスタート動作の間、全走者を視野に収められるような位置に立たなければならない。階段式スタートの 場合、特に各レーンにスピーカーを置き競技者にスターターの指示、スタート信号およびリコール信号が同時に伝えら れるようにすることが望ましい。

注意:スターターは全走者を狭い視野に収められるような位置に立たなければならない。クラウチングスタートを用いるレースでは、全走者が信号器を作動させる前の「用意」の状態で静止しているのが確認できるところに立つことが必要である。階段式スタートを用いるレースでスピーカーが使用できない場合、スターターは、スターターと各競技者の距離がほぼ同じになる位置に立たなければならない。しかし、スターターがそのような位置に立てない場合は電気で作動する補助スタート信号器を置く。

コメント:スターターの合図は、すべての競技者に明瞭に聞き取れる必要があるが、競技者から遠く離れ、スピーカーシ ステムがない状況を除けば、スタート合図を叫んでおこなうことは避けるべきである。

- 4. スタートにおいて、スターターを支援するために1人あるいは2人以上のリコーラーを配置する。
- 注意:200m, 400m, 4x100mリレー, 4x200mリレー, 4x400mリレーでは少なくとも 2 人のリコーラーをおくことが望ましい。
- 5. リコーラーは自分が受け持つ全競技者を平等に見ることができるように位置しなければならない。
- 6. リコーラーはどのような不正でも確認したならば、信号器を発射し競技者を戻さなければならない。リコーラーは競技者を戻した後、どの競技者に警告もしくは失格を与えるべきかの情報をスターターに伝えなければならない。スターターは、どの競技者に警告もしくは失格を与えるべきかを判断する。(参照 規則第 17 条 7、規則第 17 条 10)
- 7. 規則第 17条8に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。

コメント:この規則の内容は、スターターと審判長(スタート審判長が任命された場合)の双方がスタートに責任を持ちを担当し、スタートが公正であるかどうかを判断することができることから、規則第2条13(審判長)と併せて読むことが重要である。 一方、リコーラーにはそのような権限はなく、リコーラーはスタートを呼び戻すことはできても、その後は権限を持って行動することはできず、自身の観察内容をスターターに報告することだけが求められる。

8. クラウチングスタートを用いるレースを補助するために、スタート・インフォメーション・システムを使用すべきである。 (参照 規則第16条3)

2. 18 出発係 (Rule 130)

- 1. 出発係は競技者が所定の組またはレースに参加しているか、ナンバーカードを正しくつけているかを点検する。
- 2. 出発係は各競技者をスタートラインの後方約 3mのところ(集合線;階段的にスタートする競走では各スタートラインの後方)に集めて、競技者を正しいレーンまたは定められた位置に並べなければならない。この作業を終えたなら、スターターに準備完了を合図する。スタートのやり直しが命じられた時には出発係は再び競技者を集合線に集める。
- 3. 出発係はリレーの第1走者に対してバトンを用意する責任がある。
- 4. スターターが競技者に「位置について」を命じた時には出発係は規則第17条4と17条5が守られていることを確認しなければならない。
- 5. 不正スタート時において、出発係は規則第17条10に定められた手続きを行う。
- 6. 出発係は、規則第7条13に従い、競技者がスターティングブロックを設置する手助けをする。

コメント: 出発係の重要性を過小評価することはできない。 彼らは、割り当てられたとおりの正しい組とレーンにいることを確認することにより、競技者の準備を完了させる。 彼らは、競技者紹介とスターターの指示の準備ができていることを確認することにより、レースの開始をコントロールする。さらに、バトンが使用されているリレーレースでバトンが利用可能であることを確認し、レースの終了時にバトンを収集する責任がある。

2. 19 周回記録員 (Rule 131)

- 1. 1,500mを超える競走で、複数の周回記録員は、各競技者の走り終わった回数を記録しなくてはならない。特に5,000m以上の競走および競歩競技では、審判長の指示のもと複数の周回記録員が任命され、割り当てられた競技者の各周回の時間を記録する(時間は計時員が周回記録員に知らせる)。この方法をとる場合、1 人の周回記録員は4 人を超える競技者の時間を記録することはできない(競歩の場合には 6 人)。人による記録に代わって、競技者が装着したトランスポンダーを含むコンピューター化されたシステムを使用してもよい。
- 2. 1 人の周回記録員はフィニッシュライン付近の内側で、各競技者に残っている周回の数を知らせる。周回の表示は 先頭の競技者がフィニッシュラインのある直走路に入った時に変える。さらに(周回遅れが)生じた時には周回遅れに なったか、なりそうな競技者にマニュアル表示(手持ちカード)で残りの回数を知らせる。最終回は、通常鐘を鳴らして各競技者に合図する。

2. 20 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター(TIC) (Rule 132)

1. 記録・情報処理員は、各審判長、計時員主任、写真判定員主任またはトランスポンダー主任および風力計測員から提供される各種目の詳細な結果を集めなければならない。記録・情報処理員は、これら詳細をただちにアナウンサーに伝えるとともに、結果を記録し、成績表を競技会ディレクターに渡さなくてはならない。

コンピューターによる競技会運営システムを採用する場合、各フィールド種目の記録・情報処理員は、競技場所で各種目の結果をコンピューターシステムに確実に入力しなければならない。トラック競技の結果は写真判定員主任の指示のもとで入力しなければならない。アナウンサーと競技会ディレクターはこれらの結果を見るためにコンピューターにアクセスする権限を有する。

- 2. 投てき物の重さなど、異なった仕様で行う競技については、競技結果にその仕様を明示するか、カテゴリー別に明示すべきである。
- 3. スタートリストおよび結果には以下の略号を用いる。

欠場 – DNS

途中棄権 – DNF

記録なし - NM

失格 – DQ

成功・有効試技(走高跳)- "○"

失敗・無効試技(フィールド競技)- "×"

パス(フィールド競技)- "一"

試合放棄(離脱)- r

トラック種目における順位による通過者

またはフィールド種目における標準記録突破による通過者 - Q

トラック種目における記録による通過者または

フィールド種目における記録による通過者 - q

救済および審判長等の決定による通過者 – qR

ジュリーの決定による通過者 – qJ

警告 – YC

2回目の警告(による除外)- YRC

(レッドカードによる)失格(除外)- RC

競技者が規則違反で失格になった場合には、公式記録にはどの規則に違反したかを明記する。 競技者が競技者にあるまじき行為や不適切な行為で失格になった場合には、失格の理由について公式記録に明記する。

コメント: 規則第2条20. 2と第2条20. 3は、異なる年齢の競技者とパラ競技種目を持つ競技者が同じ競技で競合している最上位レベル(さらにはいくつかの高レベル競技でさえ)以下の多くの競技において珍しくない状況を認める。この規則は、規則第51条1及び第51条2の目的であっても、最小の競争相手数の要件を満たす手段として、および結果の提示方法の設定を含め、これが容認できることを確認する。 競技規則違反からの理由と懲戒的理由の両方で失格が生じる可能性があることを考えると、失格の理由が常に結果に示されていることが非常に重要となる。これは、DQ の略称の隣にどの規則により競技者が失格となったのかを常に明記することによって達成される

4. WPA承認競技会(パートB第3条1.2参照)では、テクニカルインフォメーションセンター(TIC)を設置する。またそれ以外の競技会でも開催期間が 1 日を超える場合はTICを設置することが望ましい。TICは各チーム代表、組織委員会(LOC)、技術代表および競技運営の間で、競技会の技術面等に関する事項について円滑なコミュニケーションを図ることを主要業務とする。

コメント:効果的に管理されたテクニカル・インフォメーション・センター(TIC)は、質の高い競技会組織の提供に大きく貢献する。TIC マネージャーは、規則だけでなく同様に重要なのは特定の競技会のために用意された特別な規定についての優れた知識を有するべきである。TIC の開設時間は、競技会の時間と、様々な関係者、特にチーム選手団と組織委員会(LOC) との間のやり取りが必要となる競技会前後の時間帯を含んでいなくてはならない。大規模な競技会では、主要な選手宿泊施設に、TIC の出張所(時にはスポーツインフォメーションデスク SID と呼ばれる)を持つことが、必須ではないものの、一般的である。このような場合は、SID と TIC との間の十分なコミュニケーションが必要となる。TIC 及び SID の開設時間は長くなる可能性があるため、TIC マネージャーには複数の補佐役が必要であり、シフト制で任務につく必要がある。TIC のいくつかの任務は競技規則(例えば規則第2条20、第50条3及び第50条7参照)に記載されているほか、競技会規程やチームハンドブックなどの競技会関係書類にも網羅される。

2. 22 マーシャル (Rule 133)

マーシャルは場内の完全な統制権を持つ。競技を運営する役員とその競技に出場する競技者あるいは入場が正式に許可されている者の他は、だれも場内に出入りすることを許さない。

コメント: マーシャルの任務は、競技開始直前の事前準備中、及び競技開催中の間、競技実施場所(FOP)への立ち入 りを規制することである。 マーシャルは、概して、競技会ディレクターが定める計画に従って任務につくが、より直接的な 事項に関しては総務から直接指示を受ける。 従ってマーシャルは:

- (a) 競技者、競技役員、競技担当ボランティア(補助員)、(計測機器会社などの)サービススタッフ、認可された取材カメラマン、テレビクルーの競技場内への入場コントロールを管理する。各競技会では、そのようなフィールド内で撮影のための認可数は事前に合意されており、これらは全員、特別なビブを着用しなければならない。
- (b) 競技を終了したときに、競技者が競技場内から離れる地点(通常は大規模な競技会では、ミックスゾーン及びポスト・イベント・コントロール・エリア)でのコントロールを管理する。
- (c)テレビ中継のためと同様に、観客の利益のため、可能な限り、常に競技実施場所をクリア(余計な人物が立ち入らないよう)にする。

マーシャルは、総務に直接状況報告をする。そのために総務は必要に応じていつでもマーシャルと連絡を取ることができなければならない。マーシャルの任務遂行の助けとするために、競技者以外に競技場内に入ることを許可された者は、特別なビブや AD カード、独特のユニフォームによって明確に区別されるのが通常である。

2. 22 風力計測員 (Rule 134)

風力計測員は担当する種目において、走る方向に対する風速を測定し、それを記録する。その結果に署名したのち記録・情報処理員に報告する。

コメント: 実際には、風力計測員、技術総務、または写真判定員が、風向風速計を正しい場所に置くことになるが、最終的には、これが正しく行われ、規則(第18条13及び第27条12を参照)に合致していることを確認するのは審判長の責任である。 特に、トラック種目の場合、風向風速計は、遠隔操作可能であることに留意すべきである。 そのような場合、写真判定及びリザルツシステムに直結しているのが通例であり、従って、風速計測員は必要なく、その任務は、例えば、写真判定チームによって代行される。

2. 23 計測員(科学) (Rule 135)

電気もしくはビデオ距離計測装置を使用する場合は計測主任(科学)1 人および 1 人以上の計測員(科学)を任命しなければならない。

計測員(科学)は競技会開始前に関係技術者と打ち合わせ、その装置を熟知しておかなければならない。

各種目の競技開始に先立ち、計測員(科学)は製造会社および計測器精度検査機関から提示された技術的要件を考慮して、計測器の位置決めを監視する。

計測員(科学)は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前に、審判長の監督の下で 複数の審判員による検査済の鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。確認作業に関わった全 員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。

競技中は操作の総括責任を負い、終了後は、装置が正確に作動したことを確認し、審判長に報告する。

〔注意〕 義務ではないものの、競技開始前に確認した計測機器が正常に作動しているかを確認するために、競技中、事前に定めた地点を使っての計測確認を実施すべきである。

コメント:光波またはビデオ距離計測装置を使用する場合は、写真判定員やトランスポンダー主任の場合と同様に、責任者である競技役員として、主任が任命される。ビデオ距離計測の場合、距離計測主任は、競技実施場所に設置する光波距離計測の場合よりも、競技中には、より積極的かつ実践的な役割を果たすことが期待される。 特に、これは、競技場所にいる審判員とビデオ画像読み取りを担当する審判員との間に適切な通信システムが用意され、各計測が正しく行われていること、及び、距離の跳躍の場合には 画像が確認されるまで痕跡を消さないよう注意が必要である。主任であろうと読み取りを確実にする責任ある他の審判員であろうと、計測された痕跡が、それ以前のものではなく、間違いなく現在の試技のものであることを確実にするために特に注意する必要がある。

2. 26 競技者係 (Rule 136)

競技者係主任は招集所においてチェックを済ませた競技者が、出場種目の予定されたスタート時刻に確実に競技場所にいて競技開始できるようにウォームアップ場と競技場内への移動を監督する。

競技者係は、競技者の国・加盟団体が公式に承認した国代表のまたはクラブのユニフォームを着用しているか、ナンバーカードがスタートリストと合っているか、また正しくつけているかを確認する。またシューズ、スパイクの寸法と数、アイマスク、ガイドロープ、レース用車いすや投てき台の検査、MASH(最大許可身長)の計測(規則第6条13参照)、衣類やバッグの広告が規則や規程に適合しているか、承認されていないものを場内に持ち込もうとしていないかどうかを確認しなければならない。

審判員は未解決の問題または発生している問題を招集所審判長にゆだねる。

コメント:うまく計画され、効率的に管理された招集所は、競技会成功の基本である。招集所が最大限の能力を発揮できるように十分なスペースを確保するための計画、招集所として必要とされる数(および各招集所内の仕切りの数)、および他の競技役員とのやり取り、および競技者がウォームアップエリアで招集を受ける際の告知のための信頼性の高い通信システムの確保は常に重要である。この他の考慮事項は競技会の種類、および招集所で実施されるチェック内容の数によって異なる。たとえば、ほとんどの学校競技会では、ユニフォームの広告をチェックする必要は考えにくいのに対して、トラック表面を保護するためにスパイクの長さをチェックすることは可能であろう。計画の過程では、どのチェックが行われるかが決定され、競技直前の競技者の緊張や混乱を避けるために、チェック項目は、事前に競技者やチームに伝えられることが好ましい。競技者係は、競技者が正しい組、レース、またはグループにいるか、また招集スケジュールに従って時間通りに競技エリアに向かっているかを確実にしなければならない。可能であれば、招集スケジュールは競技の各日の開始前に競技者とチームが確認できるようにすべきである。

招集所審判員は、テザー、アイパッチ、アイマスク、車椅子、投てきフレームなど、一部の競技者が使用している器具の検査に関連する別の非常に重要な役割を果たす。 ガイドランナーまたはアシスタントを必要とする種目の場合、招集所審判員は、競技者とそのガイドランナーまたはアシスタントの両方が個々の競技者と同じようにチェックされていることを確認する責任がある。 スポーツクラス F11-12、F31-33、F51-54 の投てき種目では、競技者 1 種目 1 人につき、規則 7.14 および規則 7.16 に従って 1 人のアシスタントが許可されることに注意することが重要である。 跳躍競技の T12 競技者にも同じことが適用される。規則 7.20 を参照。ただし跳躍競技の T11 競技者の場合、規則 7.18 に従い競技者ごと種目ごとに最大 2 人のアシスタントが許可される。 T11 競技者は 1 人のガイドランナーが必要で、5000m 以上のレースでは 2 人のガイドランナーがいる可能性があるが、T12 競技者は 5000m 以上の場合は 1 人または 2 人のガイドランナーがいる可能性がある。 T11 競技者が 2 人のガイドランナーと一緒に走ろうとする場合、そのようなリクエストは事前に技術代表に提出する必要があり、ガイドランナーの交換が行われるラップの詳細をリクエスト書類に記載する必要がある。 また、招集所審判員は、競技者ではない、または正しく認定されておらず、特定の種目に参加する資格がある人物を競技場に入れることを許可しないことも重要である。これは、スタートリストで判断しやすい他の多くの種目よりもリレー競走にとって重要である。

2. 25 広告コミッショナー (Rule 137)

広告コミッショナーが任命された際には、最新の広告規則および規程を管理し適用すると共に、招集所における未解決の問題または発生している問題を招集所審判長と一緒に解決する。

2. 26 クラシファイヤー主任

国際クラス分けが実施される場合、WPAによりクラシファイヤー主任が任命されるものとする。クラシファイヤー主任は、

大会組織委員会および技術代表と連絡を取り合って、クラス分けのための適切な施設と設備が提供されるよう取り計らうものとする。クラシファイヤー主任は、国際クラシファイヤーによって「WPAクラス分けルールと規約」に従ったクラス分けが確実に実施されるよう監督するものとする。クラシファイヤー主任は、クラス分けに関するすべての事柄に責任を持つものとする。

コメント: クラス分け評価期間および/またはクラス分け競技期間中に競技者のスポーツクラスが変更された場合は、クラシファイヤー主任、技術代表、および競技会ディレクターが連絡を取り合う必要がある。 再エントリーを検討することができ、技術代表の承認が必要である(規則 5.3 参照)。

2. 27 国際クラシファイヤー

国際クラシファイヤーはWPAによって任命され、クラス分けパネルのメンバーとしての任務を遂行するものとする。国際クラシファイヤーは、競技会前および競技会中における各競技者の障害状況を評価観察し、「WPAクラス分けルールと規約」に従って、競技クラスとクラスステイタスを割り当てるものとする。

第2部 競技会一般規則

第3条 陸上競技場

(Rule 140)

WPA承認競技会では、WA施設マニュアルで定めた基準に合致した堅固で均一なトラック表面でなくてはならない。パラリンピックおよび世界選手権は、陸上競技場のトラックや助走路の表面は、WAクラス1またはクラス 2 の認定証を保持している全天候舗装の施設のみで行われる。

地域選手権、地域競技大会、公認および承認競技会は、資格ある計測員によって検定され有効な国内公認を保持する施設であることが必須となる。

注意(i):WA陸上競技施設マニュアルには、トラックの計測やマーキングに関する詳細な図を含め、トラックとフィールド施設の規格と建造に関する詳細かつ明確な仕様があり、WAのウェブサイトからダウンロードできる。

注意(ii):認証システムの手続きと同様に使用に際して認可申請および検査報告が求められる現行の標準書式は、WAのウェブサイトからダウンロードできる。

第4条 年齢、性別区分及び男女混合競技 (Rule 141)

年齢区分

- 1. WPA は、以下に示す年齢区分を定める。
- a)マスター男子・女子:35歳以上の男子・女子
- b)アンダー20(U20)男子・女子:競技会が行われる年の12月31日現在で17歳、18歳あるいは19歳の競技者c)アンダー17(U17)男子・女子:競技会が行われる年の12月31日現在で14歳、15歳あるいは16歳の競技者注意(i):競技者は、競技会が行われる年の12月31日現在で14歳以上でなくてはならない。
- 注意(ii)IPC競技大会及びIPC競技会(パートB第3章1.2(a)及び(b)参照)における最低年齢を含む参加資格は、各競技会規定に従わなければならない。
- 2. もし競技者が当該年齢区分に分類されるのであれば本規則により当該年齢区分対象の競技会に出場する資格を持つ。競技者は有効なパスポートやその他競技会の規則によって承認された証拠書式を提示することで年齢の証明をしなければならない。そのような証拠を提出できなかったり、拒否したりした競技者は競技に参加することは許されない。

コメント:この規則は特定の方法で年齢グループを定義しているが、どの年齢グループが適用されるのか、注(ii)によって想定される出場できる競技者の年齢の下限を定めるのは各競技会の規程である。彼らが競技会に受け入れられた場合、彼らはその年齢層での競技者と同じ条件と器具で競技する必要がある。

性別

- 3. この競技規則によって行われる競技会は、男子・女子・ユニバーサル(男女混合)に分類される。男女混合競技が競技場外で行われた場合、あるいは第4条7または第4条8に定めるものを例外として競技場内で行われた場合、競技結果を発表またはその他の方法で男女別に示すべきである。ユニバーサル種目や競技会の結果は、一つの種目分類として取り扱う。
- 4. 規則パートB第4条5により、男性として認められている者は、男性(またはユニバーサル)の競技に出場する資格がある。
- 5. 規則パートB第4条5により、女性として認められている者は、女性(またはユニバーサル)の競技に出場する資格がある。
- 6. 現行の規定に合致しない、あるいは拒否した競技者は競技に参加する資格を有しない。

コメント:ユニバーサル競技会とは、男性と女性が同じチームに含まれているリレーやチームのイベントだけでなく、リザルトを男女別の分類することなしに男女が一緒に参加する競技も定義に含まれる。

男女混合競技

- 7. 加盟団体の規則が適用されていれば、男女が一緒に競うリレーや男女混合チームで行う競技、男女が一つのカテゴリーで行う種目などの男女混合競技会を行うことができる。
- 8. 規則第4条7以外のその他の競技会で競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら、パートB3. 1.2(a)及び(b)以外の競技会においては、以下の混合競技を認めることがある。

- (a) 競技場内で行う 5000m以上の競技で、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別々での実施が非効率的である場合。競技結果には男女の別を表示しなければならない。こうした競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。
- (b) フィールド競技では、男女が同時に同じ場所で同じ種目を行うことができる。その際には、記録用紙は男女別々に作成しなければならない。男女混合で同一種目を行う場合、各ラウンドは一つの性別の競技者全員を先に行ないその後に別の性別の競技者全員が行うことも、それぞれの性別の競技者が交互に行うこともできる。第 24 条 17(試技時間)の目的から、男子・女子に分けてではなく、全競技者の人数で試技時間を考えなければならない。高さを競う跳躍競技が男女混合として一か所で行われる場合には、事前に公表されている当該競技全体に適用されるバーの上げ幅も含めて、第 25 条~第 26 条は厳格に適用されなければならない。コメント:規則第 147 条 2 の目的は、フィールド競技の実施を促進することであり、より長い種目の場合に 1 人または 2 人の少年の選手が入場した場合に 5000m 以上のレースで行われる(すなわち、10,000m 以上)、タイムテーブルの制約により、別々のレースをプログラムすることが困難になる。この規則の目的は、女性競技者が、男性競技者と競技する機会を提供することにより、潜在的により良い記録が出せる環境を作り出すことではない。

誤解を防ぐために補足すると、フィールド種目、5000m 以上のレースでの混合競技会は、

- (a) すべての国内大会で認められ、適用可能な連盟の規則のみに従う。「地域陸連からの追加の許可は必要ない。]
- (b) 規則第1条1(i)および(j)に基づいて開催される競技会において、関連する地域陸連によって特別に許可されている場合に認められる。
- (c) 規則第1条1(a)から(h)に基づいて開催される競技では認められない。

高さの跳躍の男女混合競技の場合、規則第 181 条から第 183 条までを厳格に適用する必要がある。すなわち、競技 会全体を通して合意されたひとつの上げ方に従ってバーを上げなければならないことが含まれる。

男女混合競技での世界記録の公認には制限がある-規則第 260 条 1(5000m 以上のトラックレース)と第 261 条(女性の道路競走)を参照。

規則第 261 条注意(ii)は、男性と女性の両方が参加する状況において、女性の唯一の競走としてどのように認められるか(女性単独での記録の樹立)についての指針を提供する。 [規則 132.2 および 132.3 も参照]

第5条 申し込み (Rule 142)

1. 本規則によって行われる競技会では有資格競技者に限定される。

同時申し込み

2. 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に参加する時には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳で各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の特定の試技に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。

[注意]審判長は、フィールド競技の最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。

コメント:注意は、別の種目との重複出場のために、試技の最終ラウンド(試技のラウンド回数に関係なく)で競技者が 違う順序で試行することを許可してはならない解釈される。 競技者が最終ラウンドの場におらず、それ以前にパスする ことを表明していない場合、その競技者の試技に許される制限時間がカウントダウンされ、時間が経過する前に戻らな ければ、パスとして記録される。 [規則第24条18参照。 どのラウンドであっても、代替試技が与えられた場合には、通 常では試技順の変更は行われない]。

競技クラス変更後の再エントリー

3. すべてのIPC競技大会およびIPC競技会(パート B-3.1.2(a)および(b)を参照)においては、クラス分け評価期間および/またはクラス分け競技会期間中、競技者の競技クラス変更は可能であるが、技術代表の承認を条件とする。 クラス分け評価期間中に競技者の競技クラスが変更された場合、競技者、代理人もしくはチームの代表者は、クラス分け結果の発表直後に、競技者の再エントリーの意思を通知する必要がある。

再エントリーの対象となっている競技者は、変更されたクラスで事前にエントリーしていたのと同じ種目にのみ再エントリーすることが認められる。変更されたクラスの種目に、空きがないためにエントリーが不可能な場合、競技者は、変更されたクラスでの代替種目へのエントリーを要求することができる。

競技期間中、競技観察またはクラス分け抗議により競技者の競技クラスの変更の可能性があり、本規則の規則第 52

条 4 により、競技者の競技クラス、結果、順位および記録に影響を及ぼすことがある。競技者が同じ競技会で変更前の 競技の他の種目にもエントリーしている場合、技術代表の承認を得て、変更となった競技クラスの種目に再エントリー することができる。

コメント: 競技クラスの変更後に再エントリーを決定するときは、次の基準を考慮する必要がある。

新しく割り当てられた競技クラスの最低資格要件が満たされている。

種目は、新しく割り当てられた競技クラスで実施される。

チームあたりの最大エントリー数に達していない。

関係する種目の競走は始まっていない。

競技スケジュールは影響を受けない。

参加の拒否

- 4. IPC競技大会及びIPC競技会(パートB規則第 3 章1.2(a)及び(b)参照)において、つぎの競技者はリレーも含む 当該競技会で実施される全種目(当該競技者が同時にエントリーし参加している他の種目も含む)に以後参加すること が認められない。
- (a) その種目に出場するという最終確認がなされていたにもかかわらず、出場しなかった競技者。

注意:出場者を最終確認するために限定した時間が、あらかじめ発表されているべきである。

- (b) その種目における以後の出場者を決める予選や準決勝等において資格を得たにもかかわらず、その後の競技を しなかった競技者。
- (c) 誠実に全力を尽くして競技しなかった競技者および/またはガイドランナー。その判断は審判長が行い、公式記録で本件への言及がなされなければならない。

しかしながら、規則第2条2条に基づいて任命された医事代表によって、あるいは、医事代表が任命されていない場合は組織委員会によって任命された医師によって診察され、診断書が提示された場合、その診断書は、(出場の最終確認後または予選ラウンドで競技した後に)病気や怪我で競技できなくなった競技者および/またはガイドランナーが翌日以降行われる種目で競技できると認める十分な理由とすることができる。

他の正当な理由(例えば競技者自身の行動と無関係の諸条件、具体的には公的交通手段のトラブルなど)は、技術代表によって同様に是認されることがある。

(d) 規則 5.5 に違反する種目について招集所に報告しなかった競技者。

コメント:関連する審判長が、そのような状況に気づきし、レースを放棄した競技者が、誠意を尽くして競技していないと確信を持った場合には、この競技者について、該当するリザルト上で"DNF 規則第5条4(c)"とする必要がある。審判長がそのような決定を下す過程、またはそれに起因する抗議を考慮したジュリーの検討の過程において、競技者や競技者に代わってチームから示された棄権や出場しなかった理由が考慮され得る。この規則は、医学的理由の場合に明確に従わなければならない過程を規定している。

招集所での参加の除外

5. 招集所に示された指定時間に招集所にいない競技者は、以下の場合を除き、当該種目への参加から除外され、 DNS として記録される。当該審判長は、抗議に対してすぐに判断できず「抗議中」として競技を行っている競技者も含め、競技への参加除外について判断し、除外した場合は根拠となる競技規則を正式記録に明記しなければならない。 正当と認められる事由(例:競技者の責によらない公共交通機関のトラブルや招集所に掲載された時間の誤り)があり、 それを審判長が認めた場合には、招集完了時刻の後でも競技者の競技への参加が認められることがある。

コメント:規則に記載されているように、競技者は適切な時間に招集所にいる必要がある。これは、招集所の外に立つ ことを意味するものではない。 競技会の規則は、従わなければならない招集所の手順を概説する。当該審判長は、競 技者が時間通りに招集所に来たかかどうか、または時間どおりに来れない正当な理由があるかどうかを決定する。 審 判長は、決定がすぐに下されない場合、競技者が抗議中の扱いで競技することを許可できる。 競技者が結果シートに 「DNS」として記載されている場合、その競技者は競技会のすべての種目から除外されることに注意することが重要で ある(「DNS」は規則 6.21 の結果である場合を除く)。

第6条 服装、競技用靴、ゼッケン(ビブス)、義肢・矯正装具、アイマスク、ヘルメット (Rule 143)

服装

1. いずれの競技会でも、競技者およびガイドは清潔で、不快に思われないようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。その布地は濡れてもすきとおらないものでなければならない。また、審判員の判定を妨げるような服装を着用してはならない。

各国を代表する場合は、競技者はその国・地域の派遣母体によって定められたユニフォームを着て参加しなければならない。この規定は、表彰式および競技場内ビクトリーランも競技会の一部とみなす。

注意(i):座位の投てき種目におては、審判員の視認を妨げることのないよう、服装は身体に密着していなくてはならず、 ダブダブであってはならない。

コメント: 競技場に入る前に、競技者係は、不適切または不快であると思われる場合、競技者に衣服の交換を要求する場合がある。競技者が競技者係の要件に従うことを拒否した場合、当該審判長は競技者に警告し、適切と見なされたイエローまたはレッドのカードを発行するものとする。 競技者は、座位の投てき種目などで、競技役員が競技者の姿を観察しやすいように服装を調整するよう求められる場合がある。 競技者が種目の終了後にトップスを脱いで体を見せびらかすなど、不適切に衣類を脱いだ場合、通常、スポーツマンにあるまじき行為をしたこと示すイエローカードを発行する必要がある。 これは、種目の結果カードに「YC -規則 8.2」として表示される。これが 2 回目に発生した場合、2 回目のイエローカードとレッドカードの失格が発行され、「YRC -規則 8.2」として結果シートに表示される。

競技用靴

2. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかり踏みつけるためである。しかしながら、そのような靴は、使用者に不正な利益を与えるようないかなる技術的結合も含めて、競技者に不正な付加的助力を与えるものであってはならない。足の甲の上の部分を絞める構造の靴は使ってもよい。競技用靴は、WPAによって承認されたものでなければならない。

使用される靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなく てはならない。

[注意] i 競技規則の一般原則に沿った範囲内であれば、個々の競技者に合わせて靴を改良することが認められる。 [注意] ii 競技会で使用される靴が競技規則や陸上競技の精神に反しているとの証拠がWPAに提出されたら、その 靴は検査対象となり、違反が認められれば競技会での使用が禁止される。

コメント: 内反足などの身体障がいのある競技者が、通常の要件を満たさない靴を着用する必要がある場合がある。 靴が競技者に不当な追加の助力を与えない限り、それは許可されるべきである。

スパイクの数

3. 競技用靴の靴底、踵、および義足は、11 本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11 本以内であればスパイクは何本でもよい。

スパイクの寸法

4. 競技用靴の靴底または踵から突出した部分のスパイクの長さは9mmを超えてはならない。また走高跳およびやり投の場合は、12 mmを超えてはならない。スパイクは先端近くで、少なくとも長さの半分は 4 mm四方の定規に適合するように作られていなければならない。トラックメーカーもしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合は、これを適用する。

〔注意〕トラックの表面は、本条で認められるスパイクの使用が可能なものでなければならない。

コメント:スパイクの長さの要件が異なる場合は、通常、チームマニュアルまたは競技の技術要件に記載される。

靴底と踵

5. 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。

走高跳と走幅跳における靴底の厚さは 13 mm以内、走高跳の踵は 19 mm以内でなければならない。その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。

[注意] 靴底と踵の厚さは、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部にある靴底の最下部で計測され、これには前述の構造、または取り外し可能な中敷も含まれる。

競技用靴への仕掛け

6. 競技者は、靴の内側、外側を問わず、靴底の規定の厚さを増すような効果があったり、前項で述べたタイプの靴からは得られない利益を与えたりするような仕掛けをしてはならない。

コメント: 前述のように、内反足などの身体障がいを持つ競技者は、通常の要件を満たさない靴を着用する必要がある場合がある。靴が競技者に不当な追加の助力を与えない限り、それは許可されるべきである。

アスリートビブス

7. 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚のナンバーカード(ビブス)をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。ナンバーカード(ビブス)は、通常はプログラムに記載のものと同じナンバーでなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。ナンバーカード(ビブス)の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはその他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。

注意 i:ビブのうち 1 枚は、競走用車いすもしくは投てき台の背の部分、ラースランニングフレイムは側面にはっきり見えるようつけなければならない。

注意 ii 競技者は胸や背の代わりに脚部にビブをつけてはならない。

- 8. ナンバーカード(ビブス)は配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。長距離種目においては、風通しをよくするためにナンバーカード(ビブス)に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。
- 9. 写真判定装置を使用する競技会において、組織委員会は競技者のショーツまたは下半身の横に粘着性の腰ナンバー標識をつけさせることができる。

注意:車いすによる個人種目とリレーおよびロードレースに出場する競技者は、腰ナンバーに代えて、ヘルメットにナンバーを貼らなくてはならない。

- 10. いかなる競技会であろうと、競技者が自分のナンバーカード(ビブス)その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。
- 11. 競技者が本条の規定に従わず、
- (a)審判長が従うよう命じてもその命令を拒否した場合、または
- (b)そのまま競技に参加した場合、
- 当該競技者は失格とする。

コメント:規則第6条11は、規則第6条の条項いずれかに従わない場合の制裁を規定している。しかし、可能であれば、 競技者がこれら規則に従わない場合、関連する競技役員は、規則を遵守することを進めるとともに、従わない場合、ど のような結果を招くか競技者に助言すべきである。競技者が競技会中に規則の条項いずれかに従わず、競技役員が 競技者に規則遵守を要求することが現実的ではないなら失格とせざるを得ない。

出発係と(トラック種目と場外イベント担当の)監察員及び(フィールド種目担当の)審判員は、これらの事案を警戒し、明らかな違反があった場合には審判長に報告する責任がある。

義肢

12.下肢欠損及び脚長差(WPA クラス分け規則及び規定の付録 1 の最低障害基準 2.1.4.1 及び 2.1.7 を満たす)に該当する競技クラス T / F61-64 の競技者は、競技中、両脚または両腕の長さを等しくしてバランスよく走れるようにするために義肢を装着することができる。 かかる義肢はバランスを補正する以外の助力を競技者に与えるものであってはならず、パートB7. 1に概説されている基本原則に違反してはならない。

コメント: WPA は WPA クラス分け規則と規制を徹底的に見直し、その結果、新しい競技クラス T / F61-64 を導入した。 これらのクラスは、下肢欠損(切断、失調症など)と脚の長さに差がある競技者のみを対象としている。ただし、そのよう な競技者は、それぞれの最小障害基準を満たし、義肢装具を付けて競技する。

- a)トラック種目と道路種目においては、競技クラス T61-64の競技者は、下肢用義肢を装着して競技し、それら義肢も一緒に競技を終えなくてはならない。
- この規則に違反した場合は失格となる。

コメント:トラック競技と道路競技で競技する競技クラス T61-64 の競技者は、下肢の義肢装具の使用が必須であるため、競技者はすべてのレースを下肢の義肢装具を付けて完了するものとする(例: 予選ラウンド、準決勝、決勝)。 一般的な定義によれば、義肢装具は、欠落した身体の部分を置き換える人工装置として機能し、これは上肢と下肢の両方の義肢装具に適用される。

したがって、そのようなデバイスは人体の延長と見なされる。このため、レースが始まると、下肢の義肢装具を付けて走る競技者は、そのような装具を付けてフィニッシュラインを通過する必要がある。 競技者が義肢装具なしでレースを終えた場合、その競技者は失格となる。

b)フィールド種目においては、競技クラス T61-64の競技者は、下肢用義肢の使用は任意とする。競技開始前に、競技者は担当する競技役員に、使用の有無を伝えなくてはならない。もし使用を決めたなら、その競技者は競技開始から終了まですべての試技で義肢を装着して競技しなくてはならない。装着せずに試技した場合、無効試技とみなされる

コメント: 競技者が競技中に下肢の義肢装具を使用することを決定した場合(つまり、走高跳または走幅跳で)、関係役員は、その特定の試技で規則 25.7 および規則 27.14 が遵守されていることを確認する。

13. 競技クラス T/F61-62については、競技用義足装着時の競技者の身長が「WPAクラス分け規則及び規定」に定める最大許可身長(MASH)を超えてはならない。競技者の身長は、招集所で招集所審判(競技者係)が測定するものとする。この規則に従わない場合、その競技者は競技を開始することができず規則 6.21 に従い、リザルトに DNS と記録される。

コメント: 世界記録とエリア記録

世界および地域の記録記録の承認を目的として、競技クラス T / F61-62 の競技者が達成したすべての世界および地域の記録は、規則 51.10 の注記(i)に準拠している必要がある。

- 14. 競技クラスT45-47およびF45-46および、上肢筋力障害、運動範囲および四肢不全の障害を有する競技者(WPAクラス分け規則および規定の以下の条項に定める最小障害基準に合致していることを条件として。第 2.1.6.2.1、第 21.5.2.1 項、第 2.1.4.2 および第 2.2.1.1)、上肢用義肢の使用は任意である。
- a)トラック及びロード種目において、上肢用義肢を着用して競技することを選択した競技クラス45-47の競技者は、その義肢を着用した状態でレースを完了しなければならない。この規則に違反した場合、競技者は失格となる。

コメント: 競技者がトラック競技と道路競技のレース中(例えば、予選ラウンド)に上肢の義肢装具を使用する場合は、義 肢装具を付けてそのようなレースを完了しなければならない。 使用は任意であるため、競技者は次のレースで上肢の 義肢装具を使用するかどうかを決定できる(例: 準決勝または 100m の決勝)。 規則 6.12(a)の解説に示されている のと同じ原則に従って、レースが始まると、上肢の義肢装具を使用して走る競技者は、そのような装具を付けたままフィ ニッシュラインを通過する必要がある。 競技者が義肢装具なしでレースを終えた場合、その競技者は失格となる。

b)フィールド種目において、競技クラスT45-47およびF45-46の競技者の上肢用義肢の使用は任意である。 競技開始前に、競技者は担当競技役員に使用の意思を通知しなければならない。 上肢用義肢を着用して競技することを競技者が決断した場合、その競技者は、その義肢を着用した状態で試技の最初から最後まで完了しなければならない。 競技者がそうしなかった場合、その試技は無効試技とみなされる。

コメント: 競技者が競技中に義肢装具を使用することを決定した場合(つまり、走高跳または走幅跳で)、関係役員は、 その特定の試技で規則 25.7 および規則 27.14 が遵守されていることを確認する。

装具

- 15. 下肢に機能障がいを伴う競技クラス T32-34/F31-34, T/F35-38, T/F42-44, T51-54/F51-57 の競技者において、(下肢)矯正装具の使用は任意である。
- 16. 競技クラス T32-34/F31-34, T/F35-38, T45-47、F45-46 および T51-54/F51-57,では、上肢障害を有する競技者は、矯正装具の使用は任意である。
- 17. 下肢および/または上肢の障害を有する競技者については、走行を容易にするために規則第 6 条 12、規則第 6 条 14、規則第 6 条 15 および規則第 6 条 16 で許可されている以外の補助装置の使用は認められない。

コメント:2018 年 1 月 1 日まで、競技クラス T / F42-44 には、義肢装具を付けて競技した競技者とそうでなかった競技者の両方が含まれていた。最近の調査結果では、義肢装具を使用すると、トラック競技でパフォーマンスが向上する可能性があることが示されている。

18. 競技クラス T/F11 の競技者は、すべてのトラック種目とフィールド種目の競技中、ガーゼパッチまたは同等の物で完全に目を覆ったうえで、承認を受けた不透明で前の見えない眼鏡または適切な代用品を装着しなければならない。不透明眼鏡またはその代用品は担当競技役員のチェックと承認を受けなければならず、技術役員の判断において、完全に光を遮断する効果があるものでなければならない。担当の技術役員は、競技開始直前や競技終了直後を含めいつでも、不透明眼鏡またはその代用品の再検査を行うことができる。

注意(i)競技者が招集所を離れる時から競技終了までの間(フィールド競技の場合は最終試技終了までの間、)、アイパッチ、アイマスク、および不透明で前の見えない眼鏡または適切な代用品(フィールド競技の場合、アイパッチは除く.)を装着しなければならない。ただし、フィールド競技の場合、種目の試技の間にアイマスク、および不透明で前の見えない眼鏡(アイパッチは除く)を外してもよい。アイパッチは、競技者が競技場所を離れるまではずしてはならない。競技場所を離れる前にアイパッチをはずした場合は、最初は警告、2度目はレッドカードを提示され審判長から失格を宣

言される。

注意(i)競技者が招集所を離れる時から競技終了までの間(フィールド競技の場合は最終試技終了までの間、)、アイパッチ、アイマスク、および不透明で前の見えない眼鏡または適切な代用品(フィールド競技の場合、アイパッチは除く.)を装着しなければならない。注意(ii):アイパッチ、アイマスク、不透明眼鏡は競技者の責任で用意されねばならず、アイパッチ、アイマスク、不透明眼鏡またはその代用品が基準を満たすことは競技者の責任である。

競技者がこの規則に従わない場合は、その競技者は当該種目を開始できず、リザルトには規則6.21 に従い DNS と 記録される。

注意(iii)ロードレースでは、競技者はアアイパッチおよびアイマスク着用する必要はない。

コメント:これらの要件を遵守しないと、競技者の失格となる場合がある。 また、ITO は審判長として、招集所でアイパッチとアイマスクの検査を行う必要があり(規則 2.24 を参照)、競技者が競技の際は着用することを目的としている適切なアイパッチとマスクを着用する必要があることを覚えておくことが重要である。 競技者がアイパッチまたはアイマスクを外したい場合は、外す許可を求める必要がある。これは、種目の審判長または審判員主任によって不当に留保されない。 トラック種目実施中、アイパッチとアイマスクは通常、スタートラインに代わりのものを置き、競技中残しておく。ただし、一部のフィールドイベントでは、競技者が試技の間に片方または両方のアイカバーを外す。 そうする場合、審判員と審判長は、次の試技の前に、競技者または彼のアシスタントによってそれらが交換されることを観察する必要がある。 アイパッチとアイマスクを正しく着用しないと、競技者の失格となる。これには、トラック種目の最中にアイパッチまたはアイマスクが落ちることが含まれる場合がある。

テザー

19. ガイドランナーの伴走がある場合、競技クラス11および12の競技者は、テザーによってガイドランナーとつながっていなくてはならず、それは競技者が用意し規則6.20に適合していなければならない。

競技者がこの規則に従わない場合は、その競技者は当該種目を開始できず、リザルトには規則6.21 に従い DNS と 記録される。

注意(ii)競技中、競技者と伴走者はテザーでつながっているものとする。

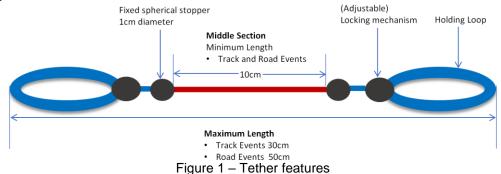
競技者と伴走者はテザーを緩みがあるようにして手、手首、その他身体の一部を持ってはいけない。

注意(iii) 競技中にテザーがこわれた場合は失格となる。

コメント:注意(iii)への補足として、テザーが競技中に耐えうるものであるかどうかの責任は競技者にあり、規則7.9 に 従い、競技中にこわれた場合は失格となる。

- 20. ガイドロープは、伸縮性のない材質で作られ、競技者が利益を得るようなものであってはならない。ガイドロープは、 2つの握り用の輪と、各端部に2つの固定された球状ストッパを有する中間部分とからなる。
- a)トラック種目では、ガイドロープを最も伸ばした状態における握り用の輪の両端の間の最大長は 30cm 以下とする。ロード種目では、ガイドロープを最も伸ばした状態における握り用の輪の両端の間の最大長は 50cm 以下とする。ガイドロープは、装着されていないときに、最も伸ばした状態で招集所で測定されなければならない。
- b) 握り用の輪は、輪を解くことができるような構造を組み込んではならない。握り用の輪には、競技者が簡単な操作で、輪のサイズを調節して固定することができる構造を組み込むことができる。この調節可能なロック構造は、2 つの固定された球状ストッパーを超えて拡張されてはならず、中間部分を短くしてはならない。中間部の長さは 10cm 以上とし、完全に伸ばした状態で、2 つの球状ストッパの最も近い点の間で測定しなければならない。中間部分は、際立った色とし、ガイドロープの残り部分の距離が明確に判別できるようにする。ストッパーは、球形(または球形)で直径 1cm 以上でなければならない。
- c) レース中、競技者またはガイドランナーは、ガイドロープの長さを短くする目的で、ストッパーおよび/または中間部のいずれの部分も持ってはならない。

競技者および/またはガイドランナーがこれらの規則に違反した場合、競技している 2 人(競技者およびガイドランナー) は失格となる。



コメント: 上の図は、トラックおよびロード種目のレース中に常に遵守されなければならない最小と最大の長さを示している。 招集所の審判員は適切な検査を行い、ガイドロープの長さが上記規則第6条18および規則第6条19に準拠していることを確認する。

21. すべての IPC ゲームス/IPC 競技会(パート B - 3.1.2 (a) / (b)参照)では、競技用器具(レース用車いす、レースランニング用フレーム、投てき台、義手/義足、テザー、アイマスク等)が規則に適合していない場合、どの種目からも除外される。

その場合、招集所審判長(または担当審判長)はイエローカードで警告し、リザルトに DNS と記録され、備考として該当する規則を明記する(例: DNS + YC 6.13).

ただし、規則 5.5.に基づき、それ以降の種目からは除外されない.

競技者の競技器具がその後の競技でも違反している場合は、その種目から除外され、招集所審判長(または担当審判長)はイエローカードを提示、そのすぐに続けてレッドカードを提示し、競技者はその競技会ではそれ以降の種目も出場できない。

規則 6.21 における、審判長によるイエローカード/レッドカードは、仮に競技が開始したり終了した場合にも適用され、 用具が適合していなかったとして失格となる。

コメント: 競技者の器具が規則に適合していなかった場合、一貫性を持たせるため、招集所審判長はイエローカードとレッドカードの記録をとることが推奨される。

ヘルメット

21. 競技クラス T32-34 及び T51-54 の競技者によるヘルメットの着用

車いすのトラック競技および道路競技のすべてでヘルメットの着用が義務付けられている。ヘルメットは外殻が固く、保護性に優れ、国際安全基準(スネル規格 b-84/90/95、BSI6863、EN1078 等)を満たしていなければならない。

第7条 競技者に対する助力 (Rule 144)

医療処置と助力

- a) 診察、治療、理学治療は、大会組織委員会に任命され、腕章、ベスト、その他の識別可能な服装を着用した公式の 医療スタッフが競技区域内で、または、この目的のために医事代表もしくは技術代表の承認を得たチーム付き医療スタッフが競技区域外の所定の治療エリアで、行うことができる。いずれの場合においても、競技の進行や競技者の試技の 順序は遅らせないものとする。上記以外の他者によるこのような介助や手助けは、競技者がひとたび招集所を出た後 は、競技開始前であろうと競技中であろうと、助力である。
- b) 医事代表または公式医療スタッフのメンバーで腕章、ベスト、その他の識別可能な服装を着用した医師によって競技の中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- 注意:競技区域は、通常、柵等で仕切られているが、上記規定の解釈上、競技が行われ、競技参加者と規則や規定で 認められた人員のみが立ち入ることのできる区域のことと定義される。
- 2. 競技中、競技場内で、助力を与えたり受けたりしている競技者は、審判長によって警告され、さらに助力を繰り返すとその競技者は失格になるということを勧告される。競技者がその種目から失格させられる場合、そのラウンドの記録は無効とするが、前の予選ラウンドの記録は有効とする。
- 注意: 規則7.3(a)に該当する場合は、警告なしで失格とすることができる。
- 3. この規則の目的から下記については、助力とみなされ許可しない。
- a) 同一レースに参加していない者によってペースを得ること、周回遅れか、周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技すること、あるいは(規則 7.4(d)で許されたものを除いて)あらゆる種類の技術的な装置によってペースを得ること。
- b)ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CD、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を競技区域内で所持または使用すること。
- 注:規則 7.3.(b)で示された物品の所持は、アシスタント及び伴走者にも適用される。
- c)規則 6.12 で認められた装具等を除き、規則で規定された用具では達成できない有利さを使用者に提供する装置の 使用。
- d) 当該競技に関係するしないにかかわらず、競技役員が助言またはその他の支援を提供すること(競技指導を行う、 長さの跳躍種目で失敗を示す場合を除き踏切地点を示す、レースで時間や距離差を教えるなど)。

コメント:ただし、規則 7.3(d)は、役員が自分の役割に必要なものを超えて競技者を支援してはならないことを明確に示している。具体的には、例として、水平の跳躍競技での無効試技での踏切ポイントを示す目的を除いて、ジャンプイベントでの踏切位置の詳細を提供してはならないことを述べている。

- e)立位姿勢で競技する立位競技者が競技場所への移動に車いすを利用すること。
- f) 転倒後、他の競技者から立ち上がることを手助けしてもらう以外に、前に進むための身体的な手助けを得ること。

コメント: 競技者に不当なアドバンテージを提供する物理的または技術的な動作または行動は、競技エリアでは許可されていない。通信に使用する能力のあるデバイスは、競技エリアで禁止されている。 GPS 機能の付いたスピードメーターは、意思疎通機能がなければ持ち込んでもよい(規則 7.3. (b))。 招集所審判員は、持ち込む機器に意思疎通機能がないことを確認するため、競技用車いすとともに、ヘルメット、競技者の耳も検査する。また、検査はいつ実施されてもよい。この規則は、競技場にいるすべての競技者とそのガイドランナー(またはアシスタント)に適用される。競技者係は、競技者とそのガイドランナー(またはアシスタント)が常にこの規則に準拠していることを確認することを推奨する。また、ITO やその他の技術関係者が、競技目的の場合を除いて、携帯電話、カメラ、またはその他の同様のデバイスを使用することは適切ではないと見なされる。

- 4. 下記については助力とはみなされず許可する。
- a) 競技区域外での競技者とコーチとのコミュニケーション。コミュニケーションを容易にするとともに、競技の進行の邪魔にならないよう、フィールド競技では、競技場所に近接した観客席の一角にコーチ席を設けることが望ましい。
- [注意]第49条8に関与しないコーチや他の関係者は、この場所から競技者とコミュニケーションを取ることができる。
- b)競技者が競技を行うため、または、すでに競技区域にいる競技者が競技を継続するために必要な、規則 7.1 に定める診察、治療、理学治療。
- c) 身体保護及び/あるいは医療目的のあらゆる身体保護具(例えば:包帯・絆創膏・ベルト・支持具、冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸補助具)、または器具(例えば:補聴器)。審判長は医事代表と、また必要に応じて国際クラシファイヤーと協力して、それらが競技者に望ましい物であるかどうか、それぞれ確認をする権限を有する。 [規則30条5および34条5 参照]
- d) 競技者本人が携帯もしくは着用して使用する心拍計、速度・距離計、ストライドセンサー、その他の類似の機器。ただし、他者との通信に使用不可能なものに限る。
- e)フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域(規則第7条あの注意参照)の外にいる者によって録画されたそれ以前の試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像を競技区域内に持ち込むことは認められない。
- f) 指定された場所で、あるいは審判長が認めた場合に渡す帽子、手袋、靴や衣類。
- (g) 競技役員や組織委員会(LOC) が指定された者が、立ち上がる手助けをする、あるいは医事関係者のものとまで連れていくこと
- (h) 競技中に光やそれに類似する機器で、競技中の経過時間や関連する記録を知らせること
- (i) 旗、ストロボなど視覚を補助する機器や、競技役員がタッチすることでスタートを知らせること(規則 17.2 参照)
- 5. WPA は聴覚障害を持つ競技者が特別な支援を必要とすることを認識しており、そのうえで、かかる競技者の競技会への参加を奨励し、支援するものである。視覚と聴覚両方に障害のある競技者が競技する場合、技術代表は、かかる競技者が実際に競技に参加できるよう、必要に応じて規則に適切な変更を加える権限を有するものとする。原則として、ほかの競技者が不利になるような規則変更は認められない。

注意(i):規則 7.3 (b)に基づき、競技区域内における無線機能を内蔵した補聴器や人工内耳の音声拡大機能の使用は一切認められない。

助カートラック種目および道路種目

6. 競技者は自身でガイドランナーを手配しなければならない。

コメント:この規則の目的は、IPC 競技者国籍ポリシーの遵守を確実にし、知らないガイドランナーによる競技者の悪影響から保護することである。

- 7. 競技クラス T11-12 の競技者のガイドランナーは認められており、助力やペースメーカーとは見なされない。競技クラス T11 の競技者はすべての種目でガイドランナーとともに競技しなくてはならない。T12 では、ガイドランナーを伴うか、一人で競技するかは競技者の選択である。大会組織委員会はガイドランナーであることが識別できるベストを提供する。
- 8. 競技クラス T11-12 の競技者がガイドランナーを伴って競技を開始した場合、成績が承認されるためには、競技者とガイドランナーがともに規則を守り、誠実に努力し、当該種目を完走しなければならない。

コメント: 特定の種目で競技者やガイドランナーが誠実な努力をしたと疑われる場合は、適切な審判長がいる場合、利用可能なビデオによる証拠を検討する。利用可能なビデオ証拠が決定的なものである場合、その競技者は規則 8.2 に基づいて失格となる。

9. 競技者と伴走するガイドランナーの誘導方法はロープ使用を必須とする。さらに、ガイドランナーから口頭で指示を受けてもよい。ガイドランナーは走行(または徒歩)によって任務を完了しなければならず、自転車その他の機械的移動

手段の使用は認められない。

注意(i))テザーによる結束は、競技者と伴走するガイドランナーの手または腕でのみ なされるものとする。

注意(ii):競技者と伴走するガイドランナーは、スタートからレースを終えるまで常にテザーでつながっていなくてはならない。ガイド交代の時を除き、競技者と伴走するガイドランナーが共にフィニッシュライン手前側の垂直面の到達しフィニッシュするまでの間、ロープを離すことは認められない。

コメント:安全上の理由から、すべてのレースで、ガイドランナーはフィニッシュラインの前に競技者と離れてはいけない。 テザーのリリースがフィニッシュラインの前に行われたかどうかを判断することが難しい場合がある。したがって、IPC 大会と IPC 競技会で、審判員が疑わしいと思った場合は、ビデオ審判長または写真判定員主任を参考にして判断する ことができる。

10..ガイドランナーは競技中のいかなる時点においても、レースを有利に進めるために競技者を押す、引っ張る等して前進を助けてはならない。

注意(i):スリングショットは、競技者の進行方向に推進力を働かせるために、ガイドランナーが(競技者とつながっている)腕を故意に前方に力強く振り出す技法と見なされる。このような技法の使用はレース中のいかなる時点においても許されない。

注意(ii):: ガイド-ランナーが、つまずいたり倒れた競技者に対し、足場を回復するための手助けをしたいり、方向を指示することは、走る後押しとなるような利益を提供しない限りにおいては、問題ない。

コメント:ITO やトラック種目に割り当てられた他の審判員は、プッシュ、プル、推進、スリングショットを監視することが重要である。 競技者は、ガイドランナーではなく、種目のランニングスタイルとリズムを指示しなければいけない。ガイドランナーがランニングスタイルを指示している場合、これは多くの場合、競技者が不自然に見える上腕または肩の動きが誇張されている場合に見られる。多くの場合、ビデオ分析を使用せずに、押したり、引いたり、推進したりすることを監察することは困難である。スリングショットは通常、競技者がガイドランナーの前に確実にフィニッシュするようにガイドランナーが競技者を前方に推進するので、フィニッシュラインで簡単に監察できる。

11.5000 メートル以上のレースにおいては、競技者は 2 名のガイドランナーをつけることができる。ただし、ガイドランナーの交代は各レース 1 回のみとする。ガイドランナーを交代させる場合は、他の競技者の邪魔にならないようバックストレート(決勝点のある方と反対側の直線走路)で行わなければならない。

注意:ガイドランナーの交代があった場合、成績が承認されるためには、競技者と交代したガイドランナーが 2 人とも最後まで走りきらなければならない。

12..ガイドランナーを交代する場合は、審判長と技術代表に事前にその旨通知しておかなければならない。技術役員はガイドランナー交代の条件を決定し、事前にその内容を競技者に伝える。

注意:ガイドランナー交代のための技術的準備が行われた後、交代が行われなかった場合、当該競技者はその種目で 失格となる。

コメント:トラック種目に割り当てられた審判員は、ガイドランナーの交代を注意深く監視して、これらの規則に従って行われるようにする。 ガイドランナーの交代はバックストレートで行い、審判員は、ガイドランナー交代の準備として、ガイドランナーがトラックの外側に適切に配置されるようにする。 割り当てられた審判員は、交代の準備をしているガイドランナーが、近くで実施している他の種目を妨害しないようにする。 たとえば、後方に「レールカメラ」がある場合、実際のガイド交代時を除いて、「レールカメラ」と競技者の間にガイドランナーを配置しない。 割り当てられた審判員は、交代の詳細(つまり、ガイドランナーを交換しようとする競技者の名前とこれらの交代が行われる周数のコピーを持っている。 割り当てられた審判員は、すべてのガイドとランナーの交代が計画どおりに行われるようにする。交代が行われた後、出て行くガイドランナーは、審判員またはボランティアによって競技エリアの外に付き添われる。 上記のプロセスに従って交代が行われない場合、割り当てられた審判員は、競技者を失格とするかどうかの最終決定のためにトラック審判長に報告する。

13. .競技クラス T12、T20、T31-32 (レースランニング)、T35-38、T42-47 の一部の競技者は、出発係によるスターティングブロックの設置を要請することができる。技術代表は、必要と思われる競技者やその競技者の所属チームのコーチに要請内容記入用紙を配布する。

注意(i):要請があった場合、技術代表は、特定の状況においてアシスタントが競技者とともにスタート地点に赴き、スターティングブロックを設置することを認めることができる。アシスタントはレーススタート前に競技エリア内から退去しなくてはならない。

注意(ii):要請があった場合、技術代表は、競技クラスT31-32(レースランニング)のアシスタントが競技者とともにスタート地点に赴き、競技者が確実にスタート位置に付けるようにすることを認めることができる。アシスタントはレーススタート前に競技エリア内から退去しなくてはならない。

注意(iii): 競技クラスT12競技者の安全な移動を保証するため、技術代表は、招集所から競技エリアへ付き添うアシス

タントを認めることができる。アシスタントはレーススタート前に競技エリア内から退去しなくてはならない。

コメント:この規則のリクエストでは、競技者またはそのアシスタントまたはチームリーダーが関連するリクエストフォーム (「サポートリクエストフォーム」など)に記入する必要がある。完成したフォームは、技術代表の承認を得るために TIC に提出する。技術代表によって承認された場合、承認されたリクエストフォームは、競技者、アシスタント、またはチーム リーダーから招集所の競技者係に提供され、その後、競技者と一緒にスタートラインに運ばれる。競技者係が、リクエストが承認されたかどうかについて疑問がある場合は、技術代表にすぐに説明を求める。規則によってアシスタントが競技者に同行できるようにする場合、競技者に同行する必要はない。

助カーフィールド種目

14. .競技クラス F31-33 および F51-54 の競技者はアシスタント(各競技者 1 種目につき 1 名)をつけることが認められる。アシスタントは、競技役員の指示と監督のもとで、競技者が安全に投てき台に移動できるよう競技者と競技役員を手助けしたり、競技者の身体を投てき台に縛りつける手伝いをしたりできる。

注意:投てき台への固定は、非伸縮性の材質でできたストラップを用いて投てき台に縛り付ける。

(ii):アシスタントを伴う場合、そのアシスタントは競技者を投てき台に移動する手伝いができるものでなければならない。 もし、その対応ができないアシスタントの場合、技術代表の事前承認がない限り、競技役員、承認されたボランティア、 その他の者がその手伝ってはならない。

コメント: IPC ゲーム及び IPC 競技会(パート B - 3.1.2 (a) and (b)参照)において、競技者が競技をしていない間、審判長はアシスタントに対して FOP から離れ、FOP 以外の場所に移動することを要請することができる。 競技者が試技をしようとする前で、審判長が適切で必要と判断した場合、アシスタントは競技者が競技をするための準備の手助けをすることができる。 試技が終了したら、アシスタントは FOP から離れていなければならない。 アシスタントは競技クラス F31-33 および F51-54 の競技者にのみ許可されていることを理解することは重要である。 別の競技クラスの競技者がサポートを必要とする場合、競技者はサポートフォームのリクエストを記入し、イベントの少なくとも 24 時間前に技術代表に提出して承認を受ける必要がある。 技術代表がリクエストを承認した場合のみ、サポートが許可される。 役員は競技者を投てき台に移す責任はない。 競技者またはそのアシスタント(許可または承認されている場合)がこれを担当する。 競技役員または認定されたボランティアは、デイチェア(生活用車いす)から投てき台に、またはその逆に移行する場合、競技者にサポートを提供しない。そのようなサポートは、そのような承認が必要な場合にのみ、技術代表によって承認されたアシスタントによって実行されなければならない。

- 15. アシスタントは上記手助けを終了次第、競技区域から離れなければならず、競技区域内においては種目役員の指示に従わなければならない。
- 16. 競技クラス F11 および F12 の競技者については、1 名のアシスタントが投てきサークルまたはやり投の助走路まで誘導することができる。そのアシスタントは各試技の前に投てきサークルまたはやり投の助走路に対する競技者の位置決めを助けることができる。アシスタントは試技が始まる前に投てきサークルまたはやり投の助走路を離れなければならない。競技者の位置が定まった後、そのアシスタントは、音響による方向指示を、各試技の前、最中、後に行うことができる。投てきサークルまたはやり投げの助走路からの競技者(に触れて)の誘導は、試技が有効か否かの判定を役員が下すまで(すなわち競技者が自身で1歩踏み出すまで)行ってはならない。

注意:担当の種目役員は、音響による方向指示を行うアシスタントが危険な場所にいると判断した場合、移動するよう要請する権利を有する。

17. 競技クラス T11 の競技者については、走幅跳、三段跳、走高跳種目の競技中に音響補助の使用が認められる。ただし、既存の設備に視覚的変更を加えることは一切認められない。音響補助が使用されている種目においては、観客に静粛を求めるものとする。

注意:静寂な状態が確保されるよう、音響補助が使用される種目は可能な限り他の走競技種目と同時進行にならないようにすべきである。

コメント: 多くの場合、これらの種目は、スタジアムにいる観客の数が最も少ないセッションの開始時にスケジュールされる。アナウンサーを含むスポーツプレゼンテーションチームがイベントを注意深く観察して、競技中にスポーツプレゼンテーションが競技者とそのアシスタントの集中を妨げないようにすることが重要である。

- 18. 跳躍種目において、競技クラス T11 の競技者は次の 2 名のアシスタントを競技区域に同伴することができる。
- a) 走高跳、走幅跳、三段跳で助走時に音響による方向指示を行うコーラー役
- b)各試技の前に助走路で競技者の位置決めと方向づけを行うエスコート役
- 注意(i):音響による方向指示は各試技の前後および最中に行うことができる。試技が開始されたなら、試技が有効か否かの判定を役員が下すまでは、音響による方向指示のみが許される。(触れてはいけない)
- 注意(ii):アシスタントは、走幅跳や三段跳の助走路上や脇、また砂場の脇に位置してよい。アシスタントは、助走路上の踏切エリア前後に位置してよいが、踏切エリア(パスダー)の中や砂場に立ってはならない。

注意(iii):アシスタントは、競技役員の視界を妨げるような位置に立ってはならず、また競技者の脇や背後にも立ってはならない。

コメント: 競技者とそのアシスタントは、審判員主任がそうすることができると指示するまで、物理的にお互いに触れてはならない。 これは通常、試技が完了し、競技者が投てきサークル、助走路、着地エリア、または着地マットを離れ、審判員主任が適切な旗を掲げた後である。

- 19. 競技クラス T/F12 の競技者については、フィールド種目で既存の設備に視覚的変更(塗装、チョーク、パウダー、コーン、旗等)を加えることを技術代表の裁量によって認めることができる。音響による合図も使用できる。
- 20. .競技クラス T12 の競技者は跳躍種目でコーラー、エスコート、またはその両方の役割を果たす 1 名のアシスタントのみ、競技区域に同伴することができる。アシスタントは規則7条18を遵守しなくてはならない。
- 21. フィールド種目において、アシスタントは規則第7条14及び第7条20で認められる行為以外のことを行わないものとする。アシスタントが規則に違反している(競技区域内で指導する等)と担当役員が判断した場合、競技者と同伴のアシスタントは、審判長より警告を受け、違反が繰り返された場合は規則第7条2に従い、当該競技者は当該種目で失格となることが伝えられるものとする。

注意:大会組織委員会は、競技者とそのアシスタントに別々の待機場所を用意するものとする。

22. 競技クラス T/F20、T/F35-38、T/F42-47 の競技者の中には、踏切板から一定距離の位置にマーカーを設置する必要のある競技者がいるかもしれない。その場合、マーカーは競技前にフィールド審判員の助けを得て設置するものとする。これはやり投げにも適用される。技術代表は、必要と思われる競技者やその競技者の所属チームのコーチに要請内容記入用紙を配布する。

コメント: 技術代表からの支援を受ける前に、NPC の責任者が情報を要求して、要件の概要を説明する必要がある。技術代表は、競技者の指定されたアシスタントまたはフィールド審判員による支援を承認することができる。決定は技術代表によって行われ、フィールドに絶対に必要な人数以上の人がいないことを確認する。

介助動物

23. 介助動物の競技区域内への立ち入りは一切認められない。

第8条 失格 (Rule 145)

競技規則違反による失格(第2条13.5または第17条5の非適用時)

1. 競技者が競技規則(第2条13.5または第17条5の適用を除き)に違反をして失格させられれば、その種目の同じ ラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前の予選や準決勝までの記録は有効とする。 この違反による失格は、その競技会でのその後の参加を妨げるものではない。

競技第2条13. 5(規則17条5を含む)による除外となった結果による失格

2. 競技者が第2条13. 5により競技会から除外となった場合は、その種目で失格となる。2 度目の警告が違う種目で行われた場合は 2 度目の種目で失格となる。そして、その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前のラウンドまでの記録、またはそれまでに出場した他の種目や混成競技において当該種目の前までの記録は有効とする。

こうした失格により、同時参加している他の種目およびリレー種目を含めて、その競技会における以後のすべての種目 から除外される。

- 3. 規則 2.13.5.に基づきリレーチームとして不適切行為で失格になった場合、その種目では失格となるが、同種目でそれまでに出した記録は有効となる。その失格は、そのメンバーとリレーチームがその後の他種目の出場(同時出場している他種目やリレー種目を含む)を妨げるものではない。
- 4. 違反が重大であるとみなされた場合は、競技会ディレクターは不適格行為としてWPAに報告しなければならない。
- 5. 競技者は競技区域やウォームアップエリアで尿脚バッグ等の貯尿器から尿が漏れ出さないようにしなければならない。これを怠った場合、失格になる。

第9条 競技クラス外での競技一参加資格

「IPC クラス分けコード(IPC Classification Code)」およびクラス分け一般原則に従い、競技者は一般的に同じ競技クラスに属する競技者と競う。

承認競技会の参加申請、参加資格、参加資格基準に関する書類に、複数の競技クラスに属する競技者が一緒に競技できる種目を明記することができる。

IPC競技大会及びIPC競技会(パートB第3条1.2(a)及び(c)参照)における競技クラスのグループ分けは、原則として、付録2のクラス分け表に基づくものとする。

この版のWPA規則・規定が採用された後に開催される承認競技会であっても、参加要件が採用日より前に決まっていた場合は、本規則は適用しない。

フィールド種目で複数の競技クラスが一緒に競う場合は、Raza ポイント方式で順位を決定することができる(Raza ポイント方式採用の決定は、「単一競技クラス種目」と「複数競技クラス混合種目」のいずれとして行うかによって、大会組織委員会または技術代表が行うものとする)。Raza ポイント方式を採用する場合、小数点以下の数字は切り捨てとなり、例えば、1,000.501 点と 1,000.499 点はいずれも 1,000 点として扱う。小数点以下の数字は、同点となった場合のみ、考慮する。

例外的かつ限定的な状況において、WPAは、上記および付録 2 のクラス分け表に基づかない競技クラスのグループ 分けを行う権限を有するものとする。

コメント: 新しい競技クラス T61-64 に関連してクラス分け規則と規則に加えられた変更は、付録 2 のクラス分け階層テーブルに反映されている。

第 10 条 測量(検定)と計測 (Rule 148)

- 1. マークの正確性、および第3条および第11条2の設備の配置状況は、有資格測量者によって、計測の詳細と関連する組織・団体 あるいは設備の所有者ないし運営者に対して提出された適切な検査済証とともにチェックされなければならない。この測量者は本目的のために、競技場の設計図や図面、最新の計測証明書などすべての情報にアクセスできるものとする。
- 2. IPC競技大会及びIPC競技会(パートB規則第3条1. 2(a)及び(b)参照)における競技会のトラックおよびフィールド競技の計測は、正しく目盛りが設定された鋼鉄製巻尺または高度計または科学計測装置で行われる。これらの計測機器は国際基準に従って製造され、正しく調整されたものでなければならない。競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって 承認された適切な組織によって認証されていること。

IPC競技大会及びIPC競技会(パートB規則第3条1.2(a)及び(b)以外の競技会では、ファイバーグラス製巻尺を使用してもよい。

[注意]世界記録および/またはエリア記録の公認については第51条19aを参照。

コメント: 電子測定機器が明らかに正しく機能していない場合、すべての測定は、校正済みのスチールテープまたはバーを使用して行う必要があることに注意すること。

第11条 記録の有効性 (Rule 149)

- 1. 競技者の記録は、WPAによる承認競技会(バートB規則第 3 章1.2参照)で達成されたものでなければ有効としない。
- 2. 通常、競技場内で実施される種目の記録が、一般的な陸上競技場以外(例えば街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等)や競技場内に一時的に作られた施設で達成された場合は下記すべての条件を満たしていれば、すべての目的(世界記録を含む記録において認められる。
- (a) バートB規則第3条に規定されている統括団体が開催許可を出していること。
- (b) その競技に公認審判員が委嘱され、審判員によって審判運営がされていること。
- (c) 必要に応じて規則に合致した用器具が用いられていること。
- (d)その競技は競技規則に合致し、競技会当日に規則第10条に基づく計測が行われた競技場所や施設であること。

コメント:TR11.2 に記載された競技会が 1 日以上にわたって開催される場合、最初の種目実施日までに検定を実施する必要がある。いずれの場合でも、検定員が検定対象の施設に変更の動きがないことを確認できる場合、検定は最初の種目実施日の 2 日前までに完了することができる。

第12条 ビデオ記録 (Rule 150)

IPC ゲーム及びIPC競技会(バートB 3 条1.2(a)及び(b)参照)および、できるならば、その他の競技会においても、すべての種目において、技術代表が納得する形で、公式のビデオ撮影を行うものとする。ビデオ記録は、WPA クラス分け規則及び規程を含めて、競技内容の正確性と規則違反が立証できるものでなくてはならない。

コメント:ビデオ審判長の競技会での任命は、十分なビデオ収集および再生システムが利用可能な競技会では、多くの場面の実際の監視に大きな影響がある。ビデオ審判長は、一般的に、トラック種目(例えば、スタート、曲走路の内側レーンへの入り込み、妨害や侵害、レーンからの早期離脱、リレーの引き継ぎなど)に関して積極的に行動することができる。フィールド種目の一部または全部について同様の役割を果たすのに十分な数のカメラと機器があれば、ビデオ審判長は、トラック同様の役割を担うことができるが、通常は、フィールドの現場にいる審判長からの特定の案件についての画像確認要請に対応する。トラック種目の場合、ビデオ審判長は、ビデオルームにある 1 つまたは複数のスクリーンでレースを監察し、自分の所見に基づいて、または競技エリアにいる審判長や監察員主任からの照会に基づいて、利用可能な再生された画像を見て、特定の事案を解決する。その結果、規則違反が明らかな場合は、適切な決定を下したうえで、その決定内容をトラック審判長と写真判定員主任に報告しなければならない。同様に、監察員またはトラック審判長が規則違反の可能性を報告している場合は、ビデオ審判長によって確認され、適切な助言と決定がなされる。さらに、公式ビデオ映像は、これまでと同様に、抗議や上訴を扱うためにも使用される。 近年では、組織委員会(LOC) が独自のシステムを手配するのではなく、経験豊富な会社が、競技会向けに構築された既存サービスを提供することが一般的になりつつある。ただしどちらの選択肢を使ってもよい。

第13条 得点 (Rule 151)

点数制によって順位を決定する競技会においての採点方法は、競技開始までに参加チームの合意を得なければならない。

第3部ートラック種目

第14条 車いす及びレースランニング用フレームに関する要件

(Sport Classes T32-34 and T51-54)

1. 車いすの要件全般

- a)WPA承認競技会(パートB規則第3条1.2参照)では、大輪2つ・小輪1つの車いすを使用するものとする。
- b)すべての車いすは、安全の目的から、機能的な(制動制御)ブレーキシステムを備えていなくてはならない。
- c) 車いすを推進するための機械的なギアやレバーの使用は一切認められない。
- d) 車いすのトラック競技や道路競技でミラーの使用は認められない。
- e)すべての競走競技において、競技者は手動で前輪を左右に操作できなければならない。機械的操縦装置は手で操作するもののみ認められる。
- f)車いす競技者の空気抵抗を低減するフェアリング等の使用は認められない。
- g) 車いすの本体またはその付属物品または付属品は、性能を向上させる目的でエネルギー貯蔵能力(例えば、伸縮性)を組み込むことができない。
- h)車いすまたは競技者に取り付けられる装置は、規則第7条4d(助力)に準拠しなければならず、競技者が他者と通信する機能を持たないものとする。
- 注:WPA および技術代表の承認がない限り、WPA 認定大会では、イベントプレゼンテーションまたはテレビ放送の目的での送信機能を備えた装置使用は認められない。

2. 車いすフレームの要件

a) 車いすのフレームまたはその付属品の一部は、前輪のバブを超えて前方に伸びたり、後輪(タイヤを含む)の最後の垂直面を越えて後方に伸びてはならない。さらに、フレームの幅とその取り付け部分は、プッシュリムの傾斜面よりも広くなってはならない。(図2に概要を示す)。

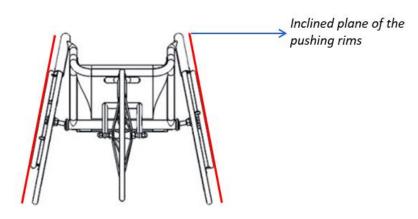


Figure 2 - Inclined plane of the pushing rims

図2:プッシュリムの傾斜面

コメント: 招集所審判員は、すべての車いすを検査し、プッシュリムの傾斜面の外側にいかなる付属品もないことを確認 しなければならない。

- b) 車いすフレーム底部の地面からの高さは、50cm 以内とする。
- c)フレーム構造は、安全のため、十分な安定性と強度を提供する材料で作られなければならない。
- d)シートの位置決めのために、フレーム構造はシートを組み込むものとする。
- e)競技者を車輪から保護するために、サイドガードの使用を追加することができるが、規則第 14 条 2(a)に合致していなくてはならない。

3. 車輪及びプッシュリムの要件

- a)大輪の最大直径は、空気を充填したタイヤを含めて 70cm 以下とする。
- b) 小輪の最大直径は、空気を充填したタイヤを含めて 50cm 以下とする。
- c) プッシュリムは、特殊仕様ではない円形のものを各大輪に1つずつつけることができる。

注意(i):この規則は、片腕で車いすを操作する競技者にも適用される。

注意(ii):T32/33/51/52クラスの競技者の場合、押しているとき手首を安定させる力が制限されるため、プッシュリムとホイールディスクを結合して組み込むことができるように改造を許可するものとする。競技規則第14条3の一般的な主旨に反する改造は一切許されない。

注意(iii):競技者のいかなる身体の部分がプッシュリムや車輪に縛り付けられてはならない。

注意(iv):車いす競走競技に出場するすべての競技者は、競技者の腕が押す動作を介してのみ推進しなければならない。下肢(脚と足)または関連する人工装具は、競技用車いすを推進したり、開始時に安定させるために地面に触れることは許可されない。

- 4. 車いすは招集所で測定・検査され、検査された車いすは競技開始前に競技区域外に持ち出してはならない。競技開始前または競技開始後に、トラック審判長もしくは他の競技役員が車いすの再検査を行う場合がある。
- 5. 競技者は、責任をもって上記の要件を満たす車いすを準備しなければならない。競技者による車いすの調整で競技の開始が遅れることがあってはならない。競技者がこの規則に従わない場合、スタートを許可されず、規則6. 21に従ってリザルトに「DNS」と表示される。
- 6. 当該審判長は、車いすまたは車いす競技者によって安全が脅かされるリスクがあると判断した場合、その競技者を 除外する権限を有するものとする。

注意:安全のため、競技者は、競技中に地面に下肢のいかなる部分も接触しないようにまたけがの原因とならないようにしなければならない。

コメント: 車いすに取り付けられた通信可能な機器や、競技中に競技者が他の競技者に対して不当な優位性を与えるも の等がないかどうか注意する必要がある。 車いすは招集所で測定および検査されるが、世界選手権、パラリンピック、 地域競技大会などの主要競技会では、競技会独自の広告規制に対するチェックを含め、競技用車いすの適合性が遵 守されるよう、より丁寧な事前確認を行う必要がある。 現在の要件への適合について車いすをチェックするときに準備 しておくもの。 50cm と 70cm のマークが付いたスティックまたはメータースティックを使用することを推奨する。これら は重要な 2 つの主要な寸法であるため。 ホイールの横の地面に測定スティックの「0」側を置いてホイールの直径を測 定し、ホイールと平行に測定する。 小さいホイールの直径は 50cm を超えてはならず、大きいホイールの直径は 70cm を超えてはならない。 タイヤが膨らんでいない場合でもチェックできるが、事前チェックに合格していないことが、 競技者またはコーチに助言され、招集所で再度チェックされる。 同じ測定棒を使用して、地面から車いすの底までの 最大高さが 50cm を超えないようにすることができる。 車いすの全長に制限はないが、ホイールの前部または後部で ホイールを超えてパーツが伸びることはない。 これを測定する最良の方法は、 椅子を壁に向かって後方に動かす。 タ イヤが座席フレームではなく壁に接触する場合は、椅子を使用できる。 椅子には、ブレーキシステムとステアリング能 カ、その他の事前チェックが必要である。 競技者係は、規則 14.1(h)に従って、競技者の車いすに、競技者が他者と の誰かと「通信」できる装置がないことを確認する。 車いすが事前チェックを受けているかどうかに関係なく、車いすは 招集所で、競技者がチェアにいる状態でチェックする必要がある。 車いすの事前チェックに関与する ITO および他の 技術担当者は、この規則と招集所で車いすをチェックする要件に完全に精通している必要があることに注意すること。

レースランニング用フレーム要件

(Sport Classes T31-32)

7. レースランニング用フレームの一般的要件:

- a)WPA認可競技会(パートB-3.1.2 参照)では、レースランニング用フレームには、サポートサドル、ボディサポートプレート、ハンドルバー、2 つの後輪および 1 つの前輪が含まれていなければならない(パート B-3.1.2 を参照)。
- b)すべてのレースランニング用フレームは、安全の目的から、機能的な制動制御(ブレーキ)システムを備えていなくてはならない。
- c)レースランニングフレームを推進するための機械的なギアやレバーの使用は一切認められない。
- d)レースランニング種目でのミラーの使用は認められない。
- e)すべての競走競技において、競技者は手動で前輪を左右に操作できなければならない。機械的操縦装置は手で操作するもののみ認められる。

- f)競技者の空気抵抗を低減するフェアリング等の使用は認められない。
- g)レースランニングフレームの本体またはその付属物品または付属品は、性能を向上させる目的でエネルギー貯蔵能力(例えば、伸縮性)を組み込むことができない。
- h)レースランニングフレームまたは競技者に取り付けられる装置は、規則第 7 条 4d(助力)に準拠しなければならず、 競技者が他者と通信する機能を持たないものとする。

注:WPA および技術代表の承認がない限り、WPA 認定大会では、イベントプレゼンテーションまたはテレビ放送の目的での送信機能を備えた装置使用は認められない。

8. レースランニング用フレームの要件:

- a)レースランニング用フレーム、及び付属物のいかなる部分も前輪のハブ(車軸)より前に出てはならず、車いすのいかなる部分も後輪(タイヤを含む)の後端の垂直面より後方に突き出ていてはならない。加えて、フレームの幅、及びいかなる付属物も、両後輪のハブ(車軸)(後輪を除く)の内側におさまっていなければならない。
- b)レースランニングフレームの長さは 200 cm以下、タイヤを含む幅は 95 cm以下とする。
- c)フレーム構造は、安全のため、十分な安定性と強度を提供する材料で作られなければならない。
- d)シートの位置決めのために、フレーム構造はシートを組み込むものとする。
- e)注意:サドルは、従来のタイプの競技用サイクリングサドルとは異なる形状を有することができる。
- f)競技者の安定性のために、フレームの構造には、ボディサポートプレート(身体を支えるプレート)が組み込まれていなくてはならない。
- e)競技者を車輪から保護するために、サイドガードの使用を追加することができるが、規則第 14 条 2(a)に合致していなくてはならない。

注意:安全のために、競技者が地面に落ちて怪我をしないよう、競技者は、ベルトまたは整形外科用ブレースで、ボディーサポートプレートに縛り付けてもよい。手もまたハンドルバーに縛り付けてもよい。

9. 車輪の要件:

- a) すべての車輪の最大直径は、空気を充填したタイヤを含めて 72cm 以下とする。
- b)後輪には内側に限り、車輪ガードを装着してもよい。
- 10. レースランニングフレームは、測定および検査の目的で、規則第 14 条 4 および規則第 14 条 6 に準拠していなければならない。
- 11. レースランニングフレームが上記の要件を満たしていることを確認するのは、競技者の責任である。レースランニングフレームの調整のために競技が遅延することはあってはならない。競技者がこの規則に従わない場合、スタートは許可されず、規則6. 21に従ってリザルトに「DNS」と表示される。
- 12. T31-32のレースランニング種目で競技するすべての競技者について、レースランニングフレームは足で推進しなければならないが、進み方は、前向きでも後ろ向きでもかまわない。

第15条 トラックの計測 (Rule 160)

- 1. 標準的なトラックの長さは 400mとする。トラックは平行している二つの直走路と、半径も同じとする二つの曲走路からなる。トラックの内側に適当な材質の縁石で境をする。縁石の色は可能な限り白とする。縁石は高さ 50 mm~65 mm、幅 50 mm~250 mmで縁石の色は可能な限り白とする。
- 2本の直走路については、縁石に替えて幅 50mm の白線でも良い。

曲走路の縁石の一部がフィールド競技のため、一時的にはずされる場合、縁石直下の場所に幅 50 mmの白線を引き、高さ最低 200 mmのコーンあるいは旗を間隔 4m以内で、その底の縁がトラックにもっとも近い白線の端になるように(旗はグラウンドから 60 度の角度をなすように)置く。この方法は、規則第17. 11によるグループスタートの外側、そして縁石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は(コーンまたは旗を置く)間隔が 10m を超えないようにする。

注意:曲走路から直走路または直走路から曲走路にトラックから迂回する地点は、測量士によって白線上に50mm×50mmの見分けのつく色で示され、レース中は、そこにコーンを設置しなければならない。

2. 計測は、縁石の外端から 0.3m 外方、そして曲走路において縁石がない場合は、ラインの外端から 0.2m のところを 測る。

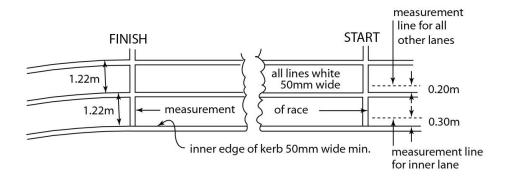


Figure 3 – Track Measurements (infield view)

- 3. 競走距離は、スタートラインのフィニッシュラインに遠い方の端から、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端まで計測する。
- 4. 400mまでのレースにおいて、各競技者は、幅 50 mmの白色のラインで区切られた、右側のライン幅を含む最大幅 1.22m ± 0.01m のレーンを走らなければならない。すべてのレーンは同じ幅でなくてはならない。内側のレーンは、規則第15条2の規定によって計測するが、その他のレーンはラインの外端から 0.2m のところで測る。
- 注意:2004 年 1 月 1 日以前に建造されたトラックに関しては、上記のいずれのレースでも、レーンの幅は最大 1.25m とする。しかしトラック舗装材を全面張り替えた時には、レーン幅は規則に合致させなくてはならない。
- 5. IPC競技大会及びIPC競技会(パートB規則第3条1. 2(a) 及び(b))では、最少 8 レーンのトラックでなければならない。
- 6. トラックの内側レーン方向への最大許容傾斜度は、IAAFが例外を認めるに足る特別な状況がある場合を除き、幅で 100 分の 1(1%)を超えないようにするべきである。走る方向への下りの傾斜は 1,000 分の 1(0.1%)を超えてはならない。
- 〔注意〕新しいトラックの場合、幅の傾斜は内側のレーンの方向へ向けることが望ましい。
- 7. 競技場の建設、設計そしてマーキングに関するすべての技術的情報は、IAAF陸上競技施設マニュアルに網羅されている。本規則では、守られるべき基本的な原則を示している。

コメント: 世界選手権とパラリンピックには、WA施設施設マニュアルに準拠したトラックのみを使用する必要があることに注意する。

第16条 スターティング・ブロック (Rule 161)

- 1. 競技クラスT31-32(レースランニング)、T35-38、T42-47 及びT61-64 では、400mまでの競走(4×200mリレーおよび 4×400mリレーの第 1 走者を含む)においてはスターティング・ブロックを使用してもよいが、そ例外の距離のレースでは使用してはならない。競技クラス T11-13 および T20 では、400mまでの競走においてはスターティング・ブロックを使用しなければならない。トラック上に設置した際、スターティング・ブロックのいかなる部分もスタートラインに重ねてはならず、その走者のレーンをはみ出してはならない。但し、他の競技者を妨害しなければ、フレームの後部は外側レーンのラインからはみ出てもよい。
- 2. スターティング・ブロックは、つぎの一般仕様に適合したものでなければならない。
- (a) スターティング・ブロックは、競技者がスタートの態勢をとる際、足をセットする(足を押し付ける)2枚のフットプレートからなり、一つのフレームに固定される。これらは十分に堅固な構造で、競技者に不利益をもたらすものではならない。フレームはスタート時に競技者が足を離す際に妨害するものであってはならない。
- (b) フットプレートは競技者のスタート姿勢に合うように傾斜がつけられ、平面またはやや凹面になっていてもよい。フットプレートの表面は競技者のスパイクシューズに適応させるように、溝もしくは窪みをつけるか、スパイクシューズの使用に耐えうる材質で覆う。
- (c) 堅固なフレーム上に固定されるフットプレートは調整できるものでよいが、実際にスタートする際には動くものであってはならない。どの場合もフットプレートは、それぞれ前後に動かして調節できなければならない。調節が終わったとき、フットプレートは堅固な留具または錠仕掛によりしっかりと固定されなければならないが、競技者が容易にかつ速やかに操作できるものでなければならない。
- (d) フレームはトラックに与える損傷ができる限り僅かに済むように調整されたピンもしくは釘によって、トラックに固定しなければならない。すばやく容易に取りはずせるようにしなければならない。ピンまたは釘の数、太さ、長さはトラックの構造による。スタート時に移動することのないよう十分に固定されていなくてはならない。
- (e) 競技者が自分のスターティング・ブロックを使用する場合はこれらの規則に適合していなければならない。他の競技

者を妨害しないものであれば、デザインや構造はどのようなものでもさしつかえない。

注意:競技クラス T35-38、T42-44 及びT61-64 の競技者がスターティングブロックを使用する際、両方のフットプレート 使用は必須条件ではない。

コメント:この規則は、以下のように解釈されるべきである:

- (a)フレームまたはフットプレートのどの部分もスタートラインに重ならない。
- (b)他への邪魔にならないことを条件に、フレームのみ(フットプレートを含んではならない)が外側のレーンに入り込んでもよい。これは、曲線でスタートする種目で競技者が走り出す角度は最短距離を取るためスターティングブロックは斜めに置かれる傾向があるという、これまでの経験による。

レースのスタート時に、聾者または聴覚障害のある競技者に限り、ライトの使用が許可され、助力とはみなさない。しか し、それを提供可能な技術パートナーが指定されているような競技会でない限り、資金調達および機器の手配、さらに スタートシステムとの接続は、競技者または所属するチームの義務である。

- 3. IPCゲーム及びIPC競技会(パートB規則第3章1. 2(a)及び(b)参照)で、競技クラスT11-13およびT20の世界 記録および地域記録承認のためには、WA が認めたスタートインフォメーションシステムを使用しなくてはならない。そ の他のクラスにおいては、スターティングブロックを使用してもスタートインフォメーションシステムを作動させない。
- 4.組織委員会は、スターティングブロックの使用を組織委員会が用意するものに限ることができる。

注意(i):競技クラス T20、T31-32(レースランニング)、T35-38、T42-47 及びT61-64 の一部の競技者は、出発係によるスターティングブロックの設置を要請することができる。技術代表は、(規則第7条13に従い)必要と思われる競技者やその競技者の所属チームのコーチに要請内容記入用紙を配布する。

注意(ii)個人のスターティングブロック使用に際しては、技術代表の許可が必要である。

コメント:スターティングブロックを使用する必要がある競技者のクラスは T11-13 と T20 だけであることに注意してください。他のクラスでは、スターティングブロックまたは他の承認されたスターティング装置を使用する選択肢がある。

単一のブロック、2 つのパーツから成るブロック、またはフレームに 1 つのフットプレートしかないスターティングブロック で支援を必要とする特に切断者の競技クラスがいくつかある。

これは通常、特定のリクエストフォームに記入することにより競技会の前に技術代表によって承認される。すべての場合において、スターティングブロックの設置支援は利益を提供するものではなく、これらの規則 PartB-7 で推奨される原則に準拠する必要がある。

第 17 条 スタート (Rule 162)

注意:競技クラス T11 および T12 の競技者は、競技者本人とガイドランナーにもルールを適用する。ガイドランナーがルール違反を犯し警告を受けたり、失格という結果になった場合、競技者も同時に警告を受けたり、失格とみなされる。

1. スタートラインは幅 50 mmの白いラインで示す。レーンを使用しないレースでのスタートラインは、フィニッシュからの 距離がどの競技者も同じになるようにカーブさせる。競走競技におけるレーン(含むオーダー)順は、走る方向に向かっ て左から右へ番号をつける。

注意(i):場外競技におけるスタートではスタートラインは幅 0.3m 以内で、スタートエリアのグラウンドと対比してはっきりとした色を用いて表示してよい。

注意 ii 1,500m 競走およびその他の種目でスタートラインが曲線の場合、走路と同じ全天候舗装(素材・厚さ)であることを条件として、外側のレーンから外にはみ出して引くことができる。

競技クラス T11-13 及び T20 の距離 400 メートル以内の競走競技(4x200m と 4x400m リレーの第 1 走者を含む)はすべて、スターティングブロックを使ったクラウチングスタートでなければならない。

注意 iii: 競技クラス T35-38、T42-47 及びT61-64 の競技者については、クラウチングスタート姿勢を義務付けない。

コメント: スタート時の手順を効率的に完了し、より大きな競技会において競技者を適切に紹介するためには、競技者は 集合時、走る方向に向かって立って立つよう期待される。

2. すべての競走は、通常スターターが、すべての競技者が「用意」の構えで静止したと確認した時点で、スターターが上方に向けて構えたピストルの発射音でスタートしなければならい。

競技者が位置についた後、何らかの理由でスターターが競技者のスタート手続きが整っていないと感じた場合、スタート位置を離れるよう競技者に命じ、出発係は競技者を再び集合線に整列させなければならない。

注意:聴覚障害を持った競技者がいる場合、スターターまたは出発係は旗、ストロボ光、その他の視覚的装置をスタート合図としてピストルと併用することができる。特定の状況においては、競技者が視覚と聴覚の両方に障害を持っている場合、役員が体に触れることでスタートの合図を行うことができる。

コメント: スターターは、決勝審判員や 200m までの種目では風力計測員さらには、関連するタイミングチームの準備ができていることを確認する前にスタート手順を開始してはならない。スタートとフィニッシュ及びタイミングチームとの間の連絡手段は、競技会のレベルによって異なる。規則第 1 条 1(a)から(f)に該当する競技会やその他多くのハイランクの競技会では、常に写真判定とスタートインフォメーションシステム(SIS)を担当する提供会社が存在する。この場合、連絡調整を担当する技術者がいる。その他の競技会では、無線、電話、または旗やライトの点灯などを使用した、さまざまな連絡方法が使われている。

- 3. スターターの合図は英語のみとする。400mまでの競走(4x100m、4x200m、4x400m及び 4x100mユニバーサルの立位リレーを含む)において合図は「On your marks(オン・ュア・マークス:位置について)」「Set (セット: 用意)」の言葉を用いる。すべての競技者が「Set(用意)」となった時、信号器が発射される。位置についた時、競技者は位置についた時、スタートラインおよびその前方のグラウンドに手や足を触れてはならない。400mを超える競走においては「On your marks (オン・ュア・マークス:位置について)」の言葉を用い、競技者が静止した時、信号機が発射される。400mを超える競走においては競技者はスタートの間、手(片手または両手)がグラウンドに触れてはならない。
- 4. .距離 400 メートル以内の競走競技においては、「On your marks(位置について)」の合図の後、競技者はスタートラインに進み、スタートライン手前の割り当てられたレーン内の位置につくものとする。競技クラス T11-13 および T20 の競技者は、両手と少なくとも片方の膝を地面につき、両足がスターティングブロックの踏み板に接触していなければならない。「Set(用意)」の合図で、競技者は速やかに最終のスタート体勢に構えるものとする。その際、両手は地面に、両足はスターティングブロックの踏み板につけたままにしなければならない。

レースランニング種目(競技クラスT31-32)を含む車いす競走(競技クラス T32-34 および T51-54)の場合の合図とスタート位置は次のとおりとする。「On your marks(位置について)」の合図の後、競技者はスタートラインに進み、スタートライン手前の割り当てられたレーン内の位置につくものとする。「Set(用意)」の合図で、競技者は速やかに最終のスタート体勢に構える。その際、車いすの前輪はスタートライン手前の地面に接触していなければならない。

コメント:クラウチングスタートによるすべてのレースでは、競技者がスターティングブロックで静止したなら、スターターは速やかにピストルを持った腕を上げ、「セット」と言う。スターターはすべての競技者が静止するのを待ってからピストルを撃つ。 スターターは、特に手動計時で計時員が配置されている時は、腕をあまりにも早く上げてはならない。スターターは、「セット」という合図をするその時になってから腕を上げるよう推奨されている。「オンユアマークス」と「セット」との間、そして「セット」と号砲との間にかける時間を決める規則は存在しない。スターターは、全競技者の動きが正しいスタート姿勢で止まったなら速やかに走らせるべきである。つまり、あるスタートでは、ピストルを非常に早く打つこともあるし、他方、全競技者がスタート姿勢で静止するのを確かなものにするため、長めに待たなくてはならないこともあるということである。

5. 「On your marks(位置について)」または「Set(用意)」の合図で、競技者は、一斉にそして遅れることなく完全な最終スタート姿勢をとらなければならない。

スターターの判断において、下記の場合、

- a)「On your marks(位置について)」または「Set (用意)」」の合図の後で、信号器発射の前に正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がったりした場合(理由の正当性は審判長によって判断される)。
- b)「On your marks(位置について)」あるいは「Set(用意)」の合図に従わない、あるいは速やかに最終の用意の位置につかなかったとスターターが判断したとき。
- (c)「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」」の合図の後、音声や動作、その他の方法で他の競技者の妨害をしたとき。

上記の場合、審判長はスタートにおける不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えることができる。同じ競技会の中で2度の規則違反があった場合は失格となる。

スタート中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは 審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員にグリーン カードを提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す。

コメント:スタート規則を、懲戒事項(規則第17条2及び第17条5)および不正スタート(規則第17条7)に分割することにより、1 人の競技者の行為により、同組の他の選手がとばっちりを受け処分されるということがないようになった。この規則の主旨の高潔性を維持するため、スターターと審判長が、規則第17条2及び第17条5の適用、さらには不正スタートの検出に忠実であることは重要である。

スターターが意図的ではないとの見方をし、規則第17条2のみの適用が適切であるとすることもあるかもしれないが、 意図的か、または例えば緊張に起因し故意かそうでないかにかかわらず起こりうる行為には、規則第17条2及び17条 5が適用されるべきである。

逆に、正当な理由により、競技者がスタートの遅れを要求する権利がある場合がある。したがって、スタート審判長は、スタートを取り巻く環境や条件、特にスターターは、スタート準備に集中しており、ヘッドフォーンを着用していることもあるため、気づかないかもしれない要素に注意を払うことが重要である。

このような場合、スターターと審判長は合理的かつ効率的に行動し、意思決定を明確に示す必要がある。適切な方法としては、決定の理由は、そのレースの競技者に知らせるとともに、可能であれば、もしくは願わくば、アナウンサーやテレビチームなどにも通信ネットワークを介して通知する。

イエローカードまたはレッドカードが出された場合、グリーンカードは示してはならない。

注意:上肢を一部切断した競技者や上肢の短い競技者は、スタート時に上肢を載せるため、またはバランスをよくするために、パッドを使用することが認められる。パッドは完全にスタートラインより手前に位置し、他の競技者の邪魔にならないようにしなければならない。パッドの色はトラックと同じか中間色であることが望ましい。

コメント: 腕の切断競技者が使用するパッドの色について常に対処するのは難しい。 招集所でトラックと同じ色のテープで利用できるようにすることでこの要件に適合しないパッドを修正することを推奨する。

6. 距離800m以上の車椅子およびレースランニング競走において、最初の50mで競技者の衝突が起きた場合、スターターはリコール(呼び戻し)を行う権限を有する(義務ではない)。その場合でも、審判長がその間に監察員から受けた報告に基づいて適切な措置をとる権限は、リコールによって弱められたり、失われたりすることはない。

不正スタート

7. 競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。もし、競技者が少しでも早く動作を開始したとスターターあるいはリコーラーが判断したときは不正スタートとなる。

IAAFが承認したスタート・インフォメーション・システムが用いられているとき、スターターとリコーラーの両者またはそのいずれかが、そのシステムが不正スタート(即ち、反応時間が 0.100 秒未満の場合をいう)の可能性があることをシステムが示した時に発せられる音響をはっきり聞くためにヘッドフォーンを着用しなければならない。スターターとリコーラーの両者、またはそのいずれかが、音響を聞いた瞬間、すでに出発の信号器が発射されていれば呼び戻し(リコール)しなければならない。そしてスターターはリコールの原因となった競技者がいれば、その競技者を特定するために、ただちにスタート・インフォメーション・システムの反応時間およびその他入手可能な情報を確認しなければならない。

本規則の主旨からして、スタート「開始」は、次のように定義される。

a) クラウチングスタートをしなくてはならない競技クラスあるいはクラウチングスタートを選択できる競技クラス(規則17条 1 注意(ii)(iii)参照)では、スタートの開始は次のような動きとなった場合とする。 片足・両足あるいは下肢義足・装具がスターティングブ・ロックのフットプレートから離れようとしたとき(スターティングブロックを使用しない場合は地面)、あるいは両方の手、断端、短い腕あるいは上肢用義手が地面(スタート用パッド)から離れようとしたとき、また:

b) 立位でのスタート時は、スタートの開始は次のような動きとなった場合とする。片足・両足あるいは下肢義足・装具が 地面から離れようとしたとき。

スターターがピストルの号砲前にこのような状況に気づいた場合、競技者が動きを止めず動きを開始した場合あるいは そのままスタートしてしまった場合(上記の記載の通りの動きを続けた場合)、不正スタートとなる。

注意(i)承認済のスタート・インフォメーション・システムが使われている場合、このシステムにより得られた証拠は、当該審判長によって正しい決定をするための一つの材料として使用される。

注意(ii):競技者によるその他の動きは、スタートの開始とはみなさないものとする。そのような場合は、警告または失格処分の対象になる場合がある。

注意(iii)立位(スタンディング・ポジション)でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突いたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、警告または失格処分の対象になる場合がある。

コメント: 競技者が地面またはフットプレートとの接触を失っていない場合、一般的には、不正スタートは課されない。 例えば、競技者が腰を上げたあと、手や足が地面やフットプレートとの接触を失うことなく、腰を下げるなら、不正スタートとはみなすべきではない。 そのようなケースでは、規則第 163 条 5 に基づいて、不適切な行為として競技者に警告をあたえる(もしくは、それまでに警告があった場合は失格とする)理由となる。しかし、ピストル発射前に、手や足を動かしていなくても、何らかの連続的な動きで効果的にスタートしようとする「ローリングスタート」があったとスターター(またはリコーラー)が判断したなら、レースはリコール(呼び戻し)されなくてはならない。リコール(呼び戻し)はスターターやリコーラーによってなされるが、競技者が動き始めたとき、ピストルを撃って呼び戻すべきと判断できる最良に位置にいるのはスターターである。このケースでは、スタート合図前に競技者が動作を開始したとスターターが確信するなら、不正スタートが課せられるべきである。

注意(ii)に従って、スターターと審判長は、立ち姿勢からスタートする種目では、規則第 162 条 7 の適用は、過剰にな

らないようにすべきである。このような場合は、通常、2 点スタートにより、バランスを崩しやすいのであって、ほとんどが 意図せずに発生している。従って過度に不利な処罰を与えるべきではない。

このような動きが偶発的であると考えられた場合、スターターと審判長は、まずはスタートが「不安定」であった考えることを奨励され、規則第 162 条 2(c)に従って対処する。しかし、同じ組で、同じことが繰り返されるなら、スターターおよび/または審判長は、この状況で最も適切な対応として、不正スタートまたは懲戒手続きの適用を考慮することが可能である。

注意(iv) 実際は、1 人あるいはそれ以上の競技者が不正スタートをしたときには、他の競技者もそれにつられる傾向がある。厳格にいうと、それにつられたどの競技者も不正スタートとなる。スターターは、不正スタートをした責任があると判断される競技者だけに警告を与え、あるいは失格させる。従って 2 人以上の競技者が警告あるいは失格になることもある。不正スタートがどの競技者の責にも帰すべきものでなければ、警告は与えないでグリーンカードを競技者全員に見せる。

- 8. 一度の不正スタートでも責任を有する競技者は失格とする。
- 9. 不正スタートがあった場合、出発係は以下の手続きを行う。

不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒(斜め半分形)旗・カードを挙げる。

レーンナンバー標識が使用される場合には、不正スタートの責任を有する競技者にカードが示されたら、レーンナンバー標識にも同様の表示を行う。

コメント: 失格に対して責任を持っているのは、スターターだが、出発係が、失格カードを競技者に見せる。競技者が即座に口頭抗議を行う場合、出発係は通常、スタート審判長に連絡して競技者の状況を話し合い、競技者が「抗議中」として競技を継続することを許可または拒否するかを決定する。

注意: 斜めに半分にされたカードの理由は、この目的のために与えられたカードと懲戒上の理由で与えられたそれらのカード(伝統的なオールイエローまたはオールレッド)を区別するためである。

この違いにより、カードの理由は、競技者だけでなく、スタートを監察している人、特にアナウンサーやテレビやラジオのコメンテーターなどの即時情報を必要とする人の両方にとって明確になる。

斜めに半分色分けしたカードのサイズは A5 で、両面カードにすることを推奨する。レーンナンバー標識の対応する表示は、既存の機器の変更に不要な費用をかけないようにするために、以前と同じように黄色と赤色のままにする場合があることに注意する。

10. スターターもしくはリコーラーが、スタートが公正に行われなかったと判断したときは、信号器の発射で競技者を呼び戻さなければならない。

コメント: 公正なスタート(フェアスタート)についての言及は、不正スタートのケースにのみ関連しているわけでない。この規則は、スターティング・ブロックが滑ったり、スタート時に 1 人以上の選手に異物が干渉するなど、他の状況にも適用されると解釈されるべきである。

5000m and 10,000m

11. 該当する種目で 1 回のレースに競技者とガイドランナーあわせて 12 人を超える人数がいる場合、二つのグループに分けてスタートさせてよい。競技者のおよそ 2/3 を第 1 グループとして通常のスタートラインに並ばせ、残りの第 2 グループは二つに分けられた外側のスタートラインに並ぶ。第 2 グループは、コーンまたは旗でマークされたトラックの最初の曲走路の終わりまで、決められたコースを走らなければならない。外側の弧形のスタートラインは、全競技者が同一の距離を走るように引かれなければならない。

800mのブレイクラインは 10000mにおける第 2 グループの競技者が第 1 グループの競技者と合流する地点である。5000mにおけるグループスタートの場合、第 2 グループでスタートした競技者が第 1 グループの競技者と合流する地点を示すため、フィニッシュの位置する直走路の入口にマークを置かなくてはならない。このマークは 50mm×50mm とし、第 4 レーン外側(6 レーンのトラックでは第 3 レーン外側)のライン上に置き、コーンまたは旗を二つのグループが合流する、このマークの直前まで置く。

第18条 レース (Rule 163)

1. 少なくとも、1 つの曲走路を含むレースでは、走る方向は、左手が内側になるようにする。またレーンナンバーは、左手側から順にレーン 1 とつける。

コメント:条件が許され、トラックが適切に検定されていれば、直走路の種目は逆走で(すなわち右側が内側)で実施してもよい。

レースにおける妨害

- 2. 競技中、押されたり走路をふさがれたりして、競技者またはガイドランナーの前進が妨げられた場合の扱いは以下のとおりとする。
- a)上記妨害行為が意図的でない場合、または、競技者による以外の方法で引き起こされた場合、審判長は、そのような行為が特定の競技者(またはチーム)に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、規則第2条13.7に従い、競技者一人、または当該レースに関する複数名あるいは全員での再レースの実施を命じるか、影響を受けた競技者(またはチーム)が当該種目の次のラウンドで競技することを認めることができる。
- b) 別の競技者またはそのガイドランナーが上記妨害行為を引き起こしたと審判長が判断した場合、その競技者(またはチーム)は、当該種目で失格となる。審判長は、そのような行為が特定の競技者(またはチーム)に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、失格となった競技者(またはチーム)を除いて規則第2条13.7に従い、競技者一人、または当該レースに関する複数名あるいは全員での再レースの実施を命じるか、影響を受けた競技者(またはチーム)(失格となった競技者やチームは除く)が当該種目の次のラウンドで競技することを認めることができる。
- (a)および(b)のいずれの場合においても、再レース等を認められる競技者(またはチーム)は、通常誠実に力を尽くして 当該種目を完走した競技者(またはチーム)でなければならない。
- 3. 車いす競走で競技中に競技者が車輪またはプッシュリムを押す以外の方法で車いすを進めた場合、その競技者は失格となる。
- 4. 車いすおよびレースランニング競走で競技中に他の競技者を追い抜こうとする際、追い抜く側の競技者は追い抜かれる側の競技者との間に十分な距離をあけてから前を横切らなければならない。追い抜かれる側の競技者は、後方から来る競技者の前輪が視界に入ったらその進行を妨げてはならない。

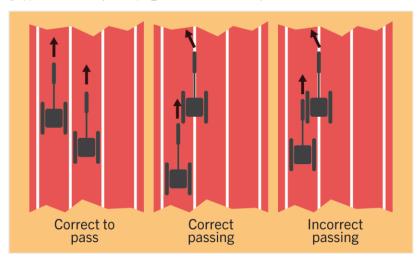


Figure 4 – Wheelchair overtaking 図4-車いすの追い抜き方法

レーン侵害行為

- 5. a)レーンで行うレースでは、各競技者またはそのガイドランナーはスタートからフィニッシュまで、自分に割り当てられたレーンを走らなければならない。またこの規則は、競走の一部をレーンで走る場合にも適用される。
- b)レーンで走行しない(またはレーンで走行しない箇所のある)すべてのレースにおいて、競技者は、曲走路や規則第 17. 11に規定されるトラックの外側半分を走る際、境界を示すために設置されている縁石やラインの上や内側(トラックまたはトラックの外側半分)を踏んだり、走ったりしてはならない。
- 規則 18.6 を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者は失格となる。
- 6. 競技者またはガイドランナーは、以下の場合、失格とはならない。
- a) 他の競技者に押されたり、妨害されたりしたために、自分のレーン外、縁石やライン上あるいは内側に足または車輪が入ったり走ってしまった場合。
- b) 直線では自分のレーンをはみ出して、曲線では自分のレーンの外側に踏み出す、走る、または車輪で走行し、それによって物質的な優位性が得られず、また他の競技者が自分の進行を妨げるような妨害を受けないようにしなければならない。もし物質的な優位性が得られた場合は、その競技者は失格とする。
- 〔注意〕 実質的な利益とは、あらゆる方法で順位を上げることやレース中にトラックの縁石の内側に足が入ったり走ったりして、「囲まれた(ポケットされた)」状況から抜け出すことを含む。

コメント:この注意は、特に、競技者がレース中にトラックの内側に入り込むことにより(意図的でないとか他の競技者に 押されたり妨害されて入り込んでしまったとかは関係なく)自身の位置取りをよくしようとしたり、周りを他の競技者に囲 まれた状態から抜け出すためにスペースが見つかるまでトラック内側を走るといった行為を禁止する。通常、直走路の 1 レーン内側を走っている限りは(曲走路での行為とは別に)、強制的に失格に至ることはないが、もし、それが押され たり妨害された結果、その場所にいたのだとしても、競技者が利益を得ていれば、審判長は、自らの裁量で失格する権 限がある。そのような場合、競技者はいかなる利益をも望んだり得ることなくトラックに戻るための速やかな措置を取る 必要がある。

7. IPC競技大会及びIPC競技会(パートB規則第3条1.2参照)では、800m競走は第一曲走路の終わりにマークされたブレイクラインの、スタート側により近い端までレーンを走る。競技者はこのブレイクラインから自分のレーンを離れることが許される。

ブレイクラインは、トラックの第 1 曲走路の終わりに引かれた第 1 レーン以外のすべてのレーンを横切る幅 50 mmの円弧のラインである。競技者がブレイクラインを確認しやすいように、ブレイクラインやレーンラインとは違う色で、50 mm×50 mmで高さ 0.15m以下のコーン、角柱、または適当な目印となるものを各レーンとブレイクラインの交差する直前の各レーン上に置かねばならない。競技者またはガイドランナーが、本規則に違反した場合、その競技者、リレーの場合はそのチームは失格となる。

注意(i):車いすおよびレースランニング競走では、コーンや角柱をコース上に置いてはならず、代わりに、色付きの50mmx50mmの平らなマーカーを、各レーンとブレイクラインの交差する直前の線上に置くことができる。

コメント: 旗に加えて、ブレイクラインの直前の車線の交点のトラック表面に、ある種のフラットマーカーを配置できる。これは、競技者にとってより見やすく、パフォーマンスに干渉しないものが良い。これらの平らなマーカー(通常はテープ)の色は、トラックの表面と白い線の両方とは異なる色にする必要がある。競技者の邪魔にならない限り、色付きのマーカーに柔らかい「フラップ」が付いている場合もある。

注意(ii): 車いす競技では、ブレイクライン両端に、高さ 1.5 メートルの旗を配置しなければならない。ひとつはインフィールド、もうひとつはトラック外側に置く。

注意 (iii) 車いす競走では、後輪の地面についている下の部分がブレイクラインのスタートラインに近い側を通過したとき、自分に割り当てられたレーンから離れることができる。

注意(iv):WPA承認競技会(パートB規則第3条1.2参照)では、当事国の合意によってレーンを使用しない場合がある。

8. 競技クラス T11 及び T12 の競技者について、レーンのすべてまたは一部を走るトラック種目では、それぞれに 2 レーンが割り当てられる。段階式スタートにおけるスタートラインは第 1、第 3、第 5、第 7 レーンとする。

トラックからの離脱

9. 規則23条5(C)を遵守する場合を除き、レース中にフィニッシュ前に自らの意思でトラックを離れた競技者およびガイドランナーは、そのレースを継続することを認められず、完走しなかったものとして記録されるものとする。いったんトラックを離れた競技者がレースに戻ろうとした場合、審判長により失格が宣言されるものとする。

マーカー(チェックマーク)

10. 規則 23.3 で規定されたレースの全部あるいは最初の一部をレーンで行うリレーを除き、競技者は自分の助けとするために、走路上および走路脇にマークをつけたり、物を置いたりしてはならない。規則に違反しているマーカーや物があれば、規則に合わせるよう、あるいは剥がしたり動かしたりするよう、審判員は当該競技者を指導する。指導に従わない場合には、審判員が取り除かなければならない。

[注意]悪質な場合は規則第2条13.5及び規則第8条2を適用することができる。

風力測定

- 11. すべての風向風速計は世界標準規格によって認証されていなければならない。競技会で使用される風向風速計の精度は、各国の政府計量機関によって認定された適切な組織によって認証されているものでなければならない。
- 12. IPC競技大会及びIPC競技会(パートB規則第3条1. 2(a)及び(b)参照)ならびに世界/地域記録認定のために提出される成績には非機械的(超音波)風向風速計を使用しなければならない。
- 機械的風向風速計は横風の影響を受けないように保護する。また円筒を使用する場合、計測器の両側は円筒の直径の少なくとも2倍の長さがなければならない。
- 13. トラック審判長は、風向風速計を直走路の第1レーンに隣接してフィニッシュラインから 50mの地点に設置してあることを確認する。風向風速計の測定面は、トラックから 2m以上離してはならず、高さは1. 22mでなければならない。 14. 風向風速計は自動、そして/あるいは遠隔操作によって計測され、計測結果は直接コンピューターに伝達・入力されてもよい。
- 15. 風速を計測する時間はつぎの通りとする。

100m: スターターの信号器の発射(閃光/煙)直後から 10 秒間

200m: 先頭の走者が直走路に入ったときから 10 秒間

16. 風向風速計で秒速何メートルかを読みとり、小数第 2 位が 0 でない限り、秒速1mの 10 分の 1 の単位まで繰り上げる(+2.03mは+2.1m、-2.03mは-2.0m)。 秒速 10 分の1m 単位で表示できるよう製造された風向風速計は、上記規則に合致した仕様になっていなくてはならない。

途中時間の表示

17. 途中時間や優勝予想時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。審判長に承認を受けた者または任命された者 1 名のみが、合意された2ヵ所以下のそれぞれの場所において時間を読み上げることができが、事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で、時間を競技者に知らせてはならない。

本規則に違反し途中経過時間を知らされた競技者は、助力を受けたと見なされ規則第7条2が適用される。

競技クラスT12の800m以上の種目で、ガイドランナー無しで競技する競技者は競技役員以外の者からの助力を得ることが認められており、競技区域内に定められた当該種目スタートライン付近で途中計時を口頭で伝えることが許される。場所の決定は技術代表によりなされる。

注意(i):競技区域内に入ることが許された者は途中時間を読む以外のアドバイスは許されない。この規則に従わなければ、規則第7条2によって関係する競技者に警告が与えられたり、失格となる。

注意(ii):競技区域は、通常、柵等で仕切られているが、上記規定の解釈上、競技が行われ、競技参加者と規則や規定で認められた人員のみが立ち入ることのできる区域のことと定義される。

給水・スポンジ

- 18.5000m及び 10000m のトラック競技では、組織委員会は気象状況に応じて、競技者に水とスポンジを用意することができる。
- a) 競技者またはガイドランナーは、スタート時から携帯するか、公式給水所で受け取った水またはその他飲料を手に持つまたは体に着装する等の方法で、いつでも持ち運んでも良い。
- b)競技者および/またはガイドランナーが医学的理由または競技役員の指示によらずに組織委員会(LOC)が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長は、それが 1 回目の違反であれば警告とし、通常はイエローカードの提示によりこれを知らせるべきである。2 回目の違反があった競技者は失格させ、レッドカードを提示する。失格となった競技者は速やかにコース外に出なければならない。〔注意〕飲食物や水、スポンジをスタート地点から持ってきたり、組織委員会(LOC)が設置した供給所で受取っている限りにおいて、競技者および/またはガイドランナーはそれらを他の競技者から受取ったりあるいは手渡ししてもよい。但し、ある競技者および/またはガイドランナーが一人または複数にそのような方法で繰り返し飲食物の受渡しを行う場合は、規則に違反した助力と考え、警告を与えたり失格としてよい。

第19条 フィニッシュ (Rule 164)

1. フィニッシュは幅 50 mmの白いラインで示す。

注意:競技場外でフィニッシュする種目の場合、フィニッシュラインの幅は 0.3mまで、その色はフィニッシュエリアの道路 面とはっきり区別できる色ならば何でもよい。

- 2. 競技者の順位は、その胴体(即ちトルソーのことで、頭、首、腕、脚、手または足とは区別される)のいずれかの部分が前項のフィニッシュラインのスタートラインに近い端の垂直面に到達したことで決める。
- 3. 車いすとレースランニングのレースでは、競技者は先に定義したように、進行方向前方に位置する車輪の車軸の中心がフィニッシュライン手前端の垂直面に到達した順序で決まります。
- 4. ガイドランナーを伴う競技クラス 11 および 12 の競走競技においては、競技者はガイドランナーより先にフィニッシュラインに到達しなければならず、そうしなかった場合は失格となる。写真判定を使用している場合、写真判定員主任は失格を判断し適用しなくてはならない。写真判定を使用していない場合、または写真判定画像で確認できない場合は、トラック審判長が決定する。
- 5. 競技時間制限(競技クラス T32-34 および T51-54)

距離 1500 メートル以上の車いす競走においては、合意された時間経過後、競技役員は種目を終了し、トラックから競技者を片づけることができる。種目終了までに所定の距離を完走しなかた場合、競技者の公式成績は DNF(途中棄権)と記録されるものとする。審判長はトラック上に残っている全競技者を移動させる権限がある。

第20条 計時と写真判定 (Rule 165)

1. 公式の計時方法として、つぎの三つが認められる。

- a)手動計時
- b)写真判定システムによる全自動計時(電気計時)
- c)自動応答計時システムによる計時(道路競走に限定)
- 2. 車いすおよびレースランニングレースを除き、規則第20条1(a)及び規則第20条1(b)における計時は、競技者の 胴体(トルソー:頭、首、腕、脚、手、足を含まない部分)がフィニッシュラインのスタートラインに近い方の端の垂直面に 到達した瞬間をとらえなければならない。
- 3. 車いすおよびレースランニングレースにおける計時は、進行方向前方に位置する車輪の車軸の中心が上記のフィニッシュライン手前端の垂直面に到達した瞬間まで時間を測るものとする。
- 4. 全完走者の時間を計時する。また、可能な限り800m以上レースのラップタイムを計時しなければならない。

手動計時

- 5. 計時員は、フィニッシュラインの延長線上に位置する。できれば、外側のレーンから少なくとも 5mのところに 1 列に並ぶ。フィニッシュラインがよく見えるように階段式のスタンドを用意する。
- 6. 手動計時は、計時員がデジタル式のストップウォッチで計時する。このような計時装置は、すべて規則の中で"時計" という。
- 7. ラップタイムは、複数の記録をとることができる時計を使用している計時員、予備の計時員、あるいはトランスポンダーシステムで計時する。
- 8. 計時は、スタート信号器の閃光または煙から計測する。
- 9. 各レースの第 1 着の時間および記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3 人の任命された計時員(そのうち 1 人は計時員主任)と1~2 人の予備に任命された計時員が計時する。
- 予備計時員の時間は、1~2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合に事前に決めた順序によって採用され、いつの場合でも3個の時計で時間を記録する。
- 10. 各計時員は独立して行動し、他の計時員に時計を見せたり相談したりすることなく自己の計時した時間を所定の用紙に記入し、署名後計時員主任に提出する。計時員主任は、報告された時間を確認するため時計を検査することができる。
- 11. 手動計時によるすべてのレースでは、計時は以下のようにする。
- a) トラックレースでは、ちょうど 0.1 秒で終わる以外は次の 0.1 秒として変換され記録される。すなわち、10 秒 11 は 10 秒 2 と記録される。
- b) レースの一部または全部が競技場外で行われる場合の計時は、ちょうど秒で終わる以外はつぎの秒で読み取られ記録される。例えば、マラソンでは 2:39:44.3 は 2:39:45 と記録される。
- 12. 上記に示したように変換した後、3 個の時計のうち 2 個が一致し、1 個が異なっている場合は、2 個の時計が示す時間を公式記録とする。もし、3 個の時計がそれぞれ異なった時間を示すときは、中間の時間をもって公式記録とする。 なんらかの理由で、2 個の時計でしか計時できず異なった時間となった場合は、遅い方の時間を公式記録とする。
- 13. 計時員主任は必要に応じて本条の規定を適用し、各競技者の公式時間を決定し、公式記録を公表のため記録・ 情報処理員に提供する。

写真判定(電気計時)

システム

- 14. 写真判定システムは競技会前4年以内に精度検査を受け、発行された精度証明書のあるものでなければならない。
- a) 当該システムは、フィニッシュラインの延長線上に設置されたカメラを通してフィニッシュを記録し、合成画像を生成できるものでなければならない。
- (i)パートB規則第3条1. 2の競技会の場合、合成画像は秒あたり少なくとも 1,000 枚の画像から合成されなければならない。
- (ii) その他の競技会の場合、合成画像は秒あたり少なくとも 100 枚の画像から合成されなければならない。
- いずれの場合においても、画像は 0.01 秒毎に均等に目盛られた時間尺度と同期していなければならない。
- b) 当該システムは、スターターの合図によって自動的に作動するものとし、ピストルの発射音または同等の可視指示と計時装置の時間差が安定的に 0.001 秒以下であるようにする。
- 15. カメラが正しく設置されていることを確認するために、また、写真判定画像が読み取りやすいようにするために、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分は適切なデザインで黒く塗る。そのようなデザインは当該交差部分のみに施し、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端から向こう側に 20mm 以内にとどめ、手前にはみ出してはならない。記録をより読み取りやすくするため、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分の両側に同様の黒マークを置いてもよい。

コメント: 規則 20 条 24 で要求される精度を達成するために最小値を定義したい場合は、1 秒間に少なくとも 100 個の

コンポーネント画像の合成が要求される。競技者が達成したタイムが 0.01 秒と同じである 0.001 秒まで読み込んだタイムを参照して最速の敗者を決定するための規則 22.2 で要求されている精度を達成するためには、1 秒間に少なくとも 1000 枚のコンポーネント画像の合成が必要になる。ほとんどの写真判定システムは、毎秒 1000 枚以上の画像で動作することができる。

- 16. 競技者の順位は、時間目盛りに対して垂直であることが保証されている読み込みラインのカーソルを用いて画像から読み取る。
- 17. 当該システムは、各競技者のフィニッシュタイムを自動的に測定・記録し、各競技者の時間が表示された写真を作成できるものでなければならない。自動作成された情報及び手入力情報(競技開始・終了時刻など)の変更は、写真の時間目盛と一覧表上に自動的に表示されなければならない。
- 18. スタート時には自動的に作動しないが、フィニッシュ時に自動的に作動するシステムは、規則第20条8またはそれと同等の正確さで作動するのであれば、手動計時とみなす。画像は、順位を決定し、選手間の時間間隔を調整するための有効なサポート資料として使用してもよい。注意:写真判定システムがスターターの合図で作動しなかった場合、画像上の時間目盛りはこの事実を自動的に示すものでなくてはならない。
- 19. スタート時には自動的に作動するが、フィニッシュ時に自動的に作動しないシステムは、手動計時と写真判定システムのいずれでもないと見なされ、公式タイムの計測には使用されない。

システムの操作

- 20. 写真判定員主任は、そのシステムの機能について責任を負う。主任は競技会の開始前に関係技術者と打ち合わせ、写真判定システムについて理解しすべての設定についても監督する。写真判定員主任は、トラック競技審判長とスターターの協力を得て、そのシステムが自動的にスターターの信号器の合図で承認された写真判定装置がつまり0.001秒以内で正しく作動するかどうかのゼロ・コントロールテストを、各セッション(午前の部または夜の部)の開始前に実施しなければならない。また、機器のテストとカメラの正確な設置について監督しなければならない。
- 21. できればトラックの両側に、少なくとも 1 台ずつ写真判定システムを作動させるようにする。これらのシステムは、技術的に独立したシステムが別々の動力源で別々の機器やケーブルによって、スターターの信号器の発信を記録し、連携できることが望ましい。

注意:2 台以上の写真判定システムを使用する場合、1 台は競技会の開始前に技術代表(あるいは指名された国際写真判定員)から公式システムとして指定されなければならない。もう 1 台のカメラの時間と順位については、公式カメラの正確性に疑問があるか、着順判定の不明確な点を正すために補助カメラとしての必要性が生じた場合以外には参考としない。(必要性がある場合の例:競技者の全身または一部が公式カメラの画像で確認できないとき)

22. 写真判定員主任は、補助役の判定員と協同して、競技者の着順を決定し、引き続き彼らの公式時間を決定する。 主任は、これらの着順と時間が競技結果システムに正確に入力し転送されていること、そして記録・情報処理員に渡し たことを確かめねばならない。主任はまた、規則 19.4 により、必要な判断や失格を決定しなくてはならない。

コメント: テクノロジーが利用可能な主要競技会では、写真判定画像は、大型映像(ビデオボード)にすぐに提供されるか、 もしくはインターネット上に公開されることがよくある。 不必要な抗議や訴えに費やされる時間を減らすために、写真を 見る機会を抗議または控訴することを検討している競技者またはその代理人に写真判定画像を見る機会を提供するこ とが今では通常の手続きとなっている。

- 23. 写真判定システムで記録された時間は、何らかの理由で担当競技役員が明らかに不正確であると判定した場合以外は公式時間とする。不正確な事例が発生した場合は、調整可能であれば写真から得られた時間差を基礎としながら、予備計時員の時間を公式のものとする。技術代表の判断により、写真判定装置がうまく作動しない可能性に備え、予備計時員を任命してもよい。
- 24. 写真判定による時間は、次のように写真仕上げ画像から読み取り記録される。
- a) 10,000m(を含む)以下のレースの時間は 0.01 秒表示の写真判定システムによって計時され 0.01 秒単位とする。 厳密に 0.01 秒とならない場合はつぎのより長い 0.01 秒に変換する(切上げる)。 例 26:17.533 → 26:17.54 b) 全部または一部が競技場外で行われるレースでは、秒未満の下 3 桁が厳密に「. 000」にならない場合は、次のより 長い 1 秒に変換する(切上げる)。 例 2:09:44.32 → 2:09:45

トランスポンダーシステム

- 25. 道路競技における WA 競技規則に準拠したトランスポンダーシステムは、つぎの条件が整えば認められる。 a) スタート地点およびコース沿道あるいはフィニッシュ地点で使用される機器のいずれもが、競技者の前進に重大な障害または障壁になってはいない。
- b) 競技者が身に着けるトランスポンダーやその入れ物は、負担にならない重さである。
- c)システムはスターターの信号器によって始動するか、スタート合図に同期している。

d)システムは競技会の間やフィニッシュ地点または記録集計のいかなる過程でも、競技者が何かをする必要がない。 e)すべてのレースは 0.1 秒単位で計測され、0.1 秒表示がゼロでない場合、つぎの秒に切り上げる。マラソンの例では 2:39:44.3 は 2:39:45 と記録される。

注意:公式の時間は信号器のスタート合図(または同期したスタート信号)から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間を知らせることができる。

f) 着順の決定および競技者の特定の助けとなるよう、審判員やビデオ記録を準備することを推奨する。

26. トランスポンダー主任は、システムの機能について責任を持つ。 競技のスタート前に、担当の技術スタッフと打ち合わせ、装置 を理解し、すべての設定を確認する。また、機器のテストを監督し、トランスポンダーのフィニッシュライン上通過時に競技者のフィニッシュ時間が記録されることを確認する。審判長と協力して、必要に応じて規則 20.25(f)適用の準備をしなければならない。

コメント:トランスポンダーによる時間は、競技場外でのレースにおいて、世界記録公認の対象となる。

第21条 トラック競技における予選の組み合わせ、抽選および通過 (Rule 166)

予選

1.トラック競技における予選は、参加競技者が多数のため、決勝 1 回では満足に競技が運営できないときに行う。予選ラウンドを行う場合、全競技者が参加し、予選によってつぎのラウンドに進むようにしなければならないが、各加盟団体は一つあるいは複数の種目で、その競技会の中で、あるいはそれに先立つ別の競技会の結果で、参加資格を与える競技者の一部または全部を決めたり、その競技会のどのラウンドから出場することができるかを決める権限を持つ。どの競技者に参加資格を与え、どのラウンドから出場できるかという手順や考え方(特定の期間に達成された参加標準記録、指定競技会での順位やランキング等)については、各競技会の大会要項等に記載されなければならない。

コメント:選手権大会スタイルの競技会は、各大会の特定の規則を通じて、早い時点から開始することができ、さまざまな方法で実現できるように、この規則は、2016 年 3 月に WA の修正に続いて WPA によって採択された。

2. 予選の組み合わせと予選通過の条件は技術代表が以下のように決める。もし技術代表が任命されていない場合は組織委員会が決める。

トラック種目のラウンド数、各ラウンドにおける組数、各ラウンドの予選通過者の決め方は、特別な事情がない限り、つぎの表を使用する。トラック競技で次のラウンドへの進出は、順位(P および記録(T)と表示される。

- a) 各国または各チームの代表および最も良い記録を持つ競技者は、競技会の予選ラウンドにおいて可能な限り異なった組に入れる。最初のラウンド後、この規則を適用するにあたっては各組間で競技者の交換が必要な場合は可能な範囲で、規則第21条4(b)に従い、同じ「レーン・グループ」間で行なう。
- b) 組編成にあたっては、できるだけ全競技者の成績を考慮し、もっともよい記録を持っている競技者が決勝に残れるように編成することが望ましい。

コメント: 予選ラウンドは、次のラウンドに進み、最終的に決勝に進出する競技者を可能な限り最良の方法で決定しなければならない。 これには、同じメンバーまたはチームの競技者だけなく、上位記録を保持した競技者(一般的には参加標準記録有効期間の記録で決定されるが、直近の顕著な記録などもまた考慮される)が予選の同じ組に入らないよう可能な限り配慮することも含まれる。

主要競技会では、少なくとも、組み合わせの基本となるのは、事前に決められた期間中の有効な条件(関連種目での 風速を含む)で各競技者が達成した最も良い記録でなければならない。この期間は通常、競技会規定または競技会の エントリー条件と基準を定めた文書に明記される。そのような仕様がない場合、技術代表または組織委員会(LOC)は、 組み合わせが決定される基本原則を決定すべきである。

トレーニングやテストで得られた記録などの要素は、組み合わせにおいて考慮されるべきではない。最も良い記録を持つ競技者に関連する規則の要件では、上記で概説した厳密な適用条件からいくらかの逸脱を必要とすることもある。例えば、通常上位に組み分けされる可能性のある競技者が、所定の期間(怪我、病気、資格停止、または室内競技会で屋外の記録しか持たないなど)で、有効記録を持たないとか、持っていても良くないといったとき、その競技者は通常、組み合わせリストの下位置かれるが、技術代表による調整が検討されるべきである。

優勝候補者とみなされる競技者同士の予選ラウンドでの衝突を避けるために同様の原則を適用すべきである。

同時に、同じ国またはチームの選手が異なる組になるよう調整する必要がある。

このような場合、組み合わせの調整は組み分けへの原案が出た直後におこなうが、レーンを決める前に行うべきである。

これらの原則を適用する際には、競技者の入れ替えはこ

(a) 第 1 ラウンドにおいて、あらかじめ決められた期間中に有効な最も良い記録のリストで同様のランキングを有する 競技者との間で、そして

(b)次のラウンドでは、規則第21条4(b)に基づく同様のランキングを有する競技者の間で。

これらの原則に従うことは、いくつかの種目でラウンド数を減らした競技ではより重要となる。公平でかつ陸上競技の魅力アピールを達成するためには、正確かつ十分に考慮された組み分けが不可欠である。下位レベルの競技会では、技術代表または組織委員会(LOC)は、同様の最終結果を達成するために、異なる原則の使用を検討してもよい。

100m, 200m, 400m

Declared Entries Heats	First R Place	ound Time		Heats	Secon Place	d Round Time	d	Semi-F Heats	Finals Place	Time	
9-16 17-24 25-32 33-40 41-48 49-56 57-64 65-72 73-80 81-88 89-96 97-104 13 105-112	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 14	3 2 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2 4 4 6 3 8 5 2 7 4	6	4 4 4 5 5 3 6	3 3 3 3 6 3	4 4 4 1 1	3	2 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 3	3 2 2 2 4 4 4 4 4 4 2 2	2 2 2 2 2
800m, 4x100m			00m			. 5					
Declared Entries Heats	First R Place	ound Time		Heats	Secon Place	d Round Time	d	Semi-F Heats	-inals Place	Time	
9-16 17-24 25-32 33-40 41-48 49-56 57-64 65-72 73-80 81-88 89-96 97-104 13 105-112	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 14	3 2 3 4 3 3 2 3 3 3 3 9 3	2 4 4 6 3 8 5 2 7 4	6	4 4 5 5 3 6	3 3 3 6 3	4 4 1 1	3	2 3 3 3 2 2 2 2 2 2 3	3 2 2 2 2 4 4 4 4 4 2 2	2 2 2 2 2 2
1500m Declared Entries Heats	First R Place	ound Time		Heats	Secon Place	d Round Time	t	Semi-F Heats	Finals Place	Time	
16-30 31-45 46-60 61-75	2 3 4 5	4 6 5 4	4 6 4 4						2 2 2	5 5 5	2 2 2
5000m Declared Entries Heats	First R Place	ound Time		Heats	Secon Place	d Round Time	t	Semi-F Heats	Finals Place	Time	

20-40 41-60 61-80 81-100 5	2 3 4 5	5 8 6 5	5 6 6	2	2 2 6	6 6 3	3
10,000m Declared Entries Heats	First Ro	ound Time					
28-54 55-81 82-108 4	2 3 4	8 5 4	4 5				

次の代替表は、それぞれの表に示されている特定のクラスまたはクラスの組み合わせに使用される。以下の表で完全にカバーされていないクラスの組み合わせについては、通常、上記の通常の表が適用される。それ以外の場合、適切な表は技術代表によって決定される。

100m, 200m, 400m, 800m (T11-12)

			Heats	Second Place	d Round Time	l			Time	
2 3 4 5 6	1 1 1 1	2 1 4 7 6						2 3 3	1 1 1	2 1 1
7 8	1 1	5 8		4	1	4		3 2	1 1	1 2
	Place 2 3 4 5 6 7	2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1	Place Time 2	Place Time Heats 2	Place Time Heats Place 2	Place Time Heats Place Time 2	Place Time Heats Place Time 2	Place Time Heats Place Time Heats 2 1 2 3 1 1 4 1 4 5 1 7 6 1 6 7 1 5	Place Time Heats Place Time Heats Place 2 1 2 3 1 1 4 4 4 2 3 3 6 1 6 3<	Place Time Heats Place Time Heats Place Time 2 1 2 2 3 1 1 4 4 2 1 5 1 7 3 1 3 1 6 1 6 3 1 3 <td< td=""></td<>

1500m (T11-12)

Declared	First R	ound			Second	d Round	S	emi-F	inals	
Entries Heats	Place	Time		Heats	Place	Time	Н	leats	Place	Time
7-12	2	2	2							
13-18	3	1	3							

5000m, 10000m (T11-12)

Declared Entries Heats				Heats	Second Place	d Round Time	Semi-F Heats	inals Place	Time
11-20 21-30	2	3 2	4 4						

1500m, 5000m (T32-34 and T51-54)

Declared Entries Heats	First R Place		·	Heats	Secon Place	d Round Time	Semi-F Heats	inals Place	Time	
11-20 21-30 31-40	2 3 4	3 3 4	4 1 4					2	3	4

10000m (T32-34 and T51-54)

Declared	First R	ound			Second	d Round	Semi-F	inals		
Entries Heats	Place	Time		Heats	Place	Time	Heats	Place	Time	
13-24	2	4	4							
25-36	3	3	3							
37 ₋ 48	1	2	Λ							

4x100m, 4x100m universal relay, 4x400m (T11-13, T33-34, T51-52 and T53-54)

Declared	First R	ound			Second	d Round	Semi-F	inals		
Entries Heats	Place	Time		Heats	Place	Time	Heats	Place	Time	
5-8	2	0	4							
9-12	3	0	4							
13-16	4	0	8					2	0	4

注意(ii):世界選手権大会とパラリンピック大会については、これと別の表が競技注意事項の中に加えられることがある。

コメント: 次ラウンドの組み合わせが最も複雑な種目は、組み分け方法がレーンを使う場合と使わない種目の両方がある 800m である。 次ラウンドの組み合わせは一般に前のレースのフィニッシュ順位と時間に基づいており、競技者は前のレースの時間または記録に従ってランク付けされるため、これはレーン割り当てにとって重要である。

ランキングと予選の組合せ

- 3. 最初のラウンドにおいて、競技者は予め決められた期間内に達成された当該種目の有効な記録のリストからシードを決定し、ジグザク配置によって予選の組を決める。
- a)予選ラウンド等を行った後、下記の手順により、次のラウンドの組編成がなされる。
- 100mから 400mおよび 4x400mリレーを含むリレーの種目は、その前のラウンドの順位と記録に基づいて組み分けする。そのために、競技者を以下のようにランキング分けをする。
- (i) 予選 1 位の中で 1 番速い者
- (ii) 予選 1 位の中で 2 番目に速い者
- (iii) 予選1位の中で3番目に速い者
- (iv) 予選 2 位の中で 1 番速い者
- (v) 予選2位の中で2番目に速い者
- (vi) 予選 2 位の中で 3 番目に速い者
- (時間で通過した者)
- (vii) 1番目に速い者
- (viii) 2番目に速い者
- (ix) 3番目に速い者
- b)その他の種目は、前のラウンドの記録によって編成する。

その他の種目では、元の成績リストは組み分けのために引き続き使われ、前のラウンドで記録が更新されたときのみ修正する。

c)競技者はをジグザグ配置による順番で組み分けされる。(例)3組の場合はつぎのような組編成になる。

A 1 6 7 12 13 18 19 24 B 2 5 8 11 14 17 20 23 C 3 4 9 10 15 16 21 22

d)すべての場合において、走るべき組の順序は組の編成が決定された後、抽選によって決められる。

コメント: 第1ラウンドでは、組数を減らすために、400m までのレースでは、追加レーン(例えば直送路や曲走路の第9レーン)を使用すること、800m のスタートでは1レーンに2人の競技者を入れることが許容され、普通に実践されている。 各組の実施順序を決定するランダム抽選は、公平さに基づいている。 中距離および長距離のレースでは、最終組を走る競技者は、次ラウンド進出のために出すべき記録を知ることができる。 短い距離のレースでも、気象条件が変わることがある(雨が突然降る、風の強さや方向が変わる)など公平性に関わる要素が存在する。 組の順序は恣意的でなく偶然によって決定されることは公平性において重要である。

レーンの決定

- 4. 100mから 800mまで、また 4×400mまでのリレー競走で複数のラウンドが行われる場合は、そのレーン順は下記によって決める。
- a) 最初のラウンドと規則第21条1により追加的に行う予備予選ラウンドにおいて、レーン順は全員(または全チーム) を抽選で決める。
- b) つぎのラウンドからは上記で示された手順により、各組終了後、競技者はつぎのようにランク付けされ三つのグループに分けて抽選される。

- (i)上位グループ 4人(または 4チーム)が 3, 4, 5, 6レーン
- (ii)それに続く5·6番目の中位グループ2人(または2チーム)が7,8レーン
- (iii)下位グループ 2 人(または 2 チーム) が 1, 2 レーン

注意(i):8レーンより少ないあるいは多い場合には、上記の方法に準じて適宜決める。

注意(ii):公認および承認競技会における800m競走は、それぞれのレーンで1人または2人の競技者が走ってもよいし、弧形のライン後方からスタートするグループスタートでもよい。同着で、あるいは審判長の判断でつぎのラウンドに進出する競技者の数が増えた場合を除いて、このスタート方式は予選にのみ適用する。

注意(iii):800m競走においては、決勝を含めて何らかの理由により利用できるレーン数より競技者が多い場合、技術代表は複数の競技者をどのレーンに入れるか決定しなければならない。

注意(iv):競技者数よりレーン数が多い場合は、常に、内側のレーン(1レーンに限らず)を空けるべきである。

コメント: 注意(iii)に関しては、技術代表がそうした状況にどのように対処すべきかという明確な指針はない。しかし、この問題はレースの第一曲走路にしか影響せず、短距離レースでのレーンの割り当てほど重要ではない。技術代表は、1 レーンに 2 人を入れるにあたり、そのレーンに配置される競技者の不便を最小限にするよう配慮が必要であり、通常では、競技者が急なカーブを走らなくてよいように、外側のレーンを使うことが多い。 注意(iv)については、競技場に 8 レーンよりもっとある場合は、技術代表(いない場合は、組織委員会(LOC)が)は、この目的のためにどのレーンを使用するのかを事前に決定する必要がある。例えば、9 レーンの周回トラックの場合、9 人未満の競技者が競技に参加するとき、第 1 レーンは使用しない。したがって、規則第21条4の目的のために、第 2 レーンは第 1 レーンとみなされ、以下同様である。9 レーントラックが使用されている場合の T11-12 トラックレースのレーンの割り当ては次のとおり。外側のレーン(9)は空のままで、レーン 1-2、3-4、5-6、7-8 は、競技者とガイドランナーに割り当てられる。

単一ラウンド(予選のない決勝レース)

5. 予選がなく単一ラウンド(決勝)しかないトラック種目では、IPC競技大会およびIPC競技会(パートBー3.1.2(a)および(b)参照)以外では抽選で決定する。IPC競技大会およびIPC競技会では、すべてレーンを走るトラック種目、すなわち 100m、200m、400m、4x100mでは、レーン順は、所定の期間中に達成された有効なパフォーマンスリスとおよび規則第21条4b)(i)(ii)(iii)により決定されたランキングに従って決定する。

コメント:この規則の目的は、競技会で予選と決勝を実施するのに十分な競技者がいない可能性がある場合に、より良い競技者がランダムなレーン抽選によって不利にならないようにするためである。 したがって、IPC 大会および IPC 競技会では、競技会の規則で指定されている所定の期間中に達成された時間/記録がレーン抽選を決定するために使用される。

- 6. 予選・決勝の方法以外で行われるレースでは、シードや抽選などラウンドの通過方法を含む必要な競技運営方法を決めておかなければならない。
- 7. 競技者はその氏名が載せられている組以外の組で競技することは許されないが、審判長が組合せを変更したほう が適当だと考えた場合はその限りではない。

次ラウンドへの進出

8. 規則第21条2.に基づく別表がない限り、予選では少なくとも各組の 1 着と 2 着はつぎのラウンドに出場する資格があり、可能な限り各組 3 着まで出場の資格を与えることが望ましい。規則第22条の適用以外では、規則第21条2により着順または時間、特別に設けられた競技規定、または技術代表による決定のいずれかによって競技者を次のラウンドに進出させてもよい。競技者が時間によって資格が与えられる場合には、その決定方法は同一の計時方法に限る。

注意:技術代表が異なる方法を適用する場合、予選が行われる800m以上のレースでは、時間により次ラウンドへの 進出資格が与えられる競技者は少数とすることを推奨する。

コメント: 組み合わせのためのテーブルが競技会規定で定められている場合、規則第 21 条 8 に定める原則が組み込まれているのが通常である。そうでない場合、技術代表者または組織委員会(LOC) は、使用する次ラウンド進出基準を確立する際に同じ原則に従うべきである。 ただし、規則第 22 条により、特に着順に基づいて最後の枠が同成績で決まる場合には、バリエーションが適用される場合がある。そのような場合には、時間での次ラウンド進出者が 1 人減らす必要がある。

利用可能なレーンが十分にある場合、または 800m の場合(スタート時のレーンが 2 人以上の競技者に使用される場合)またはレーン以外のレースの場合、技術代表は追加競技者の進出を判断することがある。

1 つのタイミングシステムのみが適用されると規則第 21 条 8 に規定されているため、優先的に使用しているシステム (通常は写真判定)に障害が発生した場合に備え、バックアップタイミングシステムを予選ラウンドに用意するすることが 重要となる。技術代表は、2 つ以上の組に異なるタイミングシステムからの時間しか得られない場合、審判長と協働し て、特定の競技会の状況の中で、次ラウンド進出者を決定するための公平な方法を決定しなければならない。 追加レ

ーンがある場合は、この選択肢を最初に検討することは推奨される。

1日開催の競技会

9.パートB規則第3条1.2のWPA承認競技会では、競技者は適用される競技会規定や組織委員会が定めた他の方法によって組分け、順位付け、レーンの割り当てが行われるが、その内容は事前に競技者や競技者の代理人に通知することが望ましい。

コメント:1 日のみで実施される競技会では、「決勝」ラウンドのみだが複数のレースがある場合、レースは、競技会またはその競技会が属している一連の競技会シリーズのための開催規定に従って実施される必要がある。もし規定が存在しなければ、様々な「レース」への競技者の割り振りは、組織委員会、もしくは任命されているなら技術代表がおこなうのが、一般的である。 このような競技会では、競技者の最終順位がどのように決定されるかについても、同様の考慮がなされる。 いくつかの競技会では、メインレース以外の「レース」は別レースとみなされ、総合ランキングとして考慮されないが、他の競技会では、各レースの結果はひとつにまとめられて総合ランキングになるものもある。 賞品やその他の考慮事項に影響を及ぼす可能性があるため、その競技会では、どちらの順位づけが適用されるのかなど、事前に参加者に通知することを強く推奨する。

次ラウンドまでの最小時間

10. 一つのラウンドの最後の組とつぎのラウンドの最初の組、あるいは決勝競技との間には、最小限つぎの時間をおかなければならない。

200m(含めて)まで:45分

- 1,000m(含めて)まで:90分
- 1,000mを超える種目については同一日としない。

第 22 条 同成績(167)

1. 決勝審判員もしくは写真判定員が規則第19条2、第19条3、第20条18、第20条22、または第20条25により、 どの順位においても競技者を区別することが不可能なとき、それは同成績と決定され、同成績はそのままとする。

第21条3(a)による同順位

2.(着順ではなく)時間を元にして第 166 条21. 3(b)によるランキングの順位が同じ場合は、写真判定員主任は 0.001 秒の実時間を考慮しなければならない。それでも同じであれば同成績とし、ランキングの順位を決める抽選を行う。

着順による最後の1枠が同順位

- 3. 第 167 条 1 を適用しても、着順による最後の 1 枠を決めるにあたり同成績がいる場合、空きレーンがあるか、走る場所がある(800m競走でレーンに複数割り当てる場合を含む)のであれば、同成績者は次のラウンドに進めるようにするべきである。不可能なら、次ラウンドへの進出者は抽選により決める。
- 4. 着順と時間で次ラウンド進出者を決める方法(例:2 組で行い、各組3 着までと4 着以下の上位記録2 名が次ラウンド進出)において、着順で決める最後の1 枠が同成績だった場合、同成績(同着)の競技者を次ラウンドに進出させ、その分、時間に基づいて次ラウンドへの進出を認める競技者の数を減らす。

時間による最後の1枠が同順位

5. 時間による最後の 1 枠に同成績がいる場合、写真判定主任は 0.001 秒の実時間を考慮しなければならない。それでも同じであれば同成績とする。空きレーンがあるか、走る場所がある(800m競走でレーンに複数割り当てる場合を含む)のであれば、同成績者は次のラウンドに進めるようにするべきである。不可能なら、次ラウンドへの進出者は抽選により決める。

第23条 リレー競走 (Rule 170)

- 1. 幅 50 mmのラインをトラックに横に引いて、各区域の距離とセンターラインを示す。
- 2. 立位の 4×100mR と 4×200mR の全走者間、およびユニバーサル 4X100mRの第 1 走者と第 2 走者間、第 2 走者と第 3 走者間のテイク・オーバー・ゾーンは 30mとし、ゾーンの入口から 20mが基準線となる。ゾーンは、走る方向においてスタートラインに近い端を基点とする。車いすの 4×100mR と 4×400mR の全走者間、およびユニバーサル 4 X100mRの第 3 走者と第 4 走者間、のテイク・オーバー・ゾーンは 40mとし、ゾーンの入口から 30mが基準線となる。

ゾーンは、走る方向においてスタートラインに近い端を基点とする。レーン内で行われる各バトンの受け渡しについて、 担当する競技役員は、各競技者が正しいテイク・オーバー・ゾーンの位置にいることを確認する。また、その競技役員 は規則第23条3(マーカーの数とサイズ)が確実に遵守されるようにしなければならない。

コメント: 監察員は、各チームの各選手が正しいレーンまたは位置で自身の位置をとるようにしなければならない。出発係は、最初のランナーの配置と各バトンを確実に渡す責任がある。出発係はまた、テイクオーバーゾーンのスタートラインを支援するために割り当てられることもある。各テイクオーバーゾーンの監察員主任と配置された監察員は、次走者の位置取りが正しいかどうかの責任を負う。すべての競技者がゾーンに正しく位置についたなら監察員主任は、合意された連絡手段(主要競技会では通常無線機)によって、関係する他の競技役員に連絡する必要がある。 監察員はまた、各テイクオーバーにおいて、バトンを受け取る際に移動を開始する前に、出走するランナーの足がゾーンに完全に入っていることを確認しなければならない。この動きは、ゾーン外のいかなる場所で開始されてもいけない。

3. レーンでリレーを行う場合、競技者/ガイドランナーは大きさが最大 50 mm×400 mmで他の恒久的なマーキングと混同しないようなはっきりとした色の粘着テープをマーカーとして 1 カ所、自らのレーン内に貼ることが許される。それ以外のマーカーの使用は認められない。

注:4x100m ユニバーサルリレーでは、技術代表は、要求に応じて、各テイクオーバーゾーンで競技者が自身のレーンにチェックマークを置く手助けを、アシスタントがおこなうことを許可できる。

4. バトンはつぎ目のない木材、または金属その他の硬い物質でつくられ、断面が丸く、滑らかで中空の管でなければならない。長さは $28cm \sim 30cm$ で、直径は $40 mm(\pm 2mm)$ 、重さは 50g 以上とする。またレースにおいて、容易に識別できる色でなければならない。

注意:IPCゲームおよびIPC競技会の車いすリレー[パート B-3.1.2(a)および(b)を参照]」の場合、レース中に簡単に識別できるよう、組織委員会は各チームに識別できる色のヘルメットソックスを提供する。

コメント: 車いすリレーでは、競技者はヘルメット番号に加えて、またはヘルメット番号の代わりにヘルメットソックスを着用しなければならない。これが必要な場合、組織委員会はヘルメットソックスが用意されていることを確認しなければならない。招集所審判員は招集時にヘルメットソックスの着用確認をする責任がある。

5.

a)リレー競技では、規則第23条6にある車いすリレー、切断競技者リレー及び4x100mユニバーサルリレーを除き、バトンを使用しなければならず、バトンは競技中手でもち運ばなければならない。バトンは競走中、手でもち運ばなければならない。少なくともIPC競技大会及びIPC競技会(パートB規則第3条1.2参照)では、各バトンに番号を付し異なる色とする。また、トランスポンダーシステムを組み込んでもよい。

〔注意〕 可能であれば、各レーンに割り当てられたバトンの色をスタートリストに記しておくこと。

- b)競技者およびガイドランナーは、バトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり(規則 7.4(C)で認められた以外の)何かを手に付けたりすることはできない。
- c)もしバトンを落した場合、落とした競技者またはガイドランナーがバトンを拾って継続しなければならない。この場合、 距離が短くならないことを条件にバトンを拾うために自分のレーンから離れてもよい。加えて、そのような状況でバトンを 落としたとき、バトンが横や進行方向(フィニッシュラインの先も含む)に転がり、拾い上げた後、競技者またはガイドラン ナーはバトンを落とした地点に戻ってレースを再開しなければならない。上記の手続きが適正になされ、他の競技者ま たはガイドランナーを妨害しない限りは、バトンを落としても失格とはならない。一方、競技者またはガイドランナーがこ の規則に従わなければ、そのチームは失格となる。
- 6. バトンは、テイク・オーバー・ゾーン内で「パス」をおこなわなくてはならない。ここでいうバトンの「パス」は、受け取る競技者またはガイドランナーにバトンが触れた時点に始まり、受け取る競技者またはガイドランナーの手の中に渡たった時点で完了となる。テイク・オーバー・ゾーン内では、バトンの位置のみが決定的なものであり、競技者の身体の位置ではない。テイク・オーバーゾーンの外でのバトンの「パス」は失格となる。

コメント: バトンの位置を決めるにあたっては、バトン全体を考慮する必要がある。 監察員は、バトンがテイクオーバーゾーンに入る前に、特に立位の 4x400m 以上のリレーで、次走者がバトンに触れる位置を確実に監察する必要がある。 バトンがゾーン内に入る前に受け取り側の競技者がバトンに触れても、チームは失格となる。 監察員はまた、競技者がゾーンから出る際には、バトンが受け取り側の競技者の手の中だけにあることを確認しなければならない。

車いすリレー(T33-34、T51-52 および T53-54)、立位のリレー(T42-47、T61-64)および 4x100m ユニバーサルリレー の場合、テイクオーバーは渡す競技者または受け取り側の競技者のいずれかのボディの任意の部分をタッチすること による。 最初のタッチはテイクオーバーゾーン内である必要がある。

車いすリレー(競技クラス T33-34、T51-52、T53-54)、切断競技者リレー(T42-47、T61-64)及び 4×100m ユニバーサルリレーにおいて、テイクオーバーは前走者か次走者の身体のどこかの部分に触れることで行われなければならない。

最初の接触はテイクオーバーゾーン内で行わなければならない。テイクオーバーの最中に、次走者を押す行為によって利益を得ようとした場合は失格となる。

注意: 4x100m ユニバーサルリレーでは、車いすの競技者が着用するヘルメットは体の一部と見なされる。

7. テイクオーバーを完了する前、最中、後、競技者およびガイドランナーは他の競技者への妨害を避けるため、走路が空くまで自分のレーンまたはその位置(ゾーン)にとどまる。規則第 18 条 5、規則第 18 条 6 は適用されない。競技者がバトンを渡し終えた後、自分の位置やレーンの外を走ることで、他のチームのメンバーを妨害したときは、規則第 18 条 2 が適用される。

8. 競技クラス T11-13 のリレー競技におけるバトン引き継ぎ

- a) バトンは競技者とガイドランナーのいずれが持ってもよい。
- b) バトンの引き継ぎは、誘導方法に関する要件が満たされてさえいれば、ガイドランナー同士で行っても、競技者同士で行ってもかまわない。
- c) 所定のテイク・オーバーゾーン内で渡す側から受け取る側にバトンが手渡されたときに、公正なバトンの引き継ぎが行われたと見なされる。
- d)テイク・オーバーゾーンを一度出てしまった次走者は、テイクオーバーゾーンに戻ってバトンを受け取ることはできない(走り始めるのが早すぎた場合)。
- e) 競技クラス T12 の競技者が伴走者なしで競技する場合、競技者の位置決めを補助するためのアシスタントを各テイク・オーバーゾーンに 1 名ずつトラック上に配置することが認められる。アシスタントは、スタート前に競技エリアから離れ、競技進行の妨げにならない競技役員に指定された場所にいなければならない。この規則に違反した場合、規則7.2 により、競技者は警告を受けるか、または失格となる。
- 9. レース中、競技者が他チームのバトンを使ったり、拾い上げた場合、そのチームは失格となる。相手チームは、有利にならない限り失格とはならない。
- 10. リレーメンバーが走ることができるのは1区間だけである。リレーチームの編成メンバーは、どのラウンドにおいてもその競技会に申し込んでいる競技者とそのガイドランナーであれば出場することができる。ただし、いったんリレー競技が開始された後は、その後のラウンドを通して、その競技会にエントリーしている4人まで、またそれに対応するガイドランナーに限り、交代要員として使うことができる。この規則に従わなければ、チームは失格となる。

注意:ガイドランナーの交代は、選手交代の数に含まれない。

11. リレーチームの編成は、各ラウンドの第1組目の第1次招集時刻の1時間前まで(それまでに競技者が招集所にいなくてはならない時間)に正式に申告しなければならない。一度申告したらその後の変更は、その組の招集完了時刻(競技者が招集所を出発する時間)までに組織委員会が任命した医務員の判断がない限り認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

WPA 公認競技会(パート B 規則第3条1.2)における競技クラス集団とチーム構成に関する要件は以下のテーブルによる。

競技クラス	チーム構成要件
T11-13	T11クラスは1名以上。T13クラスは1
	名以下。
T33-34	T33クラスは1名以上。
T35-38	T38クラスは2名以下。
T42-47, T61-	T46/47クラスは2名以下。
64	
T51-52	T51クラスは1名以上。
T53-54	T53クラスは1名以上。

4x100m ユニバーサルリレーのチーム構成、ランニングオーダー、および競技クラスは、次のように規定される。

- -チームには、男性2名と女性2名の資格ある競技者が含まれていなければならない。
- -次の競技クラス(T13、T46 / 47、T38、T54)からは2名以下。
- -残りの2名は、以下の表に記載されている他の競技クラスから選ぶ。
- -走順は、以下に示す通りとする:

走順	参加資格のある競技クラス
第 1 走	T11-13
第 2 走	T42 – 47, T61 - 64
第3走	T35 -38
第 4 走	T33 - 34, T51- 54

コメント: すべてのリレーレースでは、戦略が重要な役割を果たす。たとえば、チームによっては、最初に最速のランナーを選択し、次に 2 番目に速いランナーなどを選択して、最も遅いランナーがレースを終了する場合がある。4x100mユニバーサルリレーの場合、とても簡単である。立位や車いすのリレーレースとは異なり、4x100mユニバーサルリレーには追加の要件がある。まず、チームは男性競技者 2 人と女性競技者 2 人で構成される必要がある。第 2 に、レース中は常に所定の走行順序を尊重する必要がある。つまり、上記の表に記載されているように、各区間は異なる競技クラスの競技者によって走らなければならない。 最後に、競技クラスの T13、T46 / 47、T38、および T54 から最大 2 人の競技者のみを選択できる。したがって、チームの戦略に応じて、これらのクラスから競技者を 1 人も選ばないか、1 人または 2 人選ぶこともできる。チームの戦略に関係なく、前述の競技クラスから最大 2 人の競技者しか選択できないことに注意することが非常に重要である。 例として、チームが第 1 区間と第 4 区間にそれぞれ T13 と T54 競技者を選択した場合、第 2 区間と第 3 区間には競技クラス T38 または T46 / 47 から参加者を選択できない。

- 12. 4x100mユニバーサルリレーを含む 4x100mリレーでは、完全にレーンを走る。
- 13. 4x200mリレーは、以下のいずれの方法で走ってもよい。
- a) 可能ならば完全にレーンを走る(レーンで四つの曲走路を走る)。
- b) はじめの二人の走者はレーンで走り、第3走者は同様に規則第18条7で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる(レーンで三つの曲走路を走る)。
- c) 規則第 18 条 7 で述べたブレイクラインの手前端まで第 1 走者が走り、その後レーンを離れる(レーンで一つの曲 走路を走る)。

注意:4 チーム以内で競走する場合および上記(a)が不可能な場合、(c)の方法がとられるべきである。

- 14. 4×400mリレーでは、以下のいずれかの方法で走ることができる。
- a) 第 1 走者はレーンで走り、第 2 走者は同様に規則 18.7 で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる(レーンで三つの曲走路を走る)。
- b) 第 1 走者は規則 18.7 で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる(レーンで一つの曲走路を走る)。

注意:視覚障害と車いす以外のリレー競走では、4チーム以内で競走する場合には、上記(b)の方法が推奨される。

- 15. すべてのテイク・オーバーにおいては、テイク・オーバー・ゾーン外から走り出してはならず、そのゾーンの中でスタートしなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。
- 16. 4x400mリレーの第 3、第 4 走者/ガイドランナーは審判員の指示に従い、前走者が第 2 曲走路入り口を通過した順序で、内側より並び待機する。その後、待機している走者は、この順序を維持しなくてはならず、バトンを受け取るまで入れ替わることは認められない。違反した場合は、そのチームを失格とする。

注意:4x200mリレーにおいて、レーンを完全に走行するのではなく途中でブレイクする方法で実施されるならば、前走者がレーン内走行でない場合、次走者はスタートリストの順番で内側より外側に一列に並ぶ。

- 17. 車いすリレー、競技クラス T11-13(ガイドランナーを必要とする)リレー及び 4x100m ユニバーサルリレーでレーンを使用する必要がある場合、各チームに隣接した 2 レーンを割り振るものとする。競技者とガイドランナーは割り当てられた 2 レーンのどちらを走行してもよい。2 レーンのうち内側のほうのレーン上に引かれた線を外側の方のレーンまで延長して、各区間の距離やスタートラインを示すものとする。第 1、第 3、第 5、第 7 レーンについては変更が生じる。スタートラインの延長や引き継ぎ区域の線引きは、レーンのマーキング用に用いられているものと同色・同幅のテープを使って行うべきである。
- 18. 4x200mリレーと 4x400mリレーも含めた立位によるどのリレー競走においても、レーンが使用されていない場合は、次走者は、他の走者の進行をじゃまするために妨害したり押しのけたりしないならば、走って来るチーム走者が近

づくにつれてトラックの内側に移動できる。 4x200mリレーと 4x400mリレーの場合には、次走者は規則第 23 条 16 で規定された順番を維持する。もし競技者/ガイドランナーが、この規則に従わないならば、そのチームは失格となる。

コメント: 監察員主任は、自身と配下の監察員が割り当てられているゾーンに留まっている必要がある。 競技者が自分のレーンに正しく配置されてレースが開始されたら、監察員主任とそれに割り当てられた監察員は、これらの規則の違反、および他の違反、特に規則 18 に違反したものを報告する責任がある。

- 19. 4×200mリレーと 4×400mリレーも含めた車いすのよるどのリレー競走においても、次走者は規則第 23 条 16 で規定された順番を維持するにあたり、2 レーンが与えられる。次走者は、2 レーンのどこにいてもよいが、テイクオーバーが完了するまでこの 2 レーン内に位置しなくてはならない。車いすリレーではトラックの内側や与えられた 2 レーン以外の場所に移動してはならない。 もし競技者が、この規則に従わないならば、そのチームは失格となる。
- 20. この規則に当てはまらないリレー競技の場合、適用される規則とどのような方法でリレーを実施するかを、関連する競技会規則で指定する必要がある。

第4部 フィールド競技

第24条 総則 (Rule 180)

競技場所での練習試技

1. 各競技者は、競技開始前に競技場所において練習を行うことが許される。投てき競技では、あらかじめ決められた試技順で、常に審判員の監督のもとで練習を行う。

コメント:過去には、規則には、各競技者が投てき種目において各競技者には 2 回の練習試技が必要であると規定されていたが、今では、そのような決まりはない。規則第 180 条 1 は、ウォームアップ時間が許す限り何回でも認められると解釈されるべきである。 大規模競技会の場合、2 回は標準的な練習試技回数だが、これは最小限とみなされ、時間が許すなら、一部またはすべての競技者による追加の練習試技要求は認められる。

- 2. 競技が開始されたら競技者は練習の目的でつぎのものを使用することはできない。
- a) 助走路や踏切場所
- b)用具
- c) 用具を持つ持たないに関係なく、サークルや着地場所

コメント: 走幅跳または三段跳では、トラックが競技に同時に使用されている場合、競技者はトラックをウォームアップに使用することはできない。彼らは競技エリアのすぐ近くに留まり、役員の指示を注意深く守らなければならない。ITO は審判長として、競技会場を管理し、許可なく競技エリアから離れる競技者に警告する必要がある。状況に応じて適切にイエローカードまたはレッドカードを提示する。 この規則を適用しても、他の競技者や他の人を危険にさらしたり、遅らせたり、妨害したりしない限り、競技者がつぎに試技準備のために自身のポールや選んだ器具に触れたり、準備したり、テープを巻いたりすることを妨げてはならない。効率的な方法で競技会の進行を保証するために審判員が合理的にこの規則を解釈し、競技者が彼の持ち時間が始まると直ちに試技を始めることができることは、特に重要である。

マーカー

3.

- a) 助走路が使われるフィールド競技では走高跳を除いて、マーカーは助走路の外側に置かなければならない。走高跳だけは助走路内に置くことができる。競技者は助走や踏切をしやすくするためにマーカー(組織委員会が準備したもの、または承認したもの)を 2 個まで使うことができる。マーカーが準備されない場合、粘着テープを使用することができるがチョークや類似品および消えないマークは使用できない。
- b) サークルから行う投てき競技ではマーカーを 1 個だけ使用することができる。このマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置く。マーカーは各競技者の試技中に一時的に設置し、審判の視界を遮るものであってはならない。 着地場所あるいはその脇に個人所有のマーカーを設置することはできない。
- 注:それぞれのマーカーは単一の物でできていること。

コメント: 地面が濡れている場合、粘着テープは数色のピンを刺して地面に固定することが可能である。 各マーカーが 単一のものであることの要件は、審判長によって分かりやすく解釈されるべきである。例えば、製造業者が 2 つの部品 を使用して、そのように使用することを意図した単一の構造を作る場合、それは許されるべきである。同様に、競技者が マーカーを同じ場所に置くことを選択した場合、または走高跳で、テープを細かく裂き、より鮮明に目立たせる目的で異なる形の単一マーカーを作った場合は、それぞれ許容されるべきである。

パフォーマンス・マーカーと吹き流し

4.

- a) 明瞭な旗またはマーカーを置いて現在の世界記録、また必要であれば、現在の地域、国、大会の記録を示すことができる。
- b) 競技者がおおよその風向と風力を知ることができるように、すべての跳躍競技と円盤投・やり投においては、適切な場所に一つ以上の吹き流し状のものを置く。

試技順と試技

5. 規則第24条6が適用される場合を除き、競技者は抽選で決められた試技順に従って競技しなくてはならない。競技者が自身の判断で事前に決められた試技順とは異なる順番で試技を行なった場合、規則第2条13.5と規則第8

条 2 を適用しなければならない。警告を与える場合、その試技の結果は有効・無効にかかわらず記録される。 予選ラウンドが実施される場合、決勝ラウンドの試技順は新たに抽選で決める。

コメント: 競技者が自分の決定により、以前に決定された順序とは異なる順序で試技を行う場合、規則 2.13.5 および 8.2 に従って警告を受ける(または 2 回目の違反の場合は失格となる)が、その結果は警告の場合、試技(有効または 失敗)が考慮される。

6. 走高跳と座位の投てき種目を除き各競技者が各ラウンドで許されるのは 1 回の試技のみである。走高跳を除くすべての立位のフィールド競技で 8 人を超える競技者が競技を行う場合には、各競技者は 3 回の試技が許される。その中で上位の有効な成績を得た競技者 8 人には、さらに 3 回(大会開催規程で定められている場合はその回数)の試技が許される。

最後の通過順位において、二人以上の競技者が同じ最高記録であった場合、規則 24 条.22 を適用する。このようにしても同成績であったならば同成績の競技者はそれぞれあと 3 回試技を行うことができる。走高跳の同成績は、後述の規則 24 条 22 により解決する。

座位の投てき種目では、技術代表が 2 プール以上により最初の 3 回の試技を行なうと決定した場合を除き、各競技者とも 6 回の連続試技で実施する。IPC 競技大会及び IPC 競技会(パート B 第 3 条 1.2(a)及び(b)参照)では、6 連投の試技順は、参加標準記録の対象期間に達成された資格記録上位リストの逆の順番(最も記録の良い競技者が最後となる)とすることを推奨する。

競技者が 8 人以下の場合には、大会開催規程で特に定められていなければ、各競技者に 6 回の試技が許される。前 半の 3 回のラウンドで有効試技が一つもない競技者も後半の試技が許されるが、その試技順は有効試技のある競技 者の前とし、複数いる場合は当初のスタートリスト順とする。

- (a) 大会開催規程で特に定めていなければ、後半の3回の試技順は、前半の3回までの試技で記録した成績の低い順とする。
- (b) 後半の試技で前半の試技順を変更するにあたって、いずれかの順位に同成績がいる場合、そうした競技者の試技順は当初のスタートリスト順とする。
- 注意(i) 高さの跳躍については規則第25条を参照。
- 注意(ii) 第 50 条 5 の下で審判長が競技の継続を許可し一人または複数の競技者が「抗議中」として競技を継続する場合、後半 3 回のラウンドでは、「抗議中」の競技者は他の競技者より先に競技を行うものとする。そのような競技者が複数名存在する場合、競技の順番は当初のスタートリスト順とする。
- 注意(iii) 統括団体はその開催規程により、試技回数(6 回より多くてはならない)や、前半 3 回行った後の試技に出場できる競技者数を決めることができる。

注意(iv) 立位のフィールド種目において、組織委員会(LOC) はその開催規定により、3 回目の試技後、その後の試技の試技順を変更してもよい。

コメント:フィールド種目の第5ラウンド後の順序変更に関するこの規定は、2011年に削除された。結果として、順序の変更が最初に導入されたときに適用された元の状況に規則が戻ります。この規定は競技会のプレゼンテーションに追加されなかったと考えられた。実際、多くの場合、トップの競技者が最後の試技を行う必要がないと決めたとき、価値を失う。

試技の記録

7. 走高跳以外の種目で、有効試技だった場合は、計測された数値が表示されねばならない。

有効試技でなかった際に使用すべき標準的な略語と記号については規則 2.20.3 を参照のこと。

試技の完了

8. 審判員は、試技が完全に完了するまでは有効を示す白旗を挙げてはならない。審判員は間違った旗を挙げたと判断したら、判定を再考する。

試技完了は以下に基づいて決定される。

- a)高さの跳躍の場合、当該規則で規定された失敗が無いか確認後、有効が決定される。
- b) 長さの跳躍の場合、当該規則に基づき、審判員が、競技者が着地場所から離れたことを確認した際、有効が決定される。

- c) 立位の投てき競技の場合、当該規則に基づき競技者がサークルまたは助走路から離れたことを確認した後、有効が 決定される。
- d)座位投てき種目は、投てき物が所定の区域に落下したとき。

コメント:これが、フィールド(投てき競技の場合)または着陸エリア(水平跳躍競技の場合)の審判員が、審判員主任が 誤って正しくない旗を挙げた場合に、プリズムまたはマークがあることを確認することが重要となる理由である。

予選

9. 参加競技者が多過ぎ決勝が適正に実施できない時は予選を行う。予選ラウンドがある時は全競技者が競技をし、その中から決勝進出者が選ばれなければならない。予選ラウンドを行うに際しては、統括団体は一つあるいは複数の種目で、その競技会の中で、あるいはそれに先立つ別の競技会で、参加資格を与える競技者の一部または全部を決めることや、その競技会のどのラウンドから出場することができるかを決める権限を持つ。どの競技者に参加資格を与え、どのラウンドから出場できるかという手順や考え方(特定の期間に達成された参加標準記録、指定競技会での順位やランキング等)については、各競技会の開催規程に記載する。

予選や他の追加的予備予選の記録は決勝記録の一部とはみなさない。

コメント: 記録は決勝の一部としてみなされないが、世界記録が達成され、世界記録として申請するために必要なすべての基準が満たされた場合には、WPA は世界記録として考慮する。

- 10. 予選は通常では競技者を 2 あるいはさらに多くのグループに無作為に分けて実施するが、できるならば同じ国やチームの代表は異なった組にする。 複数のグループが同時に同条件で競技できる施設がない時は前のグループの競技が終了した後、ただちにつぎのグループが練習試技を開始すべきである。
- 11. 競技会が3日を超えて行われる時、走高跳は、予選と決勝の間に1日の休息日をおくことが望ましい。
- 12. 予選の通過標準記録および決勝の競技者数など予選の条件は、技術代表が決定する。技術代表をおかない場合は、組織委員会が諸条件を定める。特別な競技会規定がない限り決勝は少なくとも12人とする。

コメント: これは基本的に、決勝に向けて 12 位に同順位がある場合、決勝で 12 位以上が選択される可能性があることを意味する。予選に参加する競技者の人数に上限はないが、決勝で 12 名以上いてもよい。

- 13. 走高跳を除く種目の予選は、各競技者は 3 回までの試技が許さ れる。一度予選通過標準記録に達した競技者は、予選でその後の試技は許されない。
- 14. 走高跳の予選では、3 回続けて失敗していない競技者は、もし 決勝進出者数が規定された人数に達していなければ、規則 25.2(試技のパスを含む)に従って、決められた予選通過標準記録の高さの最終試技が終わるまで試技を続ける。。決勝進出が決定した競技者は、予選の試技を続けることはできない。
- 15. もし事前に決められた予選通過標準記録を突破した競技者がいなかったり、必要数に満たなかったりした時は、 決勝進出者は予選成績により追加補充する。最後の通過順位に同記録の競技者が複数名いる場合は競技全体の結 果から規則第24条22を適用して決める。その結果、同成績の場合は、同成績の競技者は決勝に進める。
- 16. 走高跳の予選で二つのグループが同時に行われる場合、各高さにバーを上げるタイミングは同時が望ましい。二つのグループは、おおよそ同じ強さのレベルに分けることが望ましい。

コメント: 走高跳の予選グループの組み合わせでは、規則第24条10と規則第24条16の要件が両方とも遵守されていることが重要である。技術代表とITO/審判長は、走高跳の予選の進捗状況を綿密に追跡しなければならない。一方では競技者は規則第25条2の下で競技を終えなければ予選通過記録に到達するまで(規則第25条条12で規定されている選手の人数に達していない限り)跳躍し続けなくてはらず、他方、2つのグループでの競技者全体の順位付けは、規則第25条9に従って解決される。まだ競技が続くかどうかにかかわらず決勝に進出する人数が確定したなら、競技者がそれ以上不必要な競技を続けることのないよう、規則第24条14の適用に注意を払う必要がある。

試技時間

17. 担当審判員は、競技者に試技を開始するための用意が完了していることを示さなくてはならず、試技時間はこの瞬間からカウントダウンが始まる。

試技時間のカウントダウンが始まった後に競技者がその試技を行う意思がない場合、制限時間が過ぎるのを待って無効試技として扱う。

つぎの試技時間は、通常の場合超えてはならない。試技時間を越えたら規則第 24 条 18 を除き、無効試技として記録 する。

単独種目

残っている競技者数

		走高跳	その他立位種目	その他座位種目
4 人以上および				
1回目の試技	1分		1分	1分
2~3 人	1分30秒		1分	1分
1人	3分		3分	3分
連続試技	2分		2分	1分

注意(i):座位投てき種目では、最初の3回の試技が2つ以上のプールで行われる場合を除き、3回目と4回目の投てきに1分を追加する。

コメント:実際には、審判員主任または審判長は、競技者の準備ができていないと判断した場合、または審判員の準備ができていないと判断した場合、投てきの間に追加の時間を設けることができる立場にある。

座位の投てきの場合、時計は、投てき用具が競技者に渡された後、落下域の準備が整っており、役員が離れたときに 開始する必要がある。こうするには、審判員主任から競技者への口頭の指示が必要になる場合がある。競技者が 3 回 目の投てきを終了し、測定が完了したら、1 分間の休憩のために時計を動かす必要がある。

1 分間の休憩時間中、競技者がリクエストしない限り、用具は競技者に提供されるべきではない。

1 分間の休憩が経過する前に競技者が用具をリクエストした場合、4 回目のスローの時間は直ちに開始される(すなわち、用具が競技者に渡された時点で、セクターの準備が整い、役員は離れる)。

注意(ii): 試技をするために許される残り時間(試技時間)を示す時計は競技者に見えるように設置する。これに加えて 試技に許される時間(試技時間)が残り 15 秒になった時から審判員は黄旗を挙げ続けるか、その他の方法で適切に 知らせる。

注意(iii): 走高跳の場合、試技時間の変更は(同じ高さで先に試技をした競技者が競技を終え、人数が減っても)バーが新しい高さに上げられるまで適用しない。ただし例外として連続試技となるときには定められた時間を適用する。他のフィールド競技では、連続試技で定められた時間を除き、制限時間の変更はできない。。

注意(iv):走高跳で優勝が決まり競技者が一人となり、世界記録かその他大会記録等に挑戦する場合には、定められた制限時間より1分延長しければならない。

コメント: これは、特定の競技会で複数のクラスの競技者が組み合わされている場合、競技役員にとって厄介な状況になる可能性がある。これが当てはまる場合、あるクラスの競技者がクラスで「種目で優勝した」場合、競技会の技術仕様で許可されているか、または技術代表がこの試技を行うこと決定した場合、バーを選択した高さに移動するように要求できる。これにより、競技会内の他のクラスの競技が中断される可能性がある。

注意(v):どの競技者も競技開始時、最初の試技時間は1分のみとする。

注意(vi):残りの競技者の数を数える際は第1位決定試技に残る可能性がある競技者も含めなければならない。

注意(vii):競技クラス 11 および 12 のフィールド種目で競技者がコーラーまたはエスコートの介助を受ける場合、競技制限時間は、競技者が位置確認を終えたと競技担当役員が判断した時点から始まるものとする。競技時計の作動開始について競技者が口頭による確認を求めた場合、担当役員はこれを行うものとする。

コメント: 審判員は、次に試技をおこなう競技者、加えてその後に試技する競技者に(順番であることを)通知または呼び出すシステムを常に使用すべきであるが、特に、競技者の制限時間が30秒または1分のときには、必須である。審判員はまた、競技者を呼び出し、制限時間用の時計をスタートする前に、競技エリアが次の試技のために完全に準備されていることを保証しなければならない。審判員と審判長は、特に時計をスタートさせる時間を決定するときや「タイムアウト」となり無効試技を宣告するときに、現在置かれた競技会環境を十分に理解していなければならない。考慮すべき特別な状況は、走高跳とやり投で競技者が試技をはじめるにあたり(同じ競技エリアでトラック種目が同時におこなわれている場合)、助走路が使用可能な状態になっているかどうか、及び円盤投とハンマー投で競技者が試技をはじめるあたり歩いて囲いの奥にあるサークルに到達するまでの距離である。

注 (viii): 競技者が方向感覚を失い位置確認のやり直しを求めた場合は、競技時計を一時停止し、位置確認終了後、計時を再開するものとする(一時停止前に経過した時間は含める)。

コメント:この状況では、追加の時間は許可されていない。競技者が方向指示を再度行っている間、時間は単に一時停止される。

注 (ix): 座位競技者投てき種目における競技制限時間は、投てき台が投てきサークルに固定され、位置決めがなされ、 競技者の身体が投てき台に縛り付けられた後に、投てき物が競技者に手渡された時点から始まるものとする。

コメント: 競技者が割り当てられた時間内に配置されなかった場合、時間は早く開始される。 また、規則 24.17 の注(i) の解説に示されているように、競技者の準備が整っている場合は、落下域に審判員がいないときに開始する必要がある。 カウントダウンクロック(残り時間を示す時計)は、競技者がそれを見られるように、そのような位置に配置する必要があることに注意することも重要である。

試技のやり直し

18. 競技者の責によらない理由により、試技の途中で競技者が妨害されたり、競技ができなかったり、あるいは正確に記録することができない場合、審判長は試技のやり直しや制限時間の一部または全部を修正させる権限を有する。

試技のやり直しは、個々の状況に応じて適当な時間をおいてから行うものとする。試技順の変更は認めるべきではないが、試技のやり直しが認められる前に競技が先に進行した場合、やり直しの試技はその時点で終了していない他の競技者の試技よりも前に行われるべきである。

コメント: 競技者がやり直し試技を与えられることが適切な場合がいくつかある。 例えば、手続き上または技術上の不備のために試技が測定されず、正しく再計測することが不可能な場合などである。こうしたことは、良いシステムとバックアップによって回避されるべきであるが、技術が使用されるにつれて、事態が悪化したときに備え、ますます準備をする必要がある。 試技やり直しでは、 試技順序の変更は認められておらず(問題が直ちに発見されずに競技が進行してしまった場合を除き)、 審判長は、 それぞれの特定の事情の状況を考慮して、 試技のやり直しまでどれだけの時間を取るべきかを決定しなければならない。

競技中の離脱

19. 審判員の許可を得ることなく、かつ審判員が伴なわない限り、競技者は競技の進行中に競技場所を離れることはできない。これに違反すれば警告の対象となり、それが二度目の警告であったり、悪質な場合は失格となる。

コメント)これは競技者がトラックを横切りコーチと会話することを妨げるものではない。

競技場所・競技時刻の変更

20. 当該審判長(または技術代表)は、その競技場所の状態から見て、競技場所あるいは競技時刻を変更した方が適切と考えた時は競技場所あるいは競技時刻を変更することができる。しかし、その変更は 1 つのラウンド(ある高さや試技回数)が終わった後にすべきである。

[注意] 風の強さや方向の変化は絶対的な条件ではない。

コメント:「ラウンド」ではなく「試技のラウンド」というフレーズは、フィールド種目における「試技のラウンド」と「競技会の ラウンド」(すなわち、クォリフィケーションラウンド(予選)と決勝)との明確な違いが理解できるよう配慮されている。

もし、状況が試技のラウンドが終了することを不可能にしている場合、技術代表(審判長を介して)または審判長は、通常、その試技のラウンドですでに終わっている試技を無効とし(常に中断の時点までの状況と試技の結果による)、その 試技のラウンドの最初から再開すべきである。

辞技成績

21. 各競技者はそれぞれが行ったすべての試技のうち最もよかった記録で評価されるものとし、走高跳の場合、同成績となった競技者が 1 位決定のために行った追加試技も含む。

同成績

22. 走高跳を除くフィールド競技では、最高記録が同じである競技者の 2 番目の記録で同成績かどうかを決める。それでも決められない時は 3 番目の記録で以下同様にして決める。もし競技者が規則 24 条 22 を適用しても同一成績であるなら同成績とする。

走高跳を除き、どの順位においても同成績の場合は1位の場合も含めて同成績は、そのままとする。

ホッピング

23. 競技クラス T42-44 及び 61-64 の競技者は、跳躍種目における助走は、ホッピングが許される。

A. 高さの跳躍

第 25 条 総則 (Rule 181)

1. 競技会が始まる前に審判長または審判員主任は、競技者に最初の高さと、優勝が決まって一人だけになるまで、あるいは第 1 位決定のための競技者が決まるまでの、各ラウンド終了後に上げられるバーの高さを告知しなければならない。

コメント: 競技会に関するチームマニュアルや技術情報にまだ含まれていない場合、通常はテクニカルミーティングで協議する。 すべての競技者の利益を守るために、審判員主任は競技会場でマイナーな調整を行うことができることを覚えておくこと。

試技

2. 競技者は審判長または審判員主任から前もって告知されたどの高さから始めてもよく、以降の高さについてどの高さを跳んでもよい。3 回続けて失敗すれば、その高さがどの高さであろうとつぎの試技を続けることはできない。ただし、同成績の第1位を決める場合を除く。

本条により、競技者はある高さで(1回目あるいは2回目の試技を失敗した後に)2回目あるいは3回目の試技をパスしても、つぎの高さを引き続き試技できる。

もし競技者がある高さの試技を行わない場合、第 1 位決定のジャンプオフの場合を除き、その高さでつぎの試技を行うことはできない。

走高跳において、他のすべての競技者が競技を終えていて、ある競技者がその場に不在の場合、与えられた試技時間が経過した後、審判長は、その競技者は競技を放棄したと見なすものとする。

- 3. ほかの競技者が権利を失った後でも、競技者は自分が権利を失うまで、さらに試技を続けることができる。
- 4. 競技者が最後の一人になり、優勝が決まるまでは、
- a) バーは走高跳で2cmより少ない上げ方をしてはならない。
- b) またバーの上げ幅を増してはならない。

残っている競技者が二人以上でも世界記録を超える高さにバーを上げることに全員が同意したなら上記規則を適用しなくてもよい。

競技者の優勝が決まった後、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅は当該審判員または審判長と相談の上、競技者が決定する。

計測

- 5. (走高跳では)計測は 1 cm刻みで、地面から垂直にバーの上部の一番低いところで計測する。
- 6. バーを新しい高さに上げた時には、競技者が試技を開始する前にその高さを 計測する。バーが交換された場合は 再計測が必要となる。記録(世界記録と地域記録)への挑戦の際、計測後の試技でバーに触れた時は、複数の審判員 はつぎに行われる試技の前にその高さを再確認しなければならない。

義肢

- 7. 競技クラス T61-64 の走高跳では、義肢(複数も)の使用は任意とする。関係する役員は規則 6.12(b) (下肢用義肢の使用)について確認しなくてはならない。
- a)助走中に義肢が脱落した場合、競技者は義肢を装着していない状況では競技を続けることはできない。競技者は制限時間内に義肢を再装着/調整し競技を再開しなくてはならない。
- b) 跳躍の最中に義肢が脱落し、脱落した義肢がバーを越えることができなかった場合、無効試技とみなされ、そのように記録される。

バー

8. バーはファイバーグラスあるいは金属を除く他の適当な材質でつくられたもので、その断面は両端を除き円形とする。全ての競技者が見分けることができるように着色されていなければならない。バーの長さは走高跳で 4.00m(±0.02m)とする。バーの最高重量は走高跳で 2kg、棒高跳は 2.25kg とする。バーの円形部分の直径は 30 mm(±1 mm)とする。

バーは三つの部分からなる。円形の棒とバー止に載せるための幅 30 mm~35 mm、長さ 0.15m~0.20m の 2 個の両端である。

これらの両端の部分は支柱のバー止の上に置く部分がはっきりと平坦なかまぼこ形あるいは半円形でなければならない。この平坦な部分は、バーの垂直断面の中心より高い位置にあってはならない。両端の部分は硬く滑らかでなければならない。そしてこれらはバーとバー止の摩擦を増す効果のあるゴムや他の材質で作られていたり覆われていたりしてはならない。

バーはゆがんでいてはならず、バー止にのせた時、最大 20 mmのたわみまで許される。

弾力性の調整:バー止めに載せた時、バーの中央に 3kg の錘を吊す。その時、最大走高跳で 70 mmたわんでもよい。

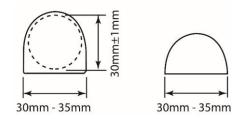


Figure 5 – Alternative ends for crossbar

順位

- 9. もし二人以上の競技者が最後に越えたのが同じ高さだったとき、順位の決定は以下の手続きで行う。
- a) 最後に越えた高さで、試技数のもっとも少なかった競技者を勝者とする。
- b)上記規則の方法でなお同じ条件の場合は、その試技全体、即ち最後に越えた高さの前までのすべての試技のうち無効試技数がもっとも少なかった競技者を勝者とする。
- c)この規則の方法でなお同じ条件の場合は、第1位に関する場合を除き、同成績の競技者は同順位とする。
- d) 第 1 位に関して、これらの競技者間のジャンプオフは、事前に公表された競技会で適用される競技規則の中で、あるいは競技会開幕後、しかしその種目開始前に技術代表、技術代表が指名されていない場合は審判長によって、実施しないとの取り決めがない場合は規則 25 条 10 に従って行われる。当該競技者がもうこれ以上跳躍しないと決めた場合を含みジャンプオフが実施されない場合、同成績により第 1 位となる。

コメント:ジャンプオフを終了するには、いくつかの方法がある。

- (a)規定であらかじめ明記していること。
- (b)技術代表(または技術代表がいなければ審判長)による、競技の最中の決定。
- (c)これ以上跳ばないという競技者たちによる決定。

技術代表または審判長によるジャンプオフを実施しないことに決定は、競技の開始前に行わなければならないが、ジャンプオフの開始または計測が、競技場所の条件により不可能または望ましくない場合など、これが不可能な場合もある。 審判長は、この状況に対処するために規則第2条13または第24条の下で自身の権限を使用することができる。

ジャンプオフ(第1位決定戦)

- 10. ジャンプ実施の場合つぎの手順となる。
- a) 当該競技者は決着がつくまで、あるいはすべての当該競技者がこれ以上跳躍しないと決めるまで、すべての高さで 跳躍しなければならない。
- b) 各競技者の各高さでの跳躍は1回とする。
- c) ジャンプオフは当該競技者が、規則 25.1 によって最後に越えた次の高さから始める。
- d) もし決着がつかない場合、すなわち二人以上の競技者が成功した場合はバーを上げ、全員が失敗した場合はバーを下げ、その上げ下げの幅は 2cm とする。
- e)もし跳躍しない競技者がいた場合は自動的により高い順位になる権利は剥奪される。その結果一人の競技者だけ が残った場合は、たとえその高さを試みなくとも、その競技者が勝者となる。

例(走高跳)

同記録で順位判定の対象となる競技者についてのみ記入。

競技会の前に審判員主任から告知された高さ:

1.75m; 1.80m; 1.84m: 1.88m; 1.91m; 1.94m; 1.97m; 1.99m...

Athlete			Н	eights (r	m)	Failures	,	Jump Of	f	Pos.		
	1.75	1.80	1.84	1.88	1.91	1.94	1.97		1.91	1.89	1.91	
А	0	ХО	0	ХО	X-	XX		2	Х	0	Х	2
В	-	ХО	-	ХО	-	-	XXX	2	Х	0	0	1
С	-	0	ХО	ХО	-	XXX		2	Х	Х		3
D	-	ХО	ХО	ХО	XXX			3				4

A,B,C,Dはいずれも 1.88m を 2 回目に成功した。

同成績に関する規則が適用される;審判員は同記録を生じた高さ、すなわち 1.88m までの無効試技数を数える。D は A,B,Cよりも無効試技数が多いので第 4 位となる。A,B,Cはなお第 1 位の同成績であるので、同成績となった成功試技の次の高さの 1.91m でさらに追加試技を行う。

全員が失敗したので、バーを 1.89m に下げて追加試技を行う。Cだけがこの高さを失敗したので、Cの第 3 位が決まり、AとBは 1.91m の高さでさらに追加試技を行う。Bだけが成功したので勝者となる。

コメント: ひとりの競技者が一方的にジャンプオフから撤退を決定した場合、他の競技者(1 つだけが残っている場合)は、 規則第 181 条 9(e)に従って勝者と宣言される。このとき、その競技者は該当する高さに挑戦する必要はない。2 人以 上の競技者がジャンプオフに残っている場合、残った競技者によってジャンプオフは続くが、撤退した競技者は、ジャン プオフ開始前の順位で確定となり、1 位をはじめより上位の順位を得る権利を失う。

外力

- 11. 跳び越える時、競技者には関係のない力(例えば突風)によってバーがバー止からはずれた場合は、
- (a) 競技者がバーに触れないで跳び越えた後であれば、その試技は成功とする。
- (b) その他の状況では、新試技が許される。

第 26 条 走高跳 (Rule 182)

競技会

- 1. 競技者は片足で踏み切らなければならない。
- 2. つぎの場合は無効試技とする。
 - a) 跳躍した後、バーが競技者の跳躍中の動作によってバー止にとどまらなかった時。
 - b) バーを越える前に、バーの助走路側の垂直面より着地場所側の、またはその垂直面を支柱から左右に延長した着地場所側の、地面あるいは着地場所に身体のいかなる部分でも触れた時。ただし、競技者が跳躍した時に足が着地場所に触れたが、審判員がなんら有利にならなかったと判断した場合には、無効試技と見なさない。
 - c) 助走して跳躍せずにバーまたは支柱の垂直部分に接触した場合
 - 注意(i):判定を補助するために、バーの助走路側の面ならびにその延長上で両支柱の外側 3mまでの地面に、粘

着テープなどで幅 50 ㎜の白線を引く。その白線を踏んだり踏み越えたりした時は無効試技とする。

注意(ii):競技クラス T11 の競技者は、試技のための助走開始前に方向確認の助けのためにバーをさわってもよい。 その行為の際にバーが落ちても、試技とはみなさない。

注意(iii): 競技クラス T12と T13 の競技者は、適当な視覚補助のための物をバーに取り付けることが許される。

コメント:明確にするために、この規則の適用では、規則 2.13 および 24 に基づく審判長の権限も、種目に参加するすべての競技者が公正な結果が得られるように考慮される。競技が継続する前に何らかの理由で即時抗議を最終的に決定することが不可能な場合、競技者は、例えば、彼の権利を維持するために「抗議中」に競技を続けることを許可される場合がある。

助走路と踏切場所

- 3. 助走路の幅は 16m 以上、距離 15m 以上とする。ただし、IPC 競技大会及び IPC 競技会(パート B3.1.2(a)及び(b) 参照)では 25m とする。
- 4. 支柱間の中間点を中心とし、必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の 15m の最大許容傾斜度は、下方に 167 分の1(0.6%)を超えてはならない。

注意)2018/2019 仕様の助走路と踏切場所は引き続き認められるものとする。

5. 踏切場所は水平、あるいは、どの傾斜も第 26 条 4 およびWA陸上競技施設マニュアルの条件と一致していなければならない。

用器具

6. 支柱 — 支柱は、堅固であればどんな形でもさしつかえない。そして、それにはバーをしっかり固定できるバー止がなければならない。

支柱はバーの上端より少なくとも 0.01m 高くなければならない。支柱の間隔は、4.00m~4.04m とする。

- 7. 審判長が、踏切あるいは着地場所が適当でなくなったと判断しない限りは競技中に支柱を移動することはできない。 もし移動する時は、その高さの試技が完了してからでなければならない。
- 8. バー止は、平らで長方形とし、幅 40 mm、長さは 60 mmとする。バー止は、支柱にしっかりと固定され、跳躍中は動いてはならず、反対側の支柱に向きあうように取りつける。バーの両端は競技者がバーに触れたら、前方にでもまた後方にでも容易に落ちるように、バー止の上に置かなければならない。バー止の表面は滑らかでなければならない。

バー止は、バーとバー止の表面が摩擦を増加する効果のあるゴムや他の材質で覆わないようにする。また、バネのようなものも一切使用しないようにする。

バー止めは、バーの両端の下辺と同じ高さとする。

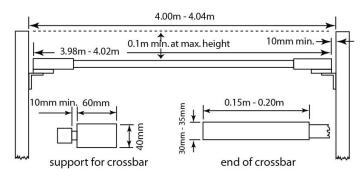


Figure 6 - High Jump uprights and crossbar

9. 支柱とバーの両端との間は、少なくとも 10 mmあけなければならない。

着地場所

10. IPC 競技大会及び IPC 競技会(パート B3.1.2(a)及び(b)参照)では、着地場所は、バーの垂直面後方に少なくとも幅 6mx奥行き 4mx高さ 0.7m以上とする。他の競技会では、着地場所は少なくとも幅 5mx奥行き 3mx高さ 0.7m以上とする。

注意:支柱と着地場所との間隔は、競技者の落下時、着地場所が動いて支柱に接触しバーが落ちるのを避けるため、 少なくとも 100 mmはあけるようにする。

コメント:他の競技会では、着地場所は、長さ5m×幅3m×高さ0.7m以上でなければならない。

競技役員チーム

走高跳の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視し、計測結果を確認する。審判員主任は、2 つの旗を用意しなければならない 試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。審判員主任は、特に 2 つの問題を管理しやすい場所 に位置しなければならない。:
- (a)競技者がタッチしたクロスバーがサポート上で震えることがよくある。審判員主任は、クロスバーの位置に応じて、バーの揺れを止める時期を決め、適切な旗を掲げなければならない。特に、規則第25条11にある特別な状況。
- (b)競技者はクロスバー、クロスバーの手前の縁の垂直面より先の地面に触れてはならないので、競技者が跳躍せずに、 着地場所の脇やバーの下に走り込んたとき競技者の足の位置を監視し続けることは重要である。
- (2)審判員(1)と(2)は着地場所の両側にあり、クロスバーの交換を担当し、また上記規則を審判員主任が適用する際に支援する。
- (3) 審判員 記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。
- (4)スコアボード(試技回数-競技者のナンバー-結果)を担当する審判員。
- (5) 試技のこのリ時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (6) 競技者を担当する審判員。

注意(i):これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii):競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。 注意(iii)風の方向と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。

B. 長さの跳躍

コメント: これらのルールは、走幅跳と三段跳の両方に等しく適用されるが、T11 および T12 クラスの競技者のバリエーション、セットアップ、およびジャンプは例外である。また、走幅跳と三段跳では、風向計の位置(配置)と風速測定のタイミング(期間と機器の始動)が異なる。

第27条 総則 (Rule 184)

助走路

1. 踏切線から計測した助走路の最短距離は 40mとする。助走路の幅は 1.22m± 0.01mとし、助走路の両側に幅 50 mmの白いラインを引かなければならない。

注意:2004 年 1 月 1 日以前に建造された競技場において助走路の幅は最大 1.25m でよい。但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならい。

2. 助走路の最大許容傾斜度は、IAAF が例外を認めるに足る特別な状況がある場合を除き、幅で 100 分の 1(1%)に すべきであり、助走の方向で最後の 40m の下方傾斜度は 1,000 分の 1(0.1%)を超えてはならない。

踏切板及び踏切エリア

注意: 2020 年 2 月に改正された以下の規則 27.3 から 27.5 は 2021 年 11 月 1 日から施行される。2021 年 10 月 31 日までに開催される競技会では、付録 3 の競技規則 27.3 から 27.5(変更前の規則)を参照すること。

3. 踏切地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先に、判定しやすいように粘土板を置いても良い。

注意)助走路の踏切板部分にあらかじめ粘土板を設置するように施行されている場合、粘土板を使用しないのであれば、その窪みは埋める必要がある。

- 4. 構造 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質でつくられた直方体のもので長さ長さ 1.22m±0.01m、幅 20cm(±2mm)で、厚さは 10cm 以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。踏切線の位置を明確にし、踏切板と対比できるように、踏切線よりも着地場所側は白以外の色でなければならない。
- 5. あらゆる競技会において、審判長が第 28 条 1 項を適用した判定を行うことを支援するために、ビデオカメラや他の技術を用いた機器を使用することが強く推奨されている。ただし、こうした機器が使用できない場合は、粘土板を使用することができる。

粘土板は幅 10cm(±2 mm)、長さ 1m220(±0.01m)の木あるいは他の材質の強固な板でつくり、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近い踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から 7 mm(±1 mm)盛り上がっていなければならない。

粘土板は、粘土を埋めた時は助走路に近い縁が 90 度の角度となるように 隅を削り取る。(図 7 参照)

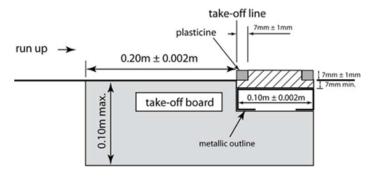


Figure 7 – Take-off board and plasticine indicator board

[From 1 November 2020]

窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。粘土板の表面は、 競技者の靴のスパイクをしっかり捕らえ、滑らない材質でなければならない。 粘土は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。

6. 競技クラス T11 および T12 の競技者の踏切エリアは、下図に示すとおり 1.00m×1.22m の長方形とし、競技者の踏み切りの痕跡が残るよう(チョーク、タルカムパウダー、砂等を使って)準備しなければならない。踏切エリアの着地エリアに近いほうの端をスクラッチライン(踏切境界線)とする。

Recommended minimum width of the landing area is 3.50m.

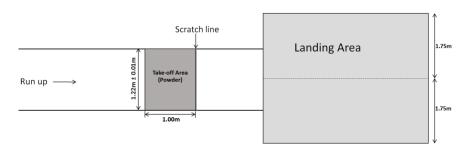


Figure 8 – Take-off Area for athletes in Sport Classes T11 and T12

着地場所

7. 砂場の幅は 2.75m~3mとする。砂場は、できればその中央と助走路の中央の延長が一致するように位置させる。

注意(i):助走路の中心線が砂場の中央と一致しない場合には助走路の中心線の延長の両側を同じ幅とし、上記の規定の幅となるように状況に応じ砂場の片側または両側にテープを貼らなければならない。(図8参照)

注意(ii): 競技クラス T11-12 の競技者の安全確保のため、助走路の中心線から着地エリア両端までの距離は 1.75 メートル以上とすることを強く推奨する。(図7参照) これが不可能な場合、技術代表は追加的な安全措置を要請できる。

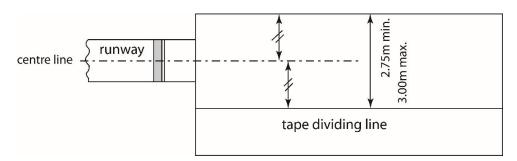


Figure 9 - Centralized Long Jump / Triple Jump landing area

コメント: 視覚障がい者が競技することが想定される新たな施設が計画されるなら、IPC の推奨するように、少なくとも 1 つのピットを IAAF 規則よりも幅を広げて(IAAF 規則の最大 3.00m ではなく3.50m) 構築する必要がある。

8. 砂場は柔らかい湿った砂で満たされ、上部表面は踏切板と水平にしなければならない。

距離計測

- 9. 跳躍の計測は有効試技終了後(または、規則第50条5に定める口頭による即時抗議が行われた後)、直ちに行わなければならない。跳躍距離は、身体のいかなる部分または着地時に身に付けていたすべてのものが着地場所に残した痕跡の踏切線に最も近い箇所から踏切線またはその延長線上の地点までを計測する。計測は踏切線もしくはその延長線に対して直角に行う。
- 10. 競技クラス T11 および T12 の競技者の跳躍はすべて、着地場所に残した痕跡の踏切線に最も近い箇所から踏切足が残した最も近い痕跡またはその延長線までを計測するものとする。踏切エリアの手前で踏み切った場合は、着地場所から最も遠くに位置する踏切エリアの端までの距離を計測するものとする。
- 11. 長さを競う跳躍種目において、その距離は、cm 未満の端数を切り捨てた 1cm 単位で記録しなければならない。

コメント:無効試技でない限り、どれだけ跳んだかの距離にかかわらず、すべての試技を測定しなくてはならない。順位を決めるため、また次のラウンドに進出できるかどうかなどの理由による。規則第50条5が適用される場合を除き、通常では、無効試技は計測されない。 ビデオ距離計測が使用されている場合を除いて、有効な試技ごとにマーカー(通

常は金属製)を、踏切線に最も近い着陸エリアに競技者が残した痕跡に垂直に刺す必要がある。メジャーテープの"ゼロ"はマーカーに合わせ、テープは水平に引き出し、地面に浮かせないように注意する。

競技クラス T11 および T12 のジャンプ距離の測定

1.00m x 1.22m±0.01m の踏切エリアのチョークパウダーが使用される。ジャンプの測定は、踏切エリア内に痕跡がある場合、踏切足(チョークパウダー内)が残した着地エリアに最も近い痕跡から行われます。 踏切が踏切エリアの手前に行われた場合、測定は踏切エリアの最も遠い端から着陸エリアまで行われる(図 10 を参照)。

Horizontal Jump T11-12

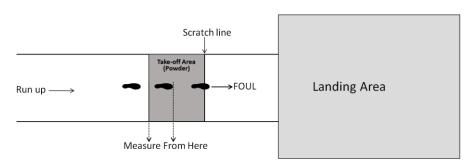


Figure 10 - Measurement of the distance in horizontal jumps for Class T11 and T12

風力測定

- 12. 風向風速計は、規則 18 条 11 および規則 18 条 12 に記載のものを使用し、規則 18 条 14 および規則 18 条 15 に従って操作し、規則 18 条 16 に従って読みとる。
- 13. 当該審判長は、風向風速計を踏切線から 20m の地点に設置していることを確認する。風向風速計の測定面は、助走路から 2m 以上離してはならず、高さは 1m220(±50mm)でなければならない。

風速は競技者が踏切板から走幅跳で 40m、三段跳で 35m 離れ、助走路の脇に置かれたマークを通過する時から 5 秒間計る。もし競技者が 40m または 35m よりも短い距離の助走をする場合は、助走を開始した時から計る。

義肢

- 14. 競技クラス T61-64 の競技者が長さの跳躍種目で競技する場合、義肢(複数も)の使用は任意とする。関係する役員は規則 6.12(b) (下肢用義肢の使用)について確認しなくてはならない。
- a)助走中に義肢が脱落した場合、競技者は義肢を装着していない状況では競技を続けることはできない。競技者は制限時間内に義肢を再装着/調整し競技を再開しなくてはならない。
- b) 跳躍中に義肢がはずれた場合、義肢が着地エリア内に落下し、その痕跡が踏切板に最も近いときはその痕跡を起点として計測する。
- c)義肢が着地エリアの外側に落下した場合、その試技は無効と見なされ、そう記録されるものとする。

第28条 走幅跳 (Rule 185)

- 1. つぎのような場合は無効試技とする。
- a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体もしくは義肢のどこかが踏切線の先の地面(粘土板を含む)に触れた時。

(2021年11月1日から適用)

- a)競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、足、靴、または義肢のどこかが 踏切線の垂直面より前に出た場合。
- b) 踏切線の延長線より先でも手前でも、踏切板の両端よりも外側から踏切った時。
- c) 助走あるいは跳躍動作中に宙返りのようなフォームを使った時。
- d) 踏切後、着地場所への最初の接触前に助走路あるいは助走路外の地面あるいは着地場所の外側の部分に触れた

場合

- e)着地の際、砂に残った最も近い痕跡よりも踏切線に近い砂場の外の境界線または地面に触れた時(体のバランスを崩したことも含む)。
- f) 規則 28 条 2 に定める以外の方法で着地場所を離れた場合。
- 2. 着地場所を離れる際、競技者の足が砂場との境界線上または砂場外の地面へ最初に触れる位置は踏切線に最も近い痕跡よりも踏切線より遠くなくてはならない。(痕跡とは、着地場所内において着地で最初に残した痕跡よりも踏切線に近い方に完全にバランスを崩したり、あるいは歩いて戻るってできたすべてを含む)。

注意:この行為を着地場所からの離脱とみなす。

- 3. 以下の場合、競技者は試技無効とはならない。
- a) 助走の途中どこかの地点で助走路を示す白線の外側にはみ出た場合。
- b) 規則 28.1(b)に定める場合を除き、踏切板の手前で踏み切った場合。
- c)規則 28.1(b)において、踏切線より手前で競技者の靴または足の一部が踏切板のいずれかの端の外側の地面を踏んだ場合。
- d) 着地の際に、身体の一部またはその時に身に着けていたものが着地場所の境界線またはその外側の地面に接触した場合。ただし、規則 28.1(d)または(e)に該当する場合は除く。e) 規則 28.2 に定めるとおりの方法で着地場所をいったん離れた後に着地場所を通って戻ってきた場合。

踏切線及びスクラッチライン

- 4. 踏切線と砂場の遠い端との距離は、少なくとも 10mとする。
- 5. 踏切線は、砂場の近い端から 1m~3mに位置しなくてはならない。
- 6. 競技クラス11及び12において、スクラッチラインと砂場の遠い端との距離は、少なくとも 10mとする。スクラッチラインは、着地エリアの助走路寄りの縁から 1m~3mの位置に引かなくてはならない。

コメント: 競技役員チーム

走幅跳と三段跳の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1)審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2)踏み切りが正しく行われたかどうかを判断し、試技を計測する審判員。審判員主任は、2 つの旗を用意しなければならない 試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。跳躍が計測されたら、審判員は踏切板の前に立ち、砂場を平らにしている間は、赤旗を掲げる。必要であれば粘土板の交換もおこなう。赤旗の代わりに、もしくは赤旗にくわえて、助走路にコーンを置いてもよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。
- (3) 着陸地点において、踏切線に最も近い痕跡を確定する審判員。ピン/プリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを 0 に保持することを決定する。ビデオ距離計測が使用されている場合、この目的のためには、通常は審判員は必要ない。光波が使用されているときは、2 人の審判員が必要となり、一人はプリズムを刺し、ひとりは光波の数値を読む。
- (4) 審判員 記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。
- (5)スコアボード(試技回数-競技者のナンバー-結果)を担当する審判員。
- (6) 踏切板から20メートルの地点に位置する風向風速計を担当する審判員。
- (7)各試技後に1人またはそれ以上の、着地エリアを水平にすることを担当する審判員または補助員。
- (8)粘土板の交換を担当する審判員または補助員。
- (9) 試技のこのリ時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (10)競技者を担当する審判員。

注意(i):これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii): 競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。 注意(iii)風の方向と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。

第29条 三段跳 (Rule 186)

走幅跳の規則および次に加える条項を三段跳に適用する。

競技会

- 1. 三段跳はホップ、ステップおよびジャンプの順で成立っている。
- 2. 競技者はホップで踏切った同じ足で最初に着地し、ステップでは反対の足で着地し、つづいてジャンプを行う。

跳躍中に"振り出し足"が地面に触れても、無効試技とはならない。

注意:規則 28.1(d)は、ホップとステップによる着地には適用せず、最後のジャンプ後にのみ適用する。

踏切線及びスクラッチライン

- 3. 男子の踏切線は、砂場の遠い方の端から少なくとも21m以上とする。
- 4. WPA 承認競技会では、踏切板を男女で分けなければならない。競技クラス T45-47 の踏切線は、通常、男子は 11m、女子は 9m 離れた地点に設置するのが望ましい。

競技クラス T11-13 の踏切線は、以下のとおり設置するのが望ましい。

- a) 競技クラス T11 は 9m 以上離れた地点
- b) 競技クラス T12 および T13 は 11m 以上離れた地点

注意:踏切線から着地エリアまでの実際の距離は、競技会ごとに技術代表と協議して決定するものとする。

5. ステップとジャンプを行う踏切板と砂場の間は踏切区域といい、その区域は少なくとも幅 1.22m±0.01m で、堅く均一の足場を備えていなければならない。

注意:2004年1月1日以前に建造された競技場について、踏切区域の幅は最大1.25mでよい。但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。

コメント: 競技者が次の場合、三段跳では(その理由だけで)無効試技ではないことに注意すること。

a) 踏切線と着陸エリアの間の白い線または外側の地面に触れる。

あるいは

b) 競技者が自分の過失なしにステップ場面で着地エリアに着地した場合(つまり、ジャッジが踏切板を誤って示した場合)-このような場合、審判長は通常、競技者に再試技を指示する。

ただし、着地が着地エリア内にない場合は無効試技である。

C. 立位競技者の投てき種目

コメント: 競技エリアでの練習試技

フィールド競技に参加する競技者は、競技開始前に競技エリアでウォームアップすることができる。

立位競技者の場合、以前は 2 回の練習投てきが許されていたが、現在はそのような仕様はなく、競技者はウォームアップ時間の許す限りウォームアップと練習投てきを許可されている。

IPC 大会および IPC 競技会(Part B3.1.2(a)、および(b)参照)では、標準の練習は抽選で決定された公式の投てき順序で 2 回の公式練習投てきが許される。座位の投てき要件に関する規則(規則 35.5)で、座位の投てき者との違いを参照すること。

第30条 公式用具 (Rule 187)

1. 投てき用具(パラ陸上競技独特のものを除く)は IAAF の規格に合致したものでなければならない。WPA 承認競技会(パートB3.1.2 参照)では、有効な IAAF 認証がある用具のみ使用できる。

「パラ陸上競技用器具重量」の一覧表は、付録1に記載している。

注意)パート B 3.1.2 に記された WPA 認定競技会では、競技者は付録1に示されている通り、自身の競技クラス用の重量の用器具を使用しなくてはならない。

2. 付録1に記載され、国際陸上競技連盟(IAAF)仕様であることが別途示されていない用器具は、所定の仕様を満たしていることが技術代表によって検証確認されなければならない。

注意:本2項は、IAAF規則第187条及び関連付則に掲載のないパラ陸上競技独特の用具についてのみ適用する。

3. 以下に述べる場合を除き用具は組織委員会が用意する。技術代表は該当する各競技会規定に基づき、競技者個人所有または製造会社提供の用具の使用を認めることができる。ただし、それらがIAAF認証済みで、競技前に組織委員会により検査を受け合格のマークが記してあり、技術代表により承認されたうえで、すべての競技者が使用できることが条件となる。そのような用具と同モデルが組織委員会が用意した投てき用具としてリストに記載されている場合は認められない。技術総務が特に決めない限り、投てき種目に出場する競技者は、どの種目であっても、2 個までの個人所有の投てき物の使用(持ち込み)が認められる。

〔注意〕 競技者個人所有の用具の使用を認める際には、以前に IAAF 承認用具として認められているが、現在では製造されていないが現行規格に一致した古いモデルも含む。

コメント:組織委員会(LOC)は、以前に比べ、提供する投てき物の種類を減らす傾向にある。(主に購入費用のため)。これにより、技術総務とその補佐役は、競技のために提出されたすべての個人持ち込み用具を厳密にチェックし、規則に準拠し、IAAF認証製品リストに載っていることを確認する。 現在 IAAF 証明書を持っていないが、かつて IAAF の証明書を持っており、検査の結果、仕様の基準を満たしていれば競技会での使用が認められる。

4. 競技会中はどの用具に対しても変形させたり調整したりしてはならない。

助力

- 5. 以下に掲げるものは助力と見なされ、認められない。
- a)2 本またはそれ以上の指にテープを巻くこと。もし手や指にテープを使用する場合は、2 本あるいはそれ以上の指にテープを巻き、それぞれの指が独立して動かせないような巻き方をしてはならない。手や指にテープを使用する場合、競技開始前に審判員主任に見せなければならない。
- b)試技を行う際に、身体に重りを装着する等、何らかのかたちで助けとなる用具を使用すること。
- c) 手袋を着用すること。
- d) サークル内または靴に何らかの物質を吹き付けたりまき散らしたりすること、または、サークルの表面をざらざらにすること。
- 〔注意〕 審判員が助力行為に気づいたら、この規則に従わない競技者に対して、是正するよう指示しなければならない。 競技者が従わなければ、その試技は無効としなければならない。規則違反に気づく前に試技が行われていた場合、審判長はどのような判定をするか決めなければならない。悪質と考えられる場合、規則 2 条 13.5 及び規則第 8 条

2を適用することができる。

- 6. 以下に掲げるものは助力と見なされず、認められる。
- a) にぎりをよくするために手だけに適切な物質をつけること。砲丸投の競技者は首にそのような物質をつけることが認められる。
- b) 砲丸投と円盤投で、競技者がチョーク等の物質を用具につけること。ただし、手のひらや手袋、用具についた物質は、 ぬれた布で簡単に拭きとれ、後に残らないものでなければならない。

コメント:ここで重要なのは、競技者が物質を自分の手または用具に塗布する可能性があることだが、それらは濡れた 布を使用して用具から簡単に取り除くことが可能でなければならない。濡れた布で簡単に取り除くことができない場合 は、いかなる状況でも使用できない。実際には、競技役員は、物質が器具ラックに戻される前に、物質が器具から取り 除かれていることを確認する責任がある。

これは砲丸投と円盤投にのみ適用されることにも注意すること。やりの投てき者が彼の手に物質を使用することを制限する規定はない。規則 30.6(a) 参照。

c)規則 30.5(a)の規則違反にならない手や指のテーピング。

投てきサークル

7. サークルの縁枠は、鉄、スチールあるいは他の適当な材質でつくり、その上部は外側の地面と同じ高さにする。サークルの縁枠の厚さは少なくとも 6 mmとし白色とする。サークル周囲の地盤は、コンクリート、合成材質 アスファルト、木材または他の適切な材質とする。

サークルの中はコンクリート、アスファルトまたは他の堅固で滑りにくい材質でつくる。この内部の表面は水平で、サークルの縁枠の上端より20mm(±6 mm)低くする。

砲丸投では、この仕様に見合う移動式サークルを使用してもよい。

8. サークルの内側の直径は、砲丸投で 2.135m(±0.005m)、円盤投で 2.50m(±0.005m)とする。サークルの縁枠の厚さは少なくとも 6 mmとし白色とする。

注意:円形のリングは規則第 30 条8によって求められている白線がはっきり見えるように白以外の色であることが望ま しい。

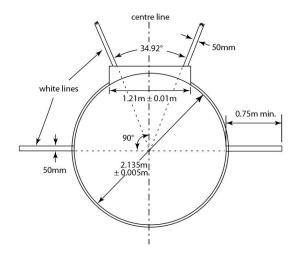


Figure 11 – Layout of Shot Put circle

幅 50 mmの白線を、サークルの両側に少なくとも 0.75m の長さに引く。その線は塗装するか、あるいは木材またはその他の適当な材質でつくる。白線の後縁は着地場所の中心線に対して直角でサークルの中心を通る直線上にあるようにしなければならない。

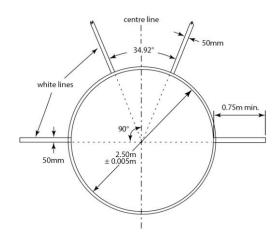


Figure 12 - Layout of Discus circle

やり投の助走路

9. やり投の助走路の長さは最短 30mとする。ただし、IPC競技大会及びIPC競技会(パートB3.1.2(a)及び(b)参照)においては、最短 33.50mとする。条件が許せば 36.50m以上であることが望ましい。助走路は幅 50 mmのラインで、間隔 4mの平行線で示される。投てきは半径 8mのスターティング・ラインの後方から行う。このスターティング・ラインは幅 70 mm以上で、じかに塗装した白線または白く塗られた木板あるいはプラスティックのような耐腐食性の適切な物質でグランドと同じ高さにつくる。スターティング・ラインの両端から助走路を示す2つの平行線に直角にそれぞれラインを引く。この二つのラインは、いずれも幅 70 mm、長さ 0.75m とする。助走路の最大許容傾斜度は、IAAF が例外を認めるに足る特別な状況がある場合を除き、幅で 100 分の 1(1%)にすべきであり、助走の方向で最後の 20m の下方傾斜度は 1,000 分の 1(0.1%)を超えてはならない。

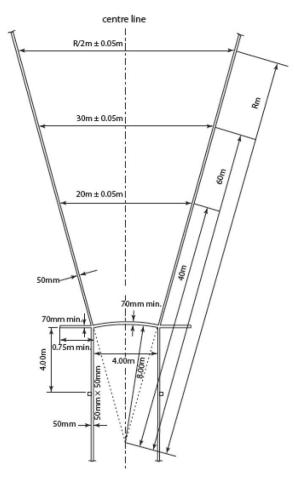


Figure 13 – Javelin Throw runway and landing sector (not to scale)

着地場所

- 10. 着地場所は、痕跡が残るシンダーや芝生または他の適当な素材でつくらなければならない。
- 11. 着地場所の最大許容下方傾斜度は投げる方向で 1,000 分の 1(0.1%)とする。

12.

- a) やり投を除いて、着地場所の範囲は、サークルの中心で交わる 34.92 度の角度をなす幅 50 mmの白線の内側の縁で示す。
- 注意:34.92 度の角度は、投てき角度を示すラインがサークルの中心から 20mの地点において 12m(20x0.60m)の間隔になるようにすると正確に設定できる。このように中心から 1m離れるに従って 0.60m ずつ増さねばならない。
- b) やり投の着地場所の範囲は、幅 50 mmの白線で角度を示し、その白線の内側の縁を延長すると円弧と平行する助走路を示す白線が交差する二つのポイントを通過し、円弧の中心で交わるようになる(図12参照)。 着地場所の範囲の角度は、28.96 度とする。

コメント: 落下域は、投てき物が最初に落下した場所を、審判員が明確に定めることができるよう、十分な柔らかい表面でなければならない。 落下域の表面は、投てき物が後方に跳ね返らないようになっているべきである。 さもないと、計測ポイントが消滅する危険性がある。

試技

- 13. 砲丸投、円盤投はサークルから、やり投は助走路から投てきを行う。サークルから行う試技では競技者はサークルの内側で静止の状態から投げ始めなければならない。競技者はサークルの縁枠の内側に触れてもよい。砲丸投では第31条2に示すとおり足留材の内側に触れてもよい。
- コメント: 競技者がどのように、またはどの方向からサークルに入るかについての制限はない。 関連する要件は、競技者が試技を開始する前に一度静止姿勢を取らなければならないということである。
- 14. 競技者が試技中に、つぎのことをした時は1回の無効試技とする。
- a) 砲丸あるいはやりを規則第31条1及び第33条1で定められた以外の方法で投げた時。
- b)サークル内に入って投てきを始めた後、身体のどの部分でも、サークルの縁枠の上部(または上部内側角)あるいは サークルの外側の地面に触れた時。
- 〔注意〕 但し、サークルに入り最初の回転動作を行う際に、サークルの中心を見通してサークルの両側の外に引かれた脇の白線より完全に後方のサークルの外側の地面に足が触れても、推進力を得ることがなければ(外に出た足が地面に触れる程度であれば)、無効とはしない。
- c) 砲丸投で身体のどの部分でも足留材の内側(上部の縁と判定した部分を除き) 以外に触れた時。
- コメント: 競技役員は、適切な判断をするためにここで注意する必要がある。たとえば、競技者の靴ひもが足留材の上部に触れた場合、それは無効試技ではないが、靴の下部が足留材の上部に触れた場合は無効試技である。
- d) やり投で身体のどの部分でも助走路を示したラインや助走路の外側の地面に触れた時〔注意〕 競技者の投げた円盤やハンマーの一部が囲いに当たっても他の規則に違反していなければ無効試技とは見なさない。
- コメント: サークルの縁の上端、及び足留材の上端は、それぞれの上部の一部であると解釈されることが明らかにされている。これは、競技者が縁または足留材の上端に接触した場合には、無効試技とみなされることを意味する。
- 規則第 30 条 14(b)の注釈の追加は、砲丸投、円盤投またはハンマー投で選手が使用する回転技術に適用される。第 1 回目の回転中のサークル後半部に関して、縁部の上端または外側の地面への「偶発的な」接触は、その事実だけで は無効試技とはみなさないと解釈されるべきである。しかし、そのことの利用により、また推進力を得て、優位性の獲得 につながるあらゆる技術(テクニック)は無効試技と定義されることは明らかである。
- 15. 各投てき競技の規則に反しない限り、競技者は一度始めた競技を中断してよい。その上で、投てき用具をサークルや助走路の中でも外でも一旦下に置いてもよく、サークルや助走路から出てもよい。
- 〔注意〕 この項で許される動作は、規則第24条17の制限時間に含まれる。
- コメント:このような状況では、競技者がどのように、またはどの方向から、サークルまたは助走路を離れることができるかについては制限がない。関連する要件は、他の規則が侵害されていないか、既に侵害されていないことである。
- 16. 砲丸・円盤・やりの頭部が最初に着地して残した痕跡が区画ラインや区画ラインの外側地面あるいは他の物体

(規則第30条14[注意]による囲いを除いて)に触れた場合は、無効試技とする。

- 17. 投げた用具が着地する前に競技者がサークルや助走路から出た場合や以下の場合は、無効とする。
- a) サークルからの投てきでは、サークルを出る時は、縁枠の上部またはサークルの外の地面に最初に触れるのは、サークルの中心を見通してサークルの両側に引かれている白線より完全に後方でなくてはならない。

注意:縁枠の上部もしくはサークル外の地面に最初に触れたとき、サークルからの離脱とみなす。

b) やり投の場合は、競技者が助走路を離れる時に助走路を示す平行線あるいは助走路外のグラウンドに最初に触れる場所は、スターティング・ラインおよび脇に引かれた白線の完全に後方でなければならない。用具が一度地面に触れた後に、競技者がスターティング・ラインの 4m後方で助走路を横切って引かれたライン(塗装されているか、もしくは助走路脇のマークで示されたイメージ上のライン)に触れるかより後ろに下がった場合、助走路を離れたと見なされる。投てき物が落下した時に、助走路内にいてもそのラインより後方であれば助走路を離れたとみなしてよい。

コメント:規則第 30 条 17(b)の 2 番目と 3 番目の条文は、判定の過程をスピードアップすることが目的であり、競技者にさらなる無効試技を提供するためのではない。「4m マーク」の目的は、審判員が白旗を掲げて、このポイントの後ろに出た時点で距離の計測を開始できるようにすることだけである(そうでなければ、助走路から正しく出たとみなさる)。 白旗が上がる前に、」やりが白線手前の助走路に触れたことだけでは、無効試技とする理由にはならない。 もし競技者がやりの落下前に 4m マーク後方の助走路内に下がったときには、落下すると同時に白旗を上げる。

18. 投てきが終わったら、用具はサークルや助走路のところへ運んで返さなければならない。投げ返してはならない。

距離の計測

- 19. 投てき競技において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた 1 cm単位で記録しなければならない。
- 20. 投てきの計測は、有効試技終了後(または、規則 4.1 に定める口頭による即時抗議が行われた後)、直ちに以下のとおり行うものとする。
- a) 砲丸または円盤の落下による痕跡のサークルにもっとも近い地点から、サークルの中心をつなぐ線上のサークルの内側まで。
- b) やり投では、やりの頭部が最初に落下した痕跡から、スターティング・ラインの中心をつなぐ線上のスターティング・ラインの内側まで。

無効試技でない限り、どれだけ飛んだかの距離にかかわらず、すべての試技を測定しなくてはならない。順位を決めるため、また次のラウンドに進出できるかどうかなどの理由による。 規則第 146 条 5 が適用される場合を除き、通常では、無効試技は計測されない。 ビデオ距離計測が使用されている場合を除いて、有効な試技ごとにマーカー(通常は金属製)を、踏切線に最も近い着陸エリアに競技者が残した痕跡に垂直に刺す必要がある。メジャーテープの"ゼロ"はマーカーに合わせ、テープは水平に引き出し、地面に浮かせないように注意する。

第31条 砲丸投 (Rule 188)

競技会

1. 砲丸は肩から片手だけで投射する。競技者がサークルの中で投射を始めようと構えた時には、砲丸はあごまたは首につけるか、あるいはまさに触れようとする状態に保持しなければならない。投射の動作中は、その手をこの状態より下におろしてはならない。また、砲丸を両肩を結ぶ線より後にもっていってもいけない。

注意(i):カート・ウィーリング(前方倒立回転)投法は許可されない。

注意(ii):競技クラス F33-34 および F52-57 の砲丸投においては、投てき動作は始めから終わりまで連続的かつ継続的な動作でなければならない。

注意(iii):競技クラス F32 の砲丸投では、投てき動作において、あごまたは首から離れての側方動作(横投げ)も認められる。

コメント: 重要なのは、動作が「Throw(投げる)」のではなく「Put(押し出す)」ことである。 肩のラインの後ろで動作することは、砲丸を押し出すのではなく投げたときの様子である。 競技クラス F32 では、 横方向の動きが許可され、動作をまっすぐに連続してするための要件は免除される。

ただし、投てき動作の他の要素は同じである。つまり、手が顎より下に落ちたり、肩のラインの後ろで動作することはできない。

足留材

2. 構造 - 足留材は白く塗装し木または他の適当な材質でつくったもので、形は内側の縁がサークルの内側の縁と合致するような円弧であり、サークルの表面に対して垂直となるようにする。扇形の区画線の中央に位置し(図 10)、地面もしくはサークル周囲のコンクリートにしっかり固定できるようにつくらなければならない。

注意:IAAF1983/1984 仕様の足留材は引き続き許可される。

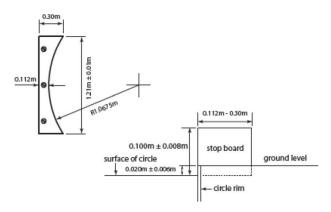


Figure 14 – Shot Put stop board (top and side view)

寸法

3. 足留材は幅 0.112m~0.30m、サークルと同じ半径の弧の弦の長さは 1.21m(±10 mm)、サークルの内側の表面に隣接している足留材の高さを 0.10m(±0.008m)とする。

砲丸

4. 砲丸は、鉄、真ちゅう、真ちゅうより軟らからかくない金属球、または上記の金属の殻(から)に鉛その他の材質をつめたものとする。砲丸の形状は球形でその表面の仕上げは滑らかとする。

製造会社向けの情報:滑らかであるためには表面の荒さは 1.6μ m、即ちラフネスナンバー N7 未満でなければならない。

5. 砲丸は下記の仕様に一致しなければならない。

Shot											
Minimum weight for admission to competition and acceptance of a											
Record	2.000kg	3.000kg	4.000kg	5.000kg	6.000kg	7.260kg					
Information for manufacturers											
Range for supply of	2.005kg	3.005kg	4.005kg	5.005kg	6.005kg	7.265kg					
implement for competition	2.025kg	3.025kg	4.025kg	5.025kg	6.025kg	7.285kg					
Minimum Diameter	80mm	85mm	95mm	100mm	105mm	110mm					
Maximum Diameter	100mm	110mm	110mm	120mm	125mm	130mm					

競技役員チーム

砲丸投の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

(1)審判員主任は、競技全体を監視する。

(2)砲丸の投法が正しいかを確認し、試技を計測する2人の審判員。1人は、2つの旗を用意しなければならない - 試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が計測されたら、審判員は、砲丸戻しと、落下域の準備ができるのを待つ間、サークルの中に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わりに、サークルにコーンを置いてもよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。EDM を使用しない場合、もう一人の審判員は、メジャーテープを引っ張り、サークル中央に通す。

- (3) 落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。
- (4) 落下域において距離計測のために痕跡にピンを刺しのピン/プリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを 0 に保持することを決定する。
- (5) 落下域から戻ってくる投てき器具を受け取り、置き場に戻す担当の審判員。
- (6) 審判員 記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。
- (7)スコアボード(試技回数-競技者のナンバー-結果)を担当する審判員。
- (8) 試技のこのリ時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (9) 競技者を担当する審判員。
- (10)投てき物置き場担当の審判員。

注意(i):これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii): 競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

第32条 円盤投 (Rule 189)

円盤

1. 円盤の胴体は、中身が充填されていても中空でもよく、木またはその他の適当な材質と金属の縁枠でできており、 縁枠の角は円くなっている。縁の断面は半径 6mm の正しい円弧とする。

金属の板を両面の中心に水平にはめこんでもよい。別の仕様として、もしその部分が平面であり、用具の寸法や総重量が仕様に一致していれば金属板なしで円盤をつくってよい。縁の円弧の始まるところから、円盤の中心より 25mm~28.5mm の円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。

円盤の断面は、つぎのように設計されていなければならない。縁の曲線部の始めから円盤の厚みは、縁の最大厚のDの部分まで規則的に増加する。

厚みが最大になるのは、円盤の軸Yから 25mm~28.5mm の距離のところである。この部分から円盤の軸Yのところまで厚さは一定である。円盤の上面、下面ともに同一でなければならず、また軸Yの周りの回転に関してバランスがとれなければならない。 円盤の縁の表面はでこぼこがなく、仕上がりは全体が円滑でかつ均一でなければならない。

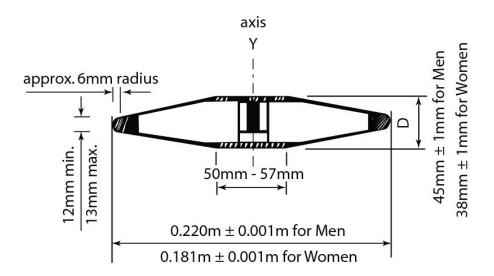


Figure 15 - Discus

2. 円盤は下記の仕様に一致しなければならない。

Discus											
Minimum weight for admission to competition and acceptance of a											
Record	0.750kg	1.000kg	1.500kg	1.750kg	2.000kg						
Information for manufacturers											
Range for supply of implement for	0.755kg	1.005kg	1.505kg	1.755kg	2.005kg						
competition	0.775kg	1.025kg	1.525kg	1.775kg	2.025kg						
Outside diameter of metal rim	Outside diameter of metal rim										
Min.	166mm	180mm	200mm	210mm	219mm						
Max.	172mm	182mm	202mm	212mm	221mm						
Diameter of metal plate or flat centre a	are										
Min.	50mm	50mm	50mm	50mm	50mm						
Max.	57mm	57mm	57mm	57mm	57mm						
Thickness of metal plate or flat centre	area	l			1						
Min.	33mm	37mm	38mm	41mm	44mm						
Max.	38mm	39mm	40mm	43mm	46mm						
Thickness of metal rim (6mm from edg	ge)	<u>'</u>									
Min.	10mm	12mm	12mm	12mm	12mm						
Max.	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm						

競技役員チーム

円盤投の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1)審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2)投てきが正しくなされたかを確認し、試技を計測する 2 人の審判員。1 人は、2 つの旗を用意しなければならない 試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が計測されたら、審判員は、円盤戻しと、落下域の準備ができるのを待つ間、サークルの中に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わりに、サークルにコーンを置いてもよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。EDM を使用しない場合、もう一人の審判員は、メジャーテープを引っ張り、サークル中央に通す。
- (3)落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。もし円盤が角度線の外に落下した場合、この審判員もしくはプリズムを持っている審判員は、その事実を腕を外に向けるようなしぐさで伝える。有効試技の場合はこのような合図は不要である。
- (4)落下域において距離計測のために痕跡にピンを刺しのピン/プリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを 0 に保持することを決定する。
- (5)円盤を回収し、置き場に戻す、もしくは返送車に置く、1人以上の審判員もしくは補助員。
- (6) 審判員 記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。
- (7)スコアボード(試技回数-競技者のナンバー-結果)を担当する審判員。
- (8) 試技のこのリ時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (9)競技者を担当する審判員。
- (10)投てき物置き場担当の審判員。

注意(i):これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii):競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

円盤投用囲い (Rule 190)

コメント: 障がいのある競技者のエンクロージャーや囲いには多くのバリエーションがあるが、競技役員、観客、競技者の安全が最も重要である。 円盤投用囲いはこん棒投にも使用される。

- 3. 円盤投は観衆、役員、競技者の安全を確保するために囲いの中から投げる。この規則で明記された囲いは、この種目が競技場の外で観客と一緒になって実施される時に、あるいはこの種目が競技場の中で他の種目と同時に実施される時に使用することを目的としている。この条件が当てはまらない時、特に練習場においては、もっと簡単な構造でも構わない。国内主催団体もしくは WPA オフィスから指導があった場合にはそれに従う。
- 4. 囲いは 2kg の円盤が秒速 25mの速度で動く力を防止できるように設計し、製作されなければならない。この仕様は円盤を制止するために囲いの鋼材に当たり競技者の方へはね返ったり、囲いの上部から外側に飛び出したりしないようにする。この規則の必要事項を満たせば、囲いの形状や構造はどのようにしてもよい。
- 5. 囲いの形状は図15に示してあるように U 字型とする。U 字型の門口は 6m とし、投てきサークルの中心から 7m 前方の位置とする。開口部の幅 6m は囲いのネットの内側で計らなければならない。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは 4m 以上とし、囲いの両側ともに開口部から 3m の地点では高さ 6m 以上とする(2020 年 1 月より適用)。

円盤が囲いの継手個所や、パネルあるいは掛け網の下部を突き抜けるのを防止するような囲いの形状や構造を工夫しなければならない。

注意(i):サークル後部については、中心から最低 3m離れてさえいれば、それがパネルであるか網目であるかは大きな問題ではない。

注意(ii)従来の形状に比較して、同程度あるいはそれ以上の角度の防護機能を備え、危険区域が拡大していなければ、 新式の形状が WA の承認を受けることができる。

注意(iii)特にトラック側に面する側の囲いは、円盤投の競技中に、隣接したトラックで競技中の競技者をより確実に保護するために、長くしても可動パネルを設置しても、高くしてもよい。

コメント: 囲いの口のどの高さであっても、幅が同じにあるようにネットを固定しなくてはならない。

6. 囲いの網目は適切な天然または合成繊維でつくられた紐、または柔軟で伸張力のある鋼製ワイヤーとする。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mmとする。

注意:網目と安全検査手順の詳細はIAAF陸上競技施設マニュアルに定められている。

7. この囲いからの円盤の投てきで、同一競技会に右投げ、左投げの競技者が参加している場合、危険な範囲は最大 69 度である(サークルを中心に、半径 1.5m の円の外側から円盤が投げられたと仮定して計算)。競技場内の囲いの 設置位置および取りつけ調整は、安全確保のため、十分な配慮が必要である。

注意:危険領域を確定するために使われる方法は、図16に描かれている。

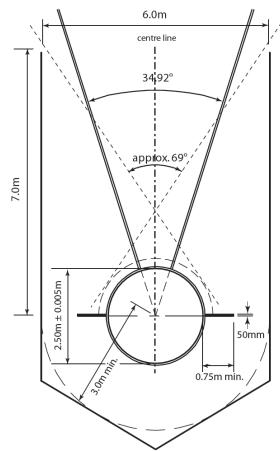


Figure 16 – Cage for Discus Throw only

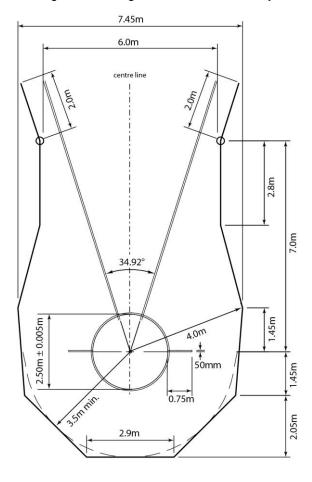


Figure 17 – Cage for Discus Throw with concentric circles

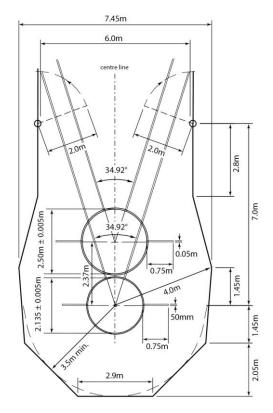


Figure 18 – Cage for Discus Throw with separate circles

第33条 やり投 (Rule 193)

競技会

1.

- a) やりは片手で握りのところを握らなければならない。やりは肩または投げる方の腕の上で投げなければならず、振り まわしたりして投げてはならない。上記以外の投げ方は認められない。
- b) やり投は、やりの頭部が他のどの部分よりも先に地面に落下した場合のみ有効とする。c) 投げる用意をしてからやりが空中に投げられるまでの間に、競技者はその背面がスターティング・ラインに向けるように完全に回転させることはできない。

コメント: 以前の規則で使われていたやりの「先端」という表現は削除され、「頭部」という表記に一括して置き換えられている。これは、頭部の形状が製品により大きく異なることを認識し、「先端」と「頭部」とを別々に定義することが困難であるからである。これは、やりが正確に着地したかの規則第30条16およびこの規則第33条1(b)、および計測規準点についての規則第30条20(b)に関し、審判員が判断する際の範囲が広くなることを意味する。しかし、その原則は以前と同じままであり、投てきが有効であるためには、着地が有効となるためにある程度の角度が必要であり、フラットまたは「テール・ファースト(後部から)」の着地は依然として赤旗となる。

2. やりが投てき動作中あるいは空中で壊れた時は規則に従って投げられたものであれば1回の無効試技には数えない。この時競技者が身体の平衡を失って反則の動作をしたとしても無効試技とはせず、新試技が許される。

やり

- 3. やりは頭部、柄、グリップという三つの主要部分によって構成されるものとする。
- 4. 柄の表面は、くぼみ、でこぼこ、みぞやうね、穴やざらざらがあってはならず、全体的に滑らかで均一な仕上がりでなければならない。
- 5. 頭部の表面が全体的に滑らかで均一であることを条件として、穂先の先端に別の合金で補強した先端を取り付けてもよい。先端の角度は 40 度を超えないものとする。

- 6. 握りは重心のまわりを巻き、その直径は柄の直径より 8 mmを超えてはならない。握りはどのような種類であろうと一律に滑らない表面で、たれ下がり、きざみ目、くぼみのないようにする。
- 7. 切断面は、どこでも完全に円形でなければならない(注意(i)参照)。柄の最大直径は握りの直前でなければならない。 握りの下の部分を含む柄の中央の部分は、筒状かやりの後方に向かって幾分細くなるようにするが直径の減少は握り の直前、直後について 0.25 mmを超えてはならない。握りのところから、やりは先端と末端に向かってだんだん細くする。

握りのところから先端および末端に至る縦断面は、まっすぐか少し凸面状に丸みをつけてもよいが、やりの長さの全体を通して直径に急な変化をつけてはいけない(注意(ii)参照)。ただし、穂先の直前の部分および握りの直前、直後の部分を除くやりの穂先の後ろの部分は、柄の直径より 2.5mm を超えないようにし、この部分のやりの縦断面に要求されている直線の延長からそれる箇所が穂先から 0.3m 未満になるようにする。

注意(i): やりのどの部分でも切断面は円形であるべきであるが、どの切断面においても最大直径と最小直径の差が2%まで許容される。最大直径と最小直径の平均値は、指定されたどの切断面においても、表に示す仕様が満たされなければならないものとする。

注意(ii): やりの縦断面は、長さ500mmの金属製直定規と0.20mmと1.25mm 厚のフィーラーゲージで迅速かつ容易にチェックできる。少し凸面状になっている部分については、直定規をしっかりとやりに短い長さでもよいから固定してチェックする。縦断面が直線となっている部分は、直定規をやりにしっかりとつけてチェックする。やりと直定規の間に0.20 mmのゲージは挿入できない。ただしこれは穂先と柄の接合部分については適用しない。このポイントでは1.25mmのゲージも挿入できない。

8. やりは下記の仕様に一致しなければならない。

Javelin					
Minimum weig	ght for admission to com	petition and acceptan	ce of a Record (inclu	usive of the cord grip)):
	400g	500g	600g	700g	800g
	· ·			7009	0009
information to	r manufacturers: Range				,
	405g	505g	605g	705g	805g
	425g	525g	625g	725g	825g
Overall length	(L0)	-	•	•	
Min.	1850mm	2000mm	2200mm	2300mm	2600mm
Max.	1950mm	2100mm	2300mm	2400mm	2700mm
Distance from	tip of metal head to cen	tre of gravity L1)	l	l	
Min.	750mm	780mm	800mm	860mm	900mm
Max.	800mm	880mm	920mm	1000mm	1060mm
Distance from	tail to centre of gravity (L2)	l		
Min.	1050mm	1120mm	1280mm	1300mm	1540mm
Max.	1200mm	1320mm	1500mm	1540mm	1800mm
Length of met	al head (L3)				
Min.	200mm	220mm	250mm	250mm	250mm
Max.	250mm	270mm	330mm	330mm	330mm
Width of cord	grip (L4)	1	I	I	
Min.	130mm	135mm	140mm	150mm	150mm
Max.	140mm	145mm	150mm	160mm	160mm
Diameter of sl	haft at thickest point (in f	ront of grip – D0)	I		1
	L カワハナフェ・ノレ4D:ーナナ				

- 9. やりに可動部分あるいは投てき中に重心や投てきに対する性能が変えられるような装置をつけてはならない。
- 10. 金属製穂先の角度は 40 度を超えてはならない。穂先の先端から 150 mmのポイントでの直径は柄の一番太いところの 80%を超えてはならない。重心と金属製穂先の先端との中間点において、直径は柄の一番太いところの 90%を超えてはならない。

11. 末端に向かって細めるのは、重心と末端の中間点では柄の最大直径の 90%以上とする。 やりの末端から 0.15m のところでは、柄の最大直径の 40%以上とする。 やりの柄の末端の直径は 3.5mm 以上とする。

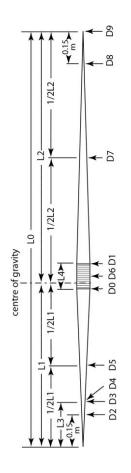
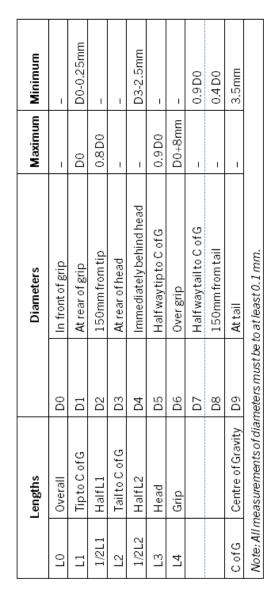


Figure 19 – International Javelin



40° max.

コメント: 競技役員チーム

やり投の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2) 投てきが正しくなされたかを確認し、試技を計測する2人の審判員。
- 1 人は、2 つの旗を用意しなければならない 試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が 計測されたら、審判員は、やり戻しと、落下域の準備ができるのを待つ間、助走路に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わ りに、助走路にコーンを置いてもよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されてい る)。
- (3) EDM を使用しない場合、もう一人の審判員は、メジャーテープを引っ張り、サークル中央に通す。
- (3)落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。もしやりが角度線の外に落下した場合、この審判員もしくはプリズムを持っている審判員は、その事実を腕を外に向けるようなしぐさで伝える。やりがヘッドから着地しなかったことを知らるための特別な合図が必要。かつて旗を利用していたが、それ以外の方法を強く推奨する。有効試技の場合はこのような合図は不要である。
- (5) 落下域において距離計測のために痕跡にピンを刺しのピン/プリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テ

- ープを 0 に保持することを決定する。
- (6) やりを回収し、置き場に戻す、もしくは返送車に置く、1 人以上の審判員もしくは補助員。
- (7) 審判員 記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。
- (8)スコアボード(試技回数-競技者のナンバー-結果)を担当する審判員。
- (9)試技のこのリ時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (10)競技者を担当する審判員。
- (11)投てき物置き場担当の審判員。

注意(i):これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii):競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。 注意(iii)風の方向と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。

D. 座位競技者投てき種目

第34条 総則

公式用器具

1.投てき用具(パラ陸上競技独特のものを除く)は最新の WA の規格に合致したものでなければならない。WPA 認定競技会(パート B3.1.2 参照)では、有効な WA 認証がある用具のみ使用できる。

「パラ陸上競技用器具重量」の一覧表は、付録1に記載している。

注意)パート B3.1.2 に記された WPA 認定競技会では、競技者は付録1に示されている通り、自身の競技クラス用の重量の用器具を使用しなくてはならない。

2. 付録1に記載され、国際陸上競技連盟(IAAF)仕様であることが別途示されていない用器具は、所定の仕様を満たしていることが技術代表によって検証確認されなければならない。

注意:この一覧表には、IAAF 規則 187 または関連する付録に掲載されていないパラ陸上競技独特な用具も含まれる。

3. 以下に規定する場合を除き、用器具はすべて大会組織委員会が用意するものとする。

技術代表は、各競技会の競技規定に基づき、競技者自身が用意した用器具や供給業者より提供された用器具の使用を認めることができる。ただし、IAAFに承認されたものであること、事前に大会組織委員会の検査を受けて承認済みであることが表示されていること、すべての競技者が使用できるようにすることを条件とする。大会組織委員会が提供する用器具一覧に同一モデルが含まれている場合は、かかる用器具の使用は認められない。

4. 競技期間中、用器具の改造は一切行ってはならない。

助力

- 5. 以下に掲げるものは助力と見なされ、認められない。
- a)複数の指をまとめてテーピングすること。手や指にテープを巻く場合、2 本以上の指がそれぞれ単独で動かせないような巻き方をしていなければ、テープは繋がっていてもよい。テーピングをする場合は、種目開始前に審判員主任に見せるべきである。
- b)身体に重りを装着する等、試技を行う際に何らかのかたちで助力となるような装置を使用すること。
- c)グローブを着用すること。ただし、競技クラス F31-33 および F51-53 の競技者によるグローブの着用で規則 34.6(d) の違反に該当しないものは除く。
- 6. 以下に掲げるものは助力と見なされず、認められる。
- a) 握りをよくするために手だけに適切な物質をつけること。 砲丸投の競技者は首にそのような物質をつけることが認められる。
- b) 砲丸投、円盤投、こん棒投の競技者がチョーク等の物質を投てき物につけること。ただし、手のひらや用具についた物質は、ぬれた布で簡単に拭きとれ、後に残らないものでなければならない。
- c)規則 34.5(a)の違反に該当しない手や指のテーピング。
- d) 規則 34.5(c)の違反に該当しないグローブの着用。

競技クラス F31-33 および F51-53 の競技者(四肢麻痺の競技者)が投てきをしない方の手をストラップまたはグローブ で投てき台のサークル垂直面内に位置するいずれかの箇所にまたはホールディングバーに固定・付着させること。

投てきサークル

7. 投てきサークルの縁枠は帯鉄、鋼鉄、その他の適切な物質でできていなければならず、その上部は外側の地面と同一平面になっていなければならない。投てきサークルの周りの地面は、コンクリート、合成材、アスファルト、木材等の適切な物質を用いることができる。

投てきサークルの内側は、コンクリート、アスファルト等の頑丈で滑りにくい物質を用いることができる。内側の表面は水平で、投てきサークルの縁枠の上端より2cm±6mm低くしなければならない。

砲丸投については、下記の仕様を満たす移動式サークルの使用が認められる。

固定装置の表面(競技クラス F31-34 および F51-57)

- a)WPA 承認競技会(パート B 3.1.2 参照)における座位競技者投てき種目では、WPA が許可する固定装置を使用しなければならない。
- b)IPC競技大会及びIPC競技会(パート B 3.1.2(a)及び(b)参照)においては、投てきサークルの内側はコンクリート、アスファルト、その他の滑りにくい材質のものでできていることが望ましい。
- c)WPA が許可する移動式固定装置を使用する場合、その表面はコンクリートの表面と同じような握り(ざらざら塗装またはざらざらのテープで覆われている等)のものでなければならない。
- d) 可動式プラットフォームの使用は技術代表の裁量で認めることができる。プラットフォームは完全な円でなくてもかまわないが、その場合、正面の円弧または半円は、直径 2.135m~2.5m の円から投てきするのと同じ効果を与えるものでなければならず、その部分の扇形の中心角の角度は変更してはならない。

コメント: プラットフォームは、より入手しやすく、より広く使用されるようになってきている。 最も重要なことは、最も大きくて重い競技者でも、投てき動作中にそれらが外れることがないように、それらが地面に適切に固定されていることを確認することである。

- 8. すべての座位競技者投てき種目(砲丸投、円盤投、やり投、こん棒投)は、直径 2.135m~2.50m の円形の中心角 34.92 度の扇形部分から投てきを行うべきである。投てきサークルの縁枠は厚さ 6mm 以上で白色でなければならない。 可動式プラットフォームの使用は認められる。
- 注意(i):円形リングは本規則で求められている白線がはっきり見えるよう、できれば白以外の色であることが望ましい。 注意(ii):円盤投とこん棒投は囲いから実施する。

試技と計測

- 9. 座位の投てき種目では、つぎのことをした時は1回の無効試技とする。
- a) 砲丸、円盤、こん棒、または、やりの頭部が最初に着地して残した痕跡が区画ラインや区画ラインの外側地面あるいは他の物体(囲いを除いて)に触れた場合。
- b)競技者が、サークル外縁外側の空間にある固定用ストラップに触れたとき。
- 10. 座位の投てき種目において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた1cm単位で記録しなければならない。
- 11. 投てきの計測は、有効試技終了後(または、規則第 50 条 5 に定める口頭による即時抗議が行われた後)、直ちに以下のとおり行うものとする。
- a) 砲丸または円盤の落下による痕跡のサークルにもっとも近い地点から、サークルの中心をつなぐ線上のサークルの内側まで。
- b) やり投では、やりの頭部が最初に落下した痕跡から、スターティング・ラインの中心をつなぐ線上のスターティング・ラインの内側まで。
- c)こん棒では、どの部分でも最初に落下した痕跡から、サークルの中心をつなぐ線上のサークルの内側まで。

第355条 座位競技者投てき種目に関する要件

(Sport Classes F31-34, F51-57)

[役員留意事項:本規則ならびに競技用器具の形状、寸法、構造等の特徴に関するその他の規則を解釈するにあたり、「技術および用器具」の規定、とりわけパートB7.1の「基本原則」が留意されるべきである。]

- 1. 投てき台の仕様
- a) 台座の表面の高さは、クッションがある場合はそれも含めて、75cm 以下でなければならない。
- b)投てき台には、各辺 30cm 以上の正方形または長方形の台座が設けられていなければならない。台座の表面は水平または前方が後方より高い(後ろに傾く)構造になっていなければならない。
- 注意:前方とは、着地エリアに対して競技者がどの方向を向いているかにかかわらず、着座した状態の競技者の背骨から一番遠い位置にある面のことをいう。
- c) 台座は、安全性と安定性を確保するためにサイドレスト、フロントレスト、背もたれのあるものでもよい。サイドレストや背もたれは、伸縮性のない布(非伸縮性のキャンバス地製等)でできていても、動かない堅固な構造(鉄製、アルミニウム製等)であってもよい。背もたれはクッションがついていてもよいが、クッションの厚さは 5cm を超えないものとする。

d) サイドレスト、フロントレスト、背もたれは、バネ、可動接合部等、投てき動作の助けとなり得る構造を有しているべき ではない。

e) 投てき台には堅固で垂直なホールディングバーを設置することができる。ホールディングバーは、湾曲や折れ曲がりがない 1 本の棒でなければならない。切断面の形状は円または正方形でなければならず、楕円や長方形のものは認められない。バネ、可動接合部等、投てき動作の助けとなり得る構造を有していてはならない。

注意(i): ほとんどの物質は、圧力がかかれば一定程度の湾曲や歪みを生じるものであり、湾曲を完全になくすのは現実性または経済的実現可能性的に欠けることは認識している。しかし、湾曲は目視で明らかなものであってはならず、技術役員の判断において、上記規則およびパート B-7の精神に反するものであってはならない。

注意(ii):ホールディングバーは、握りを良くする目的でテープ及び/または適当な素材を巻いてもよい。テープ及び/または適当な素材の厚さは、競技者の本来の能力以上の不公正な利益を得る結果となってはならない。

コメント:ホールディングバーには長さの制約はない。バーは垂直でなければならないが"地面から少しのずれもなく垂直"ということからは少し外れることもあり得るものとし、それは許容範囲とすることができる。このずれは垂直面から 5 度を超えてはならない。参考図にあるように、ホールティングバーが支え無しの状態で湾曲することを軽減するため、ホールディングバーを支える補助部品は許可され強く推奨される。ホールディングバー、あるいはいかなる補助部品も、投てきサークルあるいはプラットフォームから外へでてはならない。プラム・ボブの使用は、投てきサークルやプラットフォームに置かれたときに、投てき台やバーの一部がこの規則に適合していないかどうかを判断するのに役立つ。

また、IPC 大会や IPC 競技会では、競技者が招集所への入場時に最終チェックを行う前に必要な修正を行うために、 投てき台の礼儀的な事前チェックが行われることにも注意が必要である。

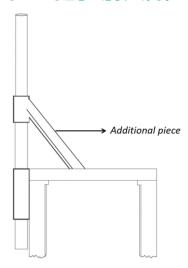


Figure 20 – Additional piece to mitigate the potential flexing of the vertical bar

f) 投てき動作中に、ホールディングバーも含め投てき台のいかなる部分も動いてはならない(ただし、合理的な方法で防げない偶発的な動きは除く)。投てき台に、サイドレスト、フロントレスト、背もたれ、および/またはホールディングバーを固定する目的で、台座の角を切ったり、削ったりしてもよい。こうした切り取りの範囲は、レストやホールディングバーを差し込むに必要な最小限とする。台座の形状の外観は、正方形または長方形のままでなくてはならない。

g)フットプレートを使用する場合は、専ら足を支え安定させる目的でのみ使用する。

h)普段使っている車いすは、上記要件(投てき動作中に動いてはならないという要件も含む)を満たしていれば、使用が認められる。

2. 投てき台の計測と検査

投てき台の計測・検査は、競技開始前に招集所または競技区域で行う。計測・検査を済ませた投てき台は、競技開始前に競技区域から持ち出してはならない。競技開始前、競技中、または競技開始後に、競技役員が投てき台の再検査を行う場合がある。

注:計測は常に競技者が着座していない状態で行う。

3. 投てき台の適合性に関する競技者の責任

競技者は責任を持って規則 35.1 の要件を満たす投てき台を準備しなければならない。競技者による投てき台の調整で競技の開始が遅れることがあってはならない。この規則に反する競技者はその後参加しようとする種目での試技を開始してはならず、その記録は規則 6.21 に従い"DNS"と記録される。

4. 投てき台の位置決め

競技区域内で投てき台の位置を決めて固定する際、試技中を通して、投てき台のすべての部分、ホールディングバー、フットプレートが投てきサークル内側の垂直延長面の内側におさまるようにしなければならない。ホールディングバーの 先端は投てきサークルの縁を垂直に延長した面上の線の内側になければならない。

5. 投てき台固定のための時間(競技クラス F31-34 および F51-57)

競技者が投てき台の投てき位置につく前に、投てきサークル内に投てき台を設置するため適当な時間が与えられる。 投てき台の固定後、以下の時間内であれば、競技者を投てき台に固定し、練習投てきを時間が許す限りおこなうことが できる。

- a)競技クラス F32-34 および F54-57 は 4 分以内
- b)競技クラス F31 および F51-53 は 5 分以内

注意(i):カウントダウンの開始は、投てき台の位置が決まり、プラットフォームに固定され、競技者が投てき位置に移動する準備ができたときとする。

注意(ii): 競技が2プールで実施される場合、最初の3回の投てき後、後半3回の投てきをおこなう際の、投てき台固定後の移動時間は、F32-34およびF54-57は2分以内、F31およびF51-53は3分以内とし、練習投てきは認めない。

コメント:競技者を投てき台に固定して練習投てきを行うタイミングは、投てき台がサークルまたは投てき台に位置したときに開始される。この規則の時間が競技者を投てき台に固定する前に経過した場合、最初の試技の時間は、競技者を固定した場合と同様に開始されるべきである。 競技者が投てき台の要件を満たすデイ・チェア(生活用車いす)を使用している場合は、デイ・チェアが投てきサークルか投てき台に置かれ、ストラップを付けられた時に開始される。

6. 固定装置・ホールディングバーの故障(競技クラス F31-34 および F51-57)

投てき動作中に固定装置が壊れたり、故障したりした場合、担当役員は以下のとおり対処すべきである。

- a)試技が無効でない場合は、試技をやり直す選択肢を提供する(投てきが有効で、その結果に満足している場合は、 競技者は当該試技を正式な結果として記録に残すことができる)。
- b)試技が無効であった場合は当該試技を記録せず、競技者に試技のやり直しを認めるべきである。

第36条 座位競技者投てき種目の技術、リフティング、無効

- 1. .座位競技者投てき種目においては、すべての競技者(競技クラス F31-34 および F51-57)は投てき台から座位姿勢で投てきを行うものとする。座位姿勢の定義は以下のとおり。
- a)両脚が膝裏から臀部後方(坐骨結節)まで座面に接触するように座らなければならない。膝上切断の競技者は、大腿部すべてが臀部臀部後方(坐骨結節)まで座面に接触していなくてはならない。
- b)上記座位姿勢は、投てき動作の始めから投てきの着地点に印がつけられるまでの間ずっと維持しなければならない。 大腿上部か骨盤あるいはその両方をベルトなどでしっかり固定することを推奨する。
- 注(i):本規則は、脚力が競技者の競技に与える影響を最小限にすることを目的とする。
- 注 (ii): 身体構造上、上記の要件を満たすことができない競技者については、競技開始に先立ち、WPA が評価するものとする。WPA は、上記規則にのっとった投てきが行われるよう、かかる例外措置を認めるための手続きを確立しなければならない。

注 (iii):本規則の解釈上、臀部後方とは、臀部の最も後方に位置し、着座した状態で坐骨結節点を座面から離すことなく胸を膝につけるように可能な限り前屈したときに座面に接触したままの部分のことをいう。

注意(iv)この規則の他のすべての要件を満たしていれば、競技者の両膝がシート座面の同じ面に密着している必要はなく、(シート座面を水平に伸ばした面の)コーナーをまたいで座ってもよい。

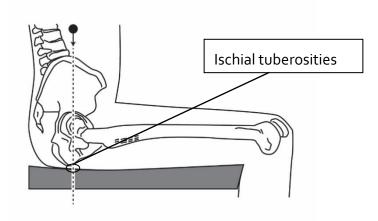


Figure 21 Ischial tuberosities

- 2. 競技者は、座位姿勢で静止した状態で試技を始めるものとする。
- 3. 競技者が投てき物を構えてから投てき器具が落下するまでの間に座位姿勢から動いた場合は無効とする。

注意:投てき器具が落下するまでの投てき動作の間に、ひざ裏すべてが座面に接触している限りは、無効試技ではない。

コメント: 投てき動作の間に片方または両方の膝が前方にスライドして座面との接触を失った場合、それは失敗とみなされることに注意することが重要である。

コメント: 競技役員チーム

座位投てき種目の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1)審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2)投てきが正しくなされたかを確認し、試技を計測する2人の審判員。1人は、2つの旗を用意しなければならない-試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が計測されたら、審判員は、投てき物戻しと、落 下域の準備ができるのを待つ間、サークルの中に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わりに、サークルにコーンを置いても よい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。EDM を使用しない場合、も う一人の審判員は、メジャーテープを引っ張り、サークル中央に通す。
- (3)落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。もし投てき物が角度線の外に落下した場合、この 審判員もしくはプリズムを持っている審判員は、その事実を腕を外に向けるようなしぐさで伝える。有効試技の場合はこ のような合図は不要である。
- (4)落下域において距離計測のために痕跡にピンを刺しのピン/プリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを 0 に保持することを決定する。
- (5) 投てき物を回収し、置き場に戻す、もしくは返送車に置く、1人以上の審判員もしくは補助員。
- (6) 審判員 記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。
- (7)スコアボード(試技回数-競技者のナンバー-結果)を担当する審判員。
- (8) 試技のこのリ時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (9) 競技者を担当する審判員。
- (10)投てき物置き場担当の審判員。

注意(i):これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシス テムの双方で記録される。

注意(ii):競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

第 37 条 こん棒投

競技会

1. こん棒は首部と先端部またはそのいずれかで片手だけを使って支えるものとする。こん棒は着地エリアの方向を向いて投げても、後ろ向きの姿勢から頭上越えで投げてもよい。

こん棒

- 2. 構造:こん棒は、先端部(ヘッド)、首部(ネック)、胴体部(ボディ)、底部(エンド)の 4 つの部分からなるものとする。 先端部、首部、胴体部は木製で、全体として固定され、一体化した頑丈なものでなければならない。胴体部は、金属製で刻み目や突起や鋭い縁のない円筒状の底部に固定されていなければならない。
- 3. 先端部、首部、胴体部の表面は、くぼみ、でこぼこ、溝、畝、穴、ざらつきがなく、滑らかなものでなければならない。
- 4. 先端部は球状または円筒状で、首部に向けてすぐに細くなる形状でなければならない。胴体部は、一番太い部分の直径が 60mm 以下でなければならず、形状は円筒状でもよい。こん棒は、首部に向けて均等に細くなり、金属製底部に向けて少しだけ細くなるものとする。
- 5. 以下の仕様に従うものとする。

Club							
Minimum weight for admission to competition							
and acceptance of a Record	397g						
Information for manufacturers							
Range for supply of implement for competition	402g 422g						
Overall length (including meta	l end)						
Min.	350mm						
Max.	390mm						
Diameter of neck							
Min.	18mm						
Max.	20mm						
Diameter of widest part of the	body						
Min.	50mm						
Max.	60mm						
Diameter of metal end							
Min.	38mm						
Max.	39mm						
Thickness of metal end							
Min.	12.5mm						
Max.	13mm						



Figure 22 - Club

コメント:こん棒投は競技役員にとって最も危険な競技の一つであるため、すべての競技役員、他の競技者、その補助者、メディア、観客の安全を確保するために特別な注意が払われなければならない。器具が競技者に手渡されることをアナウンスすることで、関係者全員の安全性を高めることができる。さらに、規則 24.17 の注(i)の解説で示されているように、競技者に投げても安全であることを伝えることは、関係者全員の安全性を高めることになる。

第5部室内競技

第38条 屋外競技規則の室内競技への適用 (Rule 210)

セクション 5 および 18 条と 27 条に記されている風力を求められるルールを除いて、以下の競技規則で定められた内容以外は、屋外競技のセクション 1 から 4 の競技規則が室内競技にも適用される。

第 39 条 室内競技場 (Rule 211)

- 1. 室内競技場は完全に壁で囲まれ、かつ屋根で覆われていなければならない。照明、暖房、換気設備は、競技会運営が満足のいく状態となるよう備え付けられていなくてはならない。
- 2. 室内競技場は周回トラック走路、短距離競走用の直走路、跳躍競技用の助走路と着地場所を含むべきである。さらに砲丸投用のサークルおよび扇形の着地場所も、恒久的あるいは暫定的であれ用意されるべきである。すべての施設は WA 陸上競技施設マニュアルの仕様に適合させるべきである。
- 3. すべてのトラック走路、助走路または踏切場所の表面は、合成物質で覆われていなければならず、その合成物質は 長さ 6 mmのスパイク・シューズに対応できることが望ましい。その他の方法として、競技場のトラックの厚さに応じて主催 者は許容されるスパイクの長さを競技者に告知する。

WPA 世界選手権大会は、WA による室内競技施設公認を受けた施設で実施すべきである。

WPA 認定競技会(パート B 3.1.2 参照)もこのような施設で実施することが望ましい。

- 4. トラック走路、助走路、踏切区域に敷設されている合成舗装材の基礎は堅固なもの(たとえばコンクリートなど)あるいは懸架構造(梁の上に木板や合板を取り付けたもの)の場合は、特に弾むような箇所がないようにし、技術的に可能である限り、すべての走路は全体を通して均一な弾性を持たなくてはならない。この弾性について競技会の前に跳躍競技用の踏切場所を点検しなければならない。
- 注意(i) "弾むような箇所"とは競技者に特別な助力を与えるように意図的に設計ないしはデザインし建設された箇所である。
- 注意(ii) WA 陸上競技施設マニュアルには、トラックの計測やマーキングのための図を含む室内競技場の構造や設計のための詳細や規定する仕様が含まれており、WA ウェブサイトからダウンロードにより入手可能である。
- 注意(iii) WA の施設公認手続き方法をはじめ、申請のための標準書式や計測報告書書式は、WA ウェブサイトから ダウンロードにより入手可能である。

コメント:適切な照明の不足は、室内競技会の共通の問題である。屋根で覆われたスタジアムは、競技の正確で公正な 実施を可能にする照明を備えていなければならず、テレビの中継がある場合、照明レベルはより高くする必要がある。 フィニッシュライン付近は、写真判定装置のために追加の照明を必要とすることがある。

第 40 条 フィールド内直走路 (Rule 212)

1. トラックの許容傾斜度は幅で 100 分の 1(1%)、走る方向で個々の箇所では 250 分の 1(0.4%)、全体では 1,000分の 1(0.1%)を超えてはならない。

レーン

2. トラックは 6 レーン~8 レーンとし、幅 50 mmの白線で両側が区分されていなければならない。レーンの幅は 1m220 (±10 mm)とし、右側のレーンラインを含む。

注意:2004年1月1日以前に作られたトラックについては、レーンは最大1m250の幅でもよい。 しかしトラック舗装材の完全なる張り直しを実施したならレーンの幅は本規則に合致しなくてはならない。

スタートとフィニッシュ

3. スタートライン後方の少なくとも 3mはどのような障害物も置かない。フィニッシュライン前方の少なくとも 10mはどのような障害物も置かず、その先に競技者が怪我なく停止できるようなものを置く。

注意:フィニッシュライン前方については、15m以上を確保することを強く推奨する。

コメント: 直走路は 50m または 60m とすることができる。主要な競技会では、60m の距離で行われることが必要である。もしアドバイスを求められた場合は、スタート時とフィニッシュ時にフリーでなければならないエリアを主張することが必要である。経験上、多くの状況では、スタートラインの後ろのフリーゾーンは 2 メートルを超えてはならないことが証明されている。この距離は、偽のスタート装置とレーンを示すレーンボックスを備えたスタートブロックを配置するのに十分な距離である。

第 41 条 周回トラックおよびレーン (Rule 213)

1. トラック 1 周の通常の長さは、200mが望ましい。トラックは、平行である二つの直走路と、同じ半径でかつ傾斜(バンク)してもよい二つの曲走路から構成される。

トラックの内側は高さおよび幅 50 mmの適切な材質の縁石または幅 50 mmの白線で区分される。この縁石または白線の外側の端は、第 1 レーンの内側の端となる。縁石または白線の内側の端は、第 1 レーンの内側ということになる。縁石または白線の内側の端はトラック全体を通して水平でなければならず、その最大許容傾斜度は 1,000 分の 1(0.1%)とする。二つの直走路の縁石は取り除き、50 mm幅の白線で代用しても良い。

注意:すべての距離計測は規則 15.2 に記載の通りされなくてはならない。

レーン

2. トラックは 4 レーン~6 レーンとする。レーンの幅は右側のラインを含めて 900 mm~1m100 とする。どのレーンも同じ幅でなければならず、所定の幅との誤差は±10 mmまでとする。各レーンは幅 50 mmの白線で区切る。

コメント:室内競技会ではレーンの幅が狭くなることがよくあるが、競技者はレーン内でスタートしなければならない(例: 手を完全にレーン内に入れなければならない)。これは、他の競技者の邪魔にならなければ、スタートブロックの一部を レーンの外に出してはならないという意味ではない(規則 16.2 (e)を参照)。

バンク

3. 曲走路におけるすべてのレーンの傾斜度および、それとは別個に直走路のレーンの傾斜度は、それらが交差するところで同じでなければならい。直走路は平坦あるいは内側のレーンに向かって最大 100 分の 1(1%)の傾斜を持つものとする。直走路から傾斜した曲走路への水平移行を容易にするために、その場所は直走路の終わりからなだらかな勾配にし、直走路方向に伸ばすことができる。加えて垂直方向へ変化も考慮されるべきである。

内側縁の表示

4. トラックの内側を白線で区分する時は、曲走路には必ず直走路には必要があればコーンまたは旗を置く。コーンの高さは少なくとも 150 mmとする。旗の大きさは 250 mm×200 mmで、高さは少なくとも 450 mmとし、フィールドに 60 度の角度に倒すように立てる。コーンまたは旗は、その底の縁がトラックに最も近い白線の端になるように設置する。その間隔が曲走路では 1m500、直走路で 10mを超えないように配置する。

注意:WA が直接主催する室内競技会では、内側の縁石を利用する。

コメント:上記のルールは目安である。曲走路の半径と勾配と長円の長さの違いによって、特に 200m 競走、400m 競走であっても達成される記録は変わってくる。周回トラックは 200m を超える場合があるが、200m 以上の距離のレースの記録は公認されない。200m トラックのほうが、それより短い距離のトラックよりも有利である。トップレベルの競技会を開催するには、6 レーンあるほうが使い勝手がよい。周回トラックの理想的な幅は 1m である。

(縁石ではなく)コーンを置く場合、曲走路に沿ってだけでなく、周回全体に沿って配置する必要がある。

旗またはコーンを置くときは、第 1 レーンの内側にある白線がそのレーンに含まれないということを考慮する必要がある(つまり白線の上に置くべき)。(縁石でなく)コーンの使用は、室内競技会では推奨される。

第 42 条 周回トラックのスタートおよびフィニッシュ

(Rule 214)

1. 200mの傾斜した室内トラックの構造とマーキングに関する詳細は、WA 陸上競技施設マニュアルに記載されている。 その中の基本的原則を以下に示す。

基本条件

- 2. レースのスタートラインおよびフィニッシュラインは、直走路ではレーンラインに直角に、また曲走路では半円を描く中心線上に、幅 50 mmの白線で示す。
- 3. フィニッシュラインの設定条件は、距離の異なる種目であってもできる限り 1 カ所のみとし周回の直線部分におき、可能な限りフィニッシュ後の直線部分が長くなるようにする。
- 4. すべてのスタートライン(直線、階段式、弧形)の最も基本となる設定条件は競技者が許される中での最短距離を取った時に、誰にとっても距離が同じということである。
- 5. スタートライン(リレー競走のテイク・オーバー・ゾーンを含む)は、できる限り、もっとも大きな斜度の場所に設置しないようにする。

競走種目の実施

6.

- (a) 300mまでのレースは最後までレーンを走る。
- (b) 300mを超え 800m未満の競走は、レーンを使用してスタートし、第 2 曲走路の終わりに引かれたブレイクラインまではそのレーンを走る。
- (c) 800mの競走のスタートは各競技者が各レーンに一人ずつ、またはレーンに最大二人を割り振って行うか、第 1 レーンと第 4 レーンを用いたグループスタートで行う。このような場合、各競技者が自分のレーンを離れたり、グループスタートの外側を走る競技者が内側のグループに合流したり出来るのは、第 1 曲走路の終わりのブレイクラインを過ぎた後とするが、もし 2 つの曲走路を自分のレーンで走るのであれば、第 2 曲走路終わりのブレイクラインを過ぎた後である。
- (d) 800mを超える競走は、レーンを用いず、円弧スタートまたはグループスタートによって行わなければならない。もし グループスタートを用いるなら、ブレイクラインは第 1 または第 2 曲走路の終わりに引かなければならない。もし競技者 がこのルールに従わない場合は失格となる。ブレイクラインは、各曲走路が終わる地点に弧を描くように引かれた幅 50 mmのラインで、第 1 レーンを除く全レーンにまたがるように引く。競技者がブレイクラインを認識しやすいように、各レーンラインとブレイクラインが交差するすぐ手前のレーンライン上に、50 mm四方で高さ 150 mm以下のコーンか角柱、その 他適当な目印を置く。コーンや角柱の色はブレイクラインやレーンラインの色と異なるものにするのが望ましい。
- 注意(i) IPC ゲームズと IPC 競技会以外の競技会(パート B 3.1.2 (a) および (b)参照)では、800mについては参加 NPC の合意によりレーンを使用しないで行うことができる。
- 注意(ii) 6 レーン未満のトラックでは、6 人での競走を可能とするためにグループスタートを用いてもよい。しかし競技クラス 11 と 12 でガイドランナーが一緒に走る場合には本条項は適用しない。

注意(iii) レーンを走る種目で、競技クラス 11 と 12 でガイドランナーが一緒に走る場合には、競技者に 2 レーンが与えられる。

200mトラックのスタートラインとフィニッシュライン

7. 第 1 レーンのスタートラインは原則として直線上におくものとする。そのスタートラインの位置は、もっとも外側のレーンのスタートライン(400mのレース)がバンク傾斜度 12 度以下の場所としたうえで確定する。

周回トラックにおけるすべてのレースのフィニッシュラインは、第 1 レーンに設けたスタートラインを延長し、各レーンラインに直角に引く。

コメント:トラックのマーキングに使用する色は、WA 陸上競技施設マニュアルに含まれるトラックマーキングプランに示される。

第 43 条 トラック競技におけるレーンの抽選 (Rule 215)

予選

1. 室内競技会のラウンド数、各ラウンドにおける組数、各ラウンドの予選通過者の決め方は、特別な事情がない限り、 つぎの表を使用する。トラック競技で次のラウンドへの進出は、順位(P および記録(T)と表示される。

60m

Declared First Round Second Round Semi-Finals

Entries Heats Place Time Heats Place Time Heats Place Time

9-16	2	3	2		
17-24	3	2	2		
25-32	4	3	4	2 4	
33-40	5	4	4	3 2	2
41-48	6	3	6	3 2	2
49-56	7	3	3	3 2	2
57-64	8	2	8	3 2	2
65-72	9	2	6	3 2	2
73-80	10	2	4	3 2	2

200m, 400m, 800m, 4x200m, 4x400m

Declared	First	Round		Seco	nd Rour	nd Semi-Finals			
Entries Heats Place Time			Heat	Heats Place Time Heats Place					
7-12	2	2	2						
13-18	3	3	3			2	3		
19-24	4	2	4			2	3		
25-30	5	2	2			2	3		
31-36	6	2	6			3	2		
37-42	7	2	4			3	2		
43-48	8	2	2			3	2		
49-54	9	2	6	4	3	2	3		
55-60	10	2	4	4	3	2	3		

1500m

Declared	First	Round	Second Rou	nd Semi-Finals		
Entries Heats Place Time			Heats Place Time	Heats Place	Time	
12-18	2	3	3			
19-27	3	2	3			
28-36	4	2	1			
37-45	5	3	3	2	3	3
46-54	6	2	6	2	3	3
55-63	7	2	4	2	3	3

次の代替表は、それぞれの表に示されている特定のクラスまたはクラスの組み合わせに使用される。以下の表で完全にカバーされていないクラスの組み合わせについては、通常、上記の通常の表が適用される。それ以外の場合、適切な表は技術代表によって決定される。

60m (T11-12) - 8 Lanes

	First Round			Second Round			Semi-Finals			
Heats	Place	Time	Heats	Place	Time	Heats	Place	Time		
2	1	2								
3	1	1								
4	1	4				2	1	2		
5	1	7				3	1	1		
6	1	6				3	1	1		
7	1	5				3	1	1		
8	1	8	4	1	4	2	1	2		
	2 3 4 5 6 7	Heats Place 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1	Heats Place Time 2	Heats Place Time Heats 2 1 2 3 1 1 4 1 4 5 1 7 6 1 6 7 1 5	Heats Place Time Heats Place 2 1 2 3 1 1 4 1 4 5 1 7 6 1 6 7 1 5 5 1 7 6 1 5 1 7 6 1 5 1 7 6 1 5 1 7 1 5 1 7 1 5 1 7 1 5 1 7 1 5 1 7 1 <td>Heats Place Time 2 1 2 3 1 1 4 1 4 5 1 7 6 1 6 7 1 5</td> <td>Heats Place Time Heats Place Time Heats 2 1 2 3 1 1 4 1 4 2 5 1 7 3 6 1 6 3 7 1 5 3</td> <td>Heats Place Time Heats Place Time Heats Place 2 1 2 3 1 1 4 5 1 2 1 2 1 3 1 1 3 3 <t< td=""></t<></td>	Heats Place Time 2 1 2 3 1 1 4 1 4 5 1 7 6 1 6 7 1 5	Heats Place Time Heats Place Time Heats 2 1 2 3 1 1 4 1 4 2 5 1 7 3 6 1 6 3 7 1 5 3	Heats Place Time Heats Place Time Heats Place 2 1 2 3 1 1 4 5 1 2 1 2 1 3 1 1 3 3 <t< td=""></t<>		

200m, 400m, 800m (T11-12) - 6 Lanes

Declared First Round					Secon	d Round	Semi-F		
Entries	Heats	Place	Time	Heats	Place	Time	Heats	Place	Time
4-6	2	1	1						
7-9	3	1	0						
10-12	4	1	2				2	1	2
13-15	5	1	1				2	1	2
16-18	6	1	0				2	1	2

1500m (T11-12) - 6 Lanes Second Round Semi-Finals Declared First Round Entries Heats Place Time Heats Place Time Heats Place Time 3 6-10 2 1 11-15 3 1 2 16-20 2 1 3

注意:上記の予競技者続きは、6レーンの楕円トラックおよび/または8レーンのストレートトラックのみ有効である。

コメント:6 レーンしかないトラックを持つ屋外競技会では、このルールはシードと予選通過条件に使用することができる。

レーンの抽選

- 2. 一つの曲走路を全面的にあるいは部分的にレーンを用いる全ての種目で複数のラウンドが行われる場合、次の三つのレーン分けが行われる。
- (a) ランキングの上位 2人の競技者または 2チームが一番外側の 2レーン。
- (b) 3番目と4番目のランクの競技者またチームが次の2レーン。
- (c) 残りの競技者またはチームが内側に残ったレーン。
- (d)ここで使われるランキングはつぎのように決定される。
- (e) 予選ラウンドの場合、決められた期間中に達成した自己記録のリストを利用する。
- (f) 最初のラウンド後は、第 21 条 3(a)の手続きで、800m競走では第 21 条 3(b)の手続きにより行う。
- 3. その他の種目の場合、レーン順は第 21 条 4、および第 21 条 5 に従って決定をする。

コメント:トラックのレーン構成が異なる場合、使用するテーブルは、競技会の特定の技術規定に適合するか、技術代表 または主催者によって適合される必要がある。

第 44 条 スパイクの長さ (Rule 216)

競技用靴の靴底または踵から突き出した部分の各スパイクの長さは 6 mm(あるいは競技会の主催者が要求した長さ)を超えてはならず、第6条4に定める寸法の上限に従う。

第 45 条 リレー競走 (Rule 218)

リレー競走の実施

- 1. 4×200mリレーの場合、すべての第 1 走者と第 2 走者の第 1 曲走路において第 42 条 6 に述べたブレイクラインの手前までは、各自のレーンを走る。第 2、第 3、第 4 走者は、彼らのテイク・オーバー・ゾーンの外側から走り出してはならず、ゾーンの中からスタートしなければならない。
- 2. 4x400mリレーの場合、第42条6(b)に従う。
- 3. 4×800mリレーの場合、第 42 条 6(c)に従う。
- 4. リレーにおいて、競技者がレーン内で 2 つまたは 3 つの曲走路を走った後、ストレートに入った時点で各レーンを離れることが許されている場合、工階段状スタートのレイアウトは、規則 42.6 (c)に記載されている。
- 5. 4×200mリレーの第 3・第 4 走者、4×400mリレーおよび 4×800mリレーの第 2・第 3・第 4 走者として待機している競技者は、担当役員の指示のもと、各自のチームが直近の曲走路に進入したのと同じ順番で(内側から外側へ)待機する。接近する競技者がこの地点を通過したならば、待機順を維持しなければなら、テイク・オーバー・ゾーンの起点において待機順を交換してはいけない。この規則に従わなければ、当該チームは失格とする。

注意: 室内のリレー競走は、狭いレーンのために、屋外のリレー

競走よりも衝突や非意図的妨害が非常に生じやすい。それゆえ、可能ならば空きのレーンが各チームの間にあることが望ましい。

第 46 条 走高跳 (Rule 219)

助走路および踏切場所

- 1. 移動式の助走用マットを使用する場合は、踏切場所の水平に関する規則の内容はマットの上部表面をして水平かどうか解釈する。
- 2. 助走路の最後の 15mが第 26 条 3、第 26 条 4 および第 26 条 5 に適合していれば、競技者は周回トラックのバンクから助走を開始してもよい。

第 47 条 長さの跳躍 (Rule 221)

助走路

助走路の最後の 40mが第 27 条 1 および第 27 条 2 に適合していれば、競技者は周回トラックのバンクから助走を開始してもよい。

第 48 条 砲丸投 (Rule 222)

着地場所

- 1. 着地場所は、砲丸の痕跡がつき、一方でそのはずみが最小となるような材質とする。
- 2. 観客、競技役員、競技者の安全を確保するために、必要に応じてサークルの直近から、着地区域の遠位端と両側は防止柵あるいは防護ネットで囲われていなければならない。飛来する砲丸や着地場所でバウンドした砲丸を止めるために充分なネットの最低高は 4mであるべきである。
- 3. 室内競技場の限られた空間を考慮して、防止柵によって囲まれた場所は 34.92 度の扇形全部を含む広さでなくてもよい。次の条件はそのような制限に適用する。
- (a) サークルから投げる方向の側の防止柵は、男女の世界記録より500 mm離れていればよい。
- (b) 両側の扇形ラインは、34.92度の扇形の中心線と左右対称にする。
- (c) 扇形ラインをサークル中心から 34.92 度の角度で放射状に引いて完全なる着地場所を設けてもよいが、もう一つ の方法として両側のラインを中心線に平行にしてよい。ラインを平行にするにあたっては、双方のライン間の距離は最小 9mでなくてはならない。

コメント: 両側の停止障壁/保護ネットは、サークルから 8m 以内で始まるようにサークルに向かって延長し、これらの延長の長さについては、ネットの高さを少なくとも 5m にすることが推奨されている。

4. 座位砲丸投競技の場合は、ストップボードは必要ない。これらのクラスでは、屋内の適当な場所に可動式の台を使用することを認める。

砲丸の構造

5. 着地場所(第 222 条 1 参照)の構造によって、砲丸は硬い金属か、金属をかぶせたもの、あるいは適切な詰め物をした軟らかいプラスティックまたはラバーで覆ったものとする。両タイプの砲丸を同一の競技会で使用することは認められない。

硬い金属または金属をかぶせた砲丸

6. これらの砲丸は、屋外の砲丸投に関する第31条4、第31条5の仕様と同一とする。

プラスティックまたはラバーで覆った砲丸

7. 砲丸は、通常のスポーツホールの床に着地しても破損しないように、軟質のプラスチックまたはゴム製のケースに適当な充填物を入れたものでなければならない。形状は球形で、表面の仕上げは滑らかでなければならない。

製造者向け情報:平滑であるためには、表面の平均高さが 1.6µm 以下、すなわち粗さ番号 N7 以下であること。 砲丸は以下の仕様に適合するものとする。

8. 砲丸は以下の規格による。

Shot									
Minimum weight for admission to competition and acceptance of a									
Record	2.000kg	3.000kg	4.000kg	5.000kg	6.000kg	7.260kg			
Information for manuf	Information for manufacturers								
Range for supply of	2.005kg	3.005kg	4.005kg	5.005kg	6.005kg	7.265kg			
implement for competition	2.025kg	3.025kg	4.025kg	5.025kg	6.025kg	7.285kg			
Minimum Diameter	80mm	85mm	95mm	100mm	105mm	110mm			
Maximum Diameter	110mm	120mm	130mm	135mm	140mm	145mm			

第6部-道路競走

第 49 条 道路競走 (Rule 240)

前文

競技場の外で行われる大量参加型競技の場合、これらの規則は、通常、エリートまたはその他の定義されたセクションのレースに参加すると指定されている競技者、例えば、賞や賞金のための順位が設定されている年齢別カテゴリーなどに参加する競技者にのみ、完全に適用されるべきである。レース組織委員会(LOC)は、他の競技者に提供される情報の中で、他のルールが競技者の参加に適用されるもの、特に競技者の安全に関するものを概説しなければならない。

距離

1. 男女の標準となる距離は 10 km、ハーフマラソンおよびマラソン(42 km 195)とする。

コース

2. 道路競走は公認長距離競走路を走る。交通量やそれと同じような事情で不適当な時は、走路を正しく表示して外側に沿う自転車道や歩道を走ってもよいが、芝生地やそれに類する柔らかい土ではいけない。スタートとフィニッシュ地点は競技場内におくことができる。

注意 i 標準距離の道路競走においては、スタートとフィニッシュの 2 点間の直線の距離は、そのレースの全距離の50%以下とする。

注意 ii レースのスタート、フィニッシュ、その他のいかなる区間も、芝その他の未舗装路で行うことができる。ただし、こうした区間は最小限にとどめる。

コースは競技者の使用が許される道路として区分されている場所の最短距離を測定する。コースの長さは種目の公式 距離より短くてはいけない。

IPC ゲームズおよび IPC 競技会(パート B 3.1.2 (a) and (b)参照)においては、測定線を他のマーキングと間違えないように特有の色でコースに沿ってマークされているべきである。

IPC ゲームズおよび IPC 競技会(パートB 3.1.2 (a) and (b)参照)における測定誤差許容範囲は、全長の 0.1%(すなわち、マラソンは 42m)より長くなってはならず、コースの長さは、WA 公認コース計測員によって事前に確認されているべきである。

注意 i 測定は「自転車の回転測定器」によって行わなければならない。

注意 ii 後日再計測した際にコースの距離が短かったということのないようにするため「コース短小防止ファクター」をとり入れて測定することが望ましい。自転車による計測の場合、このファクターは 0.1%とし、各 1 kmの計測を 1,001mとして測定する。

注意 iii レース当日にコースの一部をセフティコーンやバリケードなどによって区分する場合、それらの設置場所については、測定が行なわれる時期までに決定し、その決定を書面にして、測定報告書に記載しなければならない。

注意 ▽ コースの測定証明書は5年間有効で、その後はコースに変更がなくても再計測しなければならない。

- 1. The distance in kilometres on the route shall be displayed to all athletes.
- 4. 走路の途中距離は、kmで競技者に表示しなければならない。

スタート

5.レースは信号器、大砲・エアホーン、その他類似の機器の発射で開始する。その合図は 400mを超える競走で用いる方法で行う。参加者の多いレースでは、スタート 5 分前、3 分前、1 分前の合図をすべきである。「位置について(On your marks)」の合図で、競技者は LOC が定めた方法でスタートラインに集合しなければならない。スターターは競技者の足や体の一部または前輪(クラス T33-34、T51-54)がスタートラインやその前の地面に触れていないことを確認したうえで、レースをスタートさせなければならない。

コメント: 中・長距離のトラック種目同様に、競技場外種目でも、スターター及び審判長は、スタート規則の不正スタートの適用にあたり、過剰にならよう強調される。道路競走やその他の競技場外種目で、スタートの呼び戻しは困難であり、 どんな場合でも大規模な参加者に対しては実用的ではない。しかし、明確かつ故意の違反がある場合、審判長は、レ ース中またはレース後に個人に関する適切な措置を検討することを躊躇してはならない。しかし、主要競技会で、スタート・メカニズムが誤動作し、タイミング・システムがスタートしなかった場合、呼び戻しが最良の選択肢となる可能性もある。

注意(i)道路競技では、立位競技者は一緒にスタートをきることができるが、着順は各種目の競技クラス毎の記録に従い決定する。

注意(ii)道路競技では、車いす競技者は各種目ごとに技術代表が決定した方法に従いスタートするが、着順は各種目の競技クラス毎の記録に従い決定する。

注意(iii): 車椅子道路競技のシードは競技クラス、シードタイム、性別によるものとする(すなわち、T54/34 人の男性は最前列、T54/34 人の女性、T52/33/51 人の男性、T52/33/51 人の女性の順にシードされるべきである)。各競技クラスの種目・区分のスタートは最低でも30秒の間隔をあけるものとする。

注意(iv):各競技クラスの競技会/区分のシード・グリッドは、1番目のシード競技者をグリッドの最前列の中央に置き、2番目と3番目を右と左に、4番目と5番目を右と左に配置する(図23参照)。

コメント IPC ゲームズと IPC 競技会および WPA 認定競技会(3.12 a~c)では、少なくとも事前に決められた期間において競技者が達成した最高有効記録を元にシーディングを行なうべきである。この期間は、競技会規則やエントリー条件や基準を定めた文書に明記されるものとする。このような定められたものがない場合、技術代表と組織委員会が協議の上、シード方法を決定する。

Figure 23 - Example of Seeding Grid for Wheelchair Road Races

コメント: ハーフマラソンやマラソン、実際にはどんなマスロードレースでも、スタート位置を決めることは戦術的にはそれほど重要ではないが、競技者にとっては適切な認識が与えられることが重要である。上記は一例であるが、最初の2列の重要性が最も重要である。

フィニッシュ

6. 競技クラス T11、T12 の競技者がガイドランナーと競うレースでは、競技者はガイドランナーの前でフィニッシュラインを通過しなければならず、そうでない場合は失格となる。

安全

7. 道路競走の組織委員会(LOC) は、競技者および競技役員の安全を確保しなければならない。IPC ゲームズおよび IPC 競技会(パート B3.1.2 (a) and (b)参照)に該当する競技会では、LOC は道路を全面車両通行止にして、自動車の通行を遮断しなければならない。

水・スポンジおよび飲食物供給所

8.車いす種目を除き

- (a) 水その他の飲食物はスタートとフィニッシュ地点に用意しなければならない。
- (b) 全ての種目において、約 5 km間隔で給水所を設けるものとする。10 kmを超える種目の場合、水以外の飲食物も給水所で提供することができる。

注意 i 種目の特性、気象条件、大多数の競技者の健康状況を踏まえ必要性が認められる場合、競技ルート沿いに一定間隔でより多くの水・飲食物供給所を設けることができる。

注意 ii 気象状況によっては体勢が整えられる場合に、ミストステーションも用意して良い。

コメント ミストステーションを設置する場合、濡れずに走りたい競技者もいるため、コースの幅全体を覆わないようにする。多くの車いす競技者は、ハンドリムやグローブが濡れることで推進力を妨げることを防ぐために、ミストステーションで濡れることを好まないことに注意が必要である。

- (c) 飲食物には、飲料、エネルギーサプリメント、食品、その他の水以外のものを含めることができる。組織委員会 (LOC) は、状況に基づいてどの飲食物を提供するかを決定する。
- (d) 飲食物は通常、組織委員会(LOC) が提供するが、組織委員会(LOC) は競技者が自分で飲食物を用意することを認めることができる。その場合、競技者は、どの供給所で自分の用意した飲食物を受け取るか指定しなければならない。競技者が用意した飲食物は、その競技者または代理人によって預けられた時から組織委員会(LOC) によって任命された役員監視の下で管理しなければならない。これらの役員は、預けられた飲食物が取り替えられたり、何らかの異物が混入されたりすることのないよう管理しなければならない。
- (e) 組織委員会(LOC) は、柵やテーブルを置いて、または地面に印をつけることによって、飲食物を受け取れる区域を示さなければならない。その区域はコースの計測線に直接かかるべきではない。飲食物は、競技者が手に取りやすい場所、あるいは、許可された者が競技者に簡単に手渡せる場所に置くものとする。競技者に手渡す者は所定の区域内にとどまるものとし、コースに入ったり、競技者を妨害したりしてはならない。いかなる状況にあっても、飲食物や水を摂る際、競技役員や承認された者であっても競技者と並んで移動してはならない。
- (f) IPC ゲームズと IPC 競技会および WPA 認定競技会(3.12 a~c)においては、各加盟団体(チーム)最大 2名の役員が所定区域で同時に待機できる。
- [注意] 一つの国から 4 人以上の競技者が参加する種目では、競技注意事項等で、その各加盟団体(チーム)の飲食物供給所に役員を追加することを認めてもよい。

コメント 2011 年に採択された第 49 条の改正には、論理的で実務に沿った場外競技に関する規則内の規定の調和が 含まれていた。その結果、この規則では初めてチーム役員とリフレッシュメントテーブルを対象とした具体的な規定が設けられた。

- (g) スタート地点から持っているか、主催者が設置した供給所で手に取るか手渡されたものである限り、競技者/ガイドランナーはいつでも水または飲食物を手に持って、あるいは身体に取り付けて運ぶことができる。
- (h)競技者/ガイドランナーが医学的理由または競技役員の指示によらずに主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長は、それが 1 回目の違反であれば警告とし、通常はイエローカードの提示によりこれを知らせるべきである。2 回目の違反があった競技者は失格させ、通常、レッドカードを提示する。失格となった競技者は速やかにコース外に出なければならない。i) ガイドランナーは、オフィシャル・ステーションからガイドされた競技者のために軽食を回収することができるが、軽食を受け取ったり回収したりすることができるエリア内で競技者に渡してはならない。ガイドランナーは、指定されたエリア外の競技者やガイドランナーに軽食を渡してはならない。

注意:アスリートやガイドランナーは、スタート時から運ばれてきたもの、オフィシャル・ステーションで回収・受領したものに限り、他のアスリートやガイドランナーから軽食や水、スポンジなどを受け取ったり、他の競技者やガイドランナーに渡したりすることができる。ただし、競技者やガイドランナーがこのような方法で継続的に他の競技者やガイドランナーをサポートすることは、不当な援助とみなされ、上記の警告や失格が適用される場合がある。

コメント ここで注意しなければならないのは、リフレッシュメントの受け取りは指定されたエリア内で行わなければならず、指定エリア外でガイドランナーが競技者に渡してはならないということである。

車椅子の選手(競技クラス T33-34、T51-54)は、リフレッシュメントを持参してもよい。

注意:組織委員会(LOC) は、視覚障害のある選手(クラス T11~13)や上肢障害のある選手(クラス T45~46)に飲み物を提供する際に、安全上の問題があることを役員が認識していることを確認し、関係するすべてのアシスタントに適切なトレーニングが行われていることを確認しなければならない。

レース管理

- 9. 道路競走で競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより走行距離が短くならないことを条件に示されたコースを離れることができる。
- 10. 審判長が監察員や他の審判員、またはそれ以外の大会関係者の報告により競技者がコースをはずれ距離を短くしたと判定した場合、競技者は失格となる。

コメント: フィニッシュエリアは、複数のランナーが並んで走れるように十分広く、フィニッシュでランナーを分けるのに十分な長さでなければならない。トランスポンダータイミングシステムをバックアップシステム(ビデオ録画など)と一緒に使用してフィニッシュ順を確認しない限り、フィニッシュレーン(ファンネル)は、最大幅のフィニッシュラインの約8~10メートル後で幅は0.70-0.80mに設定する必要がある。ファンネル入るとアスリートは互いに追い越し禁止とする。ファンネルは35-40mの長さにして、アスリートがフィニッシュラインを通過するときにそこに入るようにする。各ファンネルの最後に、役員は競技者の番号/名前を記録し、該当する場合はトランスポンダーのタイミングチップを回収する。ファンネルには、競技者が入る端に移動可能なロープが必要である。これにより、1つのレーンが満杯になったときに、次のフィニッシャーが新しいフィニッシュレーンに入ることができるように、次のロープを最後の競技者の後ろに引くようにする。決勝審判員と計時員はさらにフィニッシュラインのどちらかの側に配置され、着順に関連する抗議をフォローアップするために、ビデオ記録装置を備えた審判員(可能な場合はタイミングクロックが見えるところ)を競技者がフィニッシュラインを通過する順序を記録するために、フィニッシュラインの数メートル後に割り当てて配置する。

11. 監察員は等間隔で配置し、重要な場所にも配置しなければならない。その他の監察員はレース中コースに沿って移動し、監察を行う。

コメント: 第 49 条の関連する側面を適用するときに最初に警告を発する慣行に従い、該当する場合、第 7 条 2 と第 7 条 3 は実装に困難をもたらすが、機会が生じた場合、審判長はそうする必要がある。コースまたは飲食物供給所の審判員が審判長補佐として指定されていること、および警告と失格の効果的な調整を確実にするために審判長と相互に連絡していることが 1 つの選択肢である可能性がある。ただし、第 7 条 2 の注記に従って、警告が出されずに失格が発生する可能性がある。トランスポンダータイミングシステムを使用していない場合、または追加のバックアップ記録システムが必要な場合は、第 49 条 10 の解説に記載されているようなファンネルシステムを使用することをお勧めする。

12.LOC は、各競技クラスの競技者を区別する番号付きビブスを提供するものとする。

13.道路競走に参加する競技クラス T11-12 の競技者は、2 名までガイドランナーをつけることができる。ガイドランナーの交代は、他の選手の邪魔にならないようにしなければならず、マラソンでは、10km、20km、21.1km(中間地点)、30km 地点、ハーフマラソンでは、10km 地点、10km レースでは 5km 地点のいずれかで行ってよい。

注意(i):組織委員会(LOC)により、レースが全体的に日中の良い状態で行われるようにすることを強く推奨する。

注意(ii):ガイドランナーの交代があった場合、成績が認定されるためには、競技者と交代したガイドランナーの両方が 競技を終了する必要がある。

注意(iii)コース設定次第では、技術代表と組織委員会(LOC)が決定すれば別の地点で交代を行ってもよい。その場合、交代地点はレースに先立って適切なスケジュールで競技者へ通知しなくてはならない。

14.ガイドランナーの交代の意向は、事前に審判長及び技術代表に通知すること。競技役員は、交代の条件を決定し、 それを事前に競技者に伝える。

注意:技術的な取り決めが行われた後に交代が行われなかった場合、その選手はレースから失格とする。

ドラフティング

(Sport Classes T33-34, T51-54)

15. パート B-3.1.2 における WPA 公認競技会で、競技クラス 33-34、T51-55 が一緒に競技を行なう場合、異なる競技 クラスまたは性別の競技者の後ろについてドラフティングすることは禁止されている。競技者は,エンジンのついた車両 あるいは自転車の後ろを走行しドラフティングすることも禁止されている。本規則に違反した場合、関係する競技者は 失格となる。

注意(i):ドラフティングとは、5m 以内の距離で他の競技者を 1 分間追いかけて、パフォーマンスの優位性を求めることと定義される。

注意(ii): 道路競技では、競技クラス T53と T54を 1 つのクラスとみなす。第 49条 15 は適用されない。

第7部-抗議と上訴

第50条:抗議と上訴 (Rule 146)

本章に定める抗議および上訴に関する規定は、クラス分けやドーピング防止に関する問題には適用されない。かかる問題はそれぞれ世界アンチ・ドーピング規定およびWPAクラス分け規則および規程に基づいて取り扱う。

抗議

- 1 競技会に参加する競技者の資格に関する抗議は、競技会の開始前に技術代表になされなければならない。技術代表の決定に対し、ジュリーに上訴できる。競技会が始まるまでに解決しない場合は、その競技者は「抗議中」の状態で競技に参加することが許され、その抗議は、IPC に付託しなければならない。そのような場合、WPA は、競技が終了した後、競技者の立場を最終的に決定する権利があり、結果は遡及的に調整される場合がある。
- 2.競技の結果または競技実施に関する抗議は、その種目の結果の正式発表後 30 分以内に行わなければならない。 主催者は記録発表の時刻を記録しておかなければならない。

コメント: 通常、これは TIC で、または競技規則に示されているように、結果が(公表された結果シートに記載された時間で)公表されたときに 30 分が始まることを意味する。

ジュリー秘書は、プロセスを「管理」する。いない場合は TIC の誰かが管理する。つまり時間制限が守られていることの確認、該当審判長との話し合いの手配などである。

3. 競技の結果または行為に関するいかなる抗議も、競技者自身または代理人あるいはチームを公式に代表する者から審判長に対して口頭でなされなくてはならない。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り抗議することができる。公正な判定を下すために、審判長は自身が必要と考える利用可能な証拠(公式ビデオで撮影された映像や写真、またその他のあらゆる入手可能なビデオ映像証拠を含む)を考慮すべきである。審判長は、その抗議に結論を下すことも、ジュリーに付託することもできる。もし審判長が結論を下したとしても、ジュリーに上訴することができる。審判長がその場にいない、あるいは参加できない場合の抗議は、テクニカルインフォメーションセンターあるいは公式の競技会管理が行われている管理基盤を通して行うべきである。

4. トラック種目で、

- (a) 不正スタートを告げられたことに対して直ちに口頭で抗議をした場合、トラック審判長は、不正スタートであったと少しでも確信が持てないとき、その権利を留保するために自分の裁量で、抗議中として競技者が競技することを許可できる。WA が承認したスタート・インフォメーション・システムにより不正スタートの判定が下された場合、当該競技者は競技を継続することはできない。ただし、スタート・インフォメーション・システムが明らかに不正確であると審判長が判断した場合はこの限りでない。
- (b) レース後の抗議は、スターターが不正スタートであったにもかかわらずリコール(呼び戻し)できなかった場合、または第17条5の行為があったにもかかわらずスタートの中止ができなかったことを理由に行われる。その抗議はそのレースを走り終えた競技者本人、またはその競技者の代理者からのみ行うことができる。抗議が認められる場合、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、第17条5、第17条7、第17条8の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分の可能性のあるなしにかかわらず、審判長は、当該種目の全部または一部の競技を無効とする権限を有し、かかる全部または一部の競技をやり直すことが公正であると審判長が判断した場合は再レースを行う。

注意:第 50 条 4(b)における抗議および上告の権利は、スタート・インフォメーション・システムが使われている、いないに拘わらず適用される。

(c) 不正スタートとして誤って競技から除外された競技者による抗議や上訴がレースの後に認められた場合、記録を残すために走る機会が与えられる。その結果によっては、次のラウンドに進むことができる。審判長かジュリーの何らかの決定か特別な状況(例:次ラウンドまでの時間が短かすぎたり、レースの間隔が短すぎるような場合)でない限り、いかなる競技者も全ラウンドで競技をしないで次のラウンドに進むことはできない。

注意:この規則は審判長やジュリーが適用するのがふさわしいと考えた時に適用することができる。〔参照 第 18 条 2〕

(d)レースを終了しなかった競技者またはチームによって、あるいはそれらに代わって関係者から抗議がなされた場合、 審判長は最初に、当該競技者またはチームがその競技会で当該抗議以外の他の事由によって失格となっていないか 確認しなければならない。失格となっている場合は、その抗議は却下されなければならない。 コメント:スタート審判長が、不正スタートを課せられた競技者による現地での口頭抗議を裁定するときは、利用可能なすべてのデータを考慮しなければならず、競技者の抗議が妥当である可能性がある場合に限り、競技者は抗議中(UnderProtest)の立場で競技することが許される。そのレース後、審判長により最終決定がなされなくてはならないが、その決定に対し競技者がジュリーに上訴することが可能である。しかし、誤解のないようすべきであるが、不正スタートが、正常に動作している SIS によって感知された場合、及びその競技者に不正スタートの責任があることが視覚的に明らかであり、抗議を認める理由がない場合には、抗議中の立場で競技することを認めてはならない。

これらの規則は、スターターが不正スタートを呼び戻せず走らせてしまった場合だけでなく、スターターが(不適切行為等があったにもかかわらず)適切にスタートを中止できず走らせてしまった場合にも適用される。どちらの場合も、審判長は、それぞれの事案に関わるすべての要素を考慮し、レース(全員またはその一部人数で)を再度実施する必要があるかどうかを判断する必要がある。極端な状況の 2 つの例を挙げると、フィニッシュした競技者が、不正スタートしたにもかかわらずリコール(呼び戻し)がなかったとしても、マラソンでは再レースは論理的ではないし、不要である。しかし、短距離種目で不正スタートしたにもかかわらずリコール(呼び戻し)がなかったことで他の競技者のスタートやレースに影響を与えた場合は、再レースを不要とは言えない。

一方、予選において、スターターが不正スタートを呼び戻せず走らせてしまったか、スターターが(不適切行為等があったにもかかわらず)適切にスタートを中止できず走らせてしまったことで、1 人もしくはそれ以上の競技者が不利益を被ったことが明らかな場合、審判長は、被害を被った競技者だけに再レースの機会を与えるという決定をすることができる。その場合、進出条件も決定できる。

規則 50 条 4(c)は、競技者が間違って不正スタートを課せられ、レースから除外されてしまった状況を想定している。

- 5.フィールド種目で、もし競技者が無効試技と判定されたことに対し、ただちに口頭の抗議を行った場合、審判長は疑義があると考えたら、該当する事項を保全するためにその試技を計測、記録させることができる。
- (a) 距離を競う競技種目において、もし抗議に該当する試技が、8 人を超える競技者が競技する前半の 3 ラウンドで発生した場合で、抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、その競技者はそれ以降のいかなるラウンドへ進むことができる。
- (b) 高さを競う競技においては、その抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、次の高さに進むことができる。審判長は、無効試技の判定に少しでも確信が持てないとき、関連するすべての権利を保全するため、抗議中として競技者に競技継続を認めても良い。

コメント: 審判長が、自身の肉眼による監察、またはビデオ審判長から受け取った助言により、審判員の判定が正しいと 確信している場合、競技者が抗議中として競技を継続することを許されない。

しかし、現場での口頭抗議の対象である試技の測定(距離の保全)を命じるかどうかを検討するにあたり、

- (a) 審判長は、ルールの明確な違反があった場合、例えば、走幅跳で、問題の選手が粘土板に明瞭な痕跡を残していたり、投てき種目で、投てき物が角度線の明らかに外側に落下した場合には、記録の保全をすべきではない。
- (b) 審判長は、多少でも判定に疑念がある場合には常に(競技会の進行を遅らせることなく直ちに)記録の保全をおこなうべきである。

ピンまたはプリズムを持った落下域担当の審判員が、(投てき種目で投てき物が完全に角度線外に落下した場合を除き)旗を持った審判員が赤旗を上げるのを見たとしても、着地地点の痕跡をどんな時でも(記録の保全に備えて)常にマークしているとき、この規則が十分に理解されているといえる。競技者による現場での口頭抗議だけでなく、旗を持った審判員が誤って、または偶発的に、間違えた色の旗を上げてしまう可能性もある。

6. 抗議対象となった競技の成績や当該競技者が抗議中として競技した結果得られた成績は、審判長がこれを有効と 認める判断を下すか、上訴が行われジュリーがその主張を認めた場合に限り、有効となる。

フィールド競技において、口頭抗議が認められるか認められないにかに関わらず、抗議中として競技を行なった競技者がいて、抗議が認められれば競技を続けることができないはずの別の競技者も競技を続けることが認められた場合、抗議中扱いの競技者の記録が裁定によって有効になったとしても、競技継続が認められた競技者の記録や最終成績は有効となる。

プロテストアピール(抗議結果への上訴)

- 7. ジュリーに上訴する場合は次のいずれかの時点から30分以内とする。
- (a) 審判長の裁定により当該種目の結果が変更された場合は、その結果が公式に発表されたとき。
- (b) 結果が変更されなかった場合は、抗議者に対してその旨の通知が行われたとき。

上訴は競技者、競技者の代理人、または責任ある NPC 役員によって署名された文書で、預託金 200 ユーロまたは相当額を添えなければならない。この預託金は、上訴が受け入れられなかった場合は没収される。上訴に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチーム(または、チーム得点対抗の競技会で競技しているチーム)に限り上訴することができる。

注意: 当該審判長は抗議に対する裁定を下した後、直ちにTICに対して裁定の時刻を通知しなければならない。審判長が当該チーム・競技者に対して口頭で裁定を知らせることができなかった場合は、TICで訂正された結果もしくは裁定結果を掲示した時刻をもって、公式発表が行われた時刻とする。

- 8. ジュリーは、審判長の決定をジュリーが十分に支持している場合を除き、当該審判長やすべての関係者から聞き取りをしなくてはならない。もしジュリーが納得できない場合は、他の証拠についても考慮する。もし、入手可能なあらゆるビデオ記録を含む証拠でも結論が出ない場合は、審判長の裁定が支持される。
- 9. ジュリーは、新たに決定的な証拠が提示された場合、新たな決定に変更可能な状況であれば決定を再考しても良い。 決定の再考は通常その種目の表彰の前までに行われるものとする。ただし、統括団体が、その後であっても状況が許されると判断する場合はその限りではない。

コメント: ある特定の状況において、審判員(規則 2.14.2)、審判長(規則 2.13.6)およびジュリー(規則 50.9)は、そうすることが依然として適用可能で実用的であるなら、それぞれが、決定を再考できる。

- 10. 競技規則でカバーできない点に関する決定は、ジュリーの議長から WPA 代表者へ報告しなければならない。
- 11. ジュリーの決定(上訴審判員をおかない競技会や、上訴がジュリーにまで上がらなかった場合においては、審判長の決定)が最終のものであり、CAS(スポーツ仲裁裁判所)に対するものを含めて、更なる上訴の権利はない。

コメント:上訴があった場合、預託金(€200 または同等の現地通貨)は、表彰式の後まで保管される。これにより、ジュリーが抗議者の権利が尊重されるという決定を再検討する場合、および元の決定を変更する決定が行われた場合、預託金をジュリーに返還するよう要求する必要がある。

WPA 承認競技会での紛争手続き

WPA 競技会承認プロセスの一環として、LOC は WPA の指名された代表者と協議して、WPA 認定競技会での抗議および抗議の異議申し立ての手順に該当しない紛争の具体的な紛争解決手順を規定することができる。(PartB-3.1.2 参照)。

特定の競技会の紛争手続きに関する情報については、それぞれの競技会マネージャーや WPA 技術代表に連絡する。

第8部 世界記録とエリア記録

第51条 世界記録とエリア記録 (第260、261条)

WPA 世界記録およびエリア記録の申講手続きに関する詳細は WPA ウェブサイト参照のこと。

www.worldparaathletics.org

コメント: ウェブサイトには、記録の現在の申請書が含まれている。

提出と承認

- 1 WPA 世界記録およびエリア記録は、WPA 認定競技会で Part B 4 で定義された有資格競技者(リレーの場合は全競技者)によって達成された場合にのみ認められる。
- a) ステイタスが確定(ステイタス C)の競技者
- b) ステイタスが再審査扱い(ステイタス R)記録を達成した日よりもあとに固定された再審査結果のある競技者
- 2 第 4 条 7、4 条 8 の条件下で行なわれたフィールド種目と第 49 条の条件下で競技場外実施された競技会を除いて、競技者の記録は、男女混合の競技で樹立されたものは承認されない。

注意:女性のみの道路競技の記録は、第51条22に規定された条件を必要とする。

- 3 屋外世界記録および屋外エリア記録が WPA により承認される。
- 4 世界記録およびエリア記録を樹立した競技者は、本規則のもとで競技する有資格者で、かつ IPC 加盟団体の管轄下にいなければならない。そして、すべての規定は、競技会で正式に遵守されている必要がある。
- 5 WPA 承認競技会(Part B 3.1.2 参照)を担当する任命された WPA 技術代表は、以下についてあらゆる手続き要件が満たされていることを承認する。
- 6 記録が新記録あるいはタイ記録だった場合、結果を集約している国内統括団体が遅滞なく、記録公認に必要なすべての情報を WPA に提出しなければならない。WPA が認定するまで、その記録は新記録あるいはタイ記録とはならない。主催団体は直ちに WPA に対して記録申請する意思があることを伝える。

注意:国内統括団体は規則上、該当種目に参加した競技者の所属する認定された団体にこのことを通知する。これはNPC、NF あるいは国内のパラ競技の団体が行う。

- 7 記録は、その種目の既存の記録よりもよいか、同じでなければならない。もし記録が等しいならば、その記録は従前の記録と同等の位置づけとして扱われる。
- 8 WPA への WPA 記録申請書は 30 日以内に、記入し WPA オフィスに送付する。申請用紙は WPA オフィスに申し込めば入手可能であるが、WPA のウェブサイトからもダウンロードすることができる。

注意: WPA 記録申請書は WPA 承認競技会(Part B - 3.1.2 参照)で達成された記録にも必要である。

- 9 記録が樹立された国の国内統括団体は、WPA 記録申請書に次のものを添付しなければならない。
- a) 大会のプログラム
- b) 当該種目の全記録
- c) 写真判定装置を使用していれば、判定写真とゼロコントロールテストの写真(800m までのトラック種目と 4x400m)
- d) その他規則上必要とされる資料
- 10 WPA 世界記録およびエリア記録は、以下の競技会で達成された場合に承認される。
- a) IPC アンチドーピング規約に従って開催される IPC 大会、IPC 競技会及び WPA 認定競技会(Part B 3.1.2 (a) (c)参照)
- b) WPA 認可競技会のうち、当該国内統括団体および WADA のドーピング防止規定に従って競技場外検査(尿だけあるいは尿と血液による)が行われている競技会

注意(i)T/F61-62 の競技者が屋外競技会で世界記録およびエリア記録を出した場合、承認のために招集所で MASH 再計測が行われなければならない。

注意(ii): WAP 世界記録およびエリア記録は、記録を達成した競技者がその時点でドーピングテストを受けていない

場合でも、承認される。

- 11 記録は、予選、同記録を解決するための追加試技、結果的に無効とされた競技もしくはその一部であっても、申請することができる。
- 12 WPA 実務部門が世界記録およびエリア記録を認定する。
- 13 記録が公認ざれたら、WPA は記録保持者に対して公式記録証明を授与する。最新の世界記録は、WPA の公式サイトに公表される。
- 14 WPA は新しい記録が公認されるたびに、記録の公認リストを更新する。このリストには、公認種目において、競技者またはチームが達成したもっともよい成績が記載され、発表の日から記録としてみなされる。
- 15 もし記録が承認されなければ、WPA はその理由を明らかにする。

細則

16 道路種目を除いて、

- a) 世界記録および地域記録は規則4に適合した陸上競技施設でつくられなければならない。
- b) 200m 以上(200m を含む)のレースの記録は、1 周が 402.3m(440 ヤード)を超えないトラックでつくられ、またその競走が、円周のいずれかの部分からスタートした場合にのみ公認される。
- c) 周回トラックで行われた種目の記録はレーンの距離計測部分の半径が 50m を超えないトラックで達成されたものでなければならない。ただし、曲走路が二つの円弧のうちのたきい方が 180 度の回転のうち 60 度を超えない場合を除く。
- d) 屋外記録は規則 15 に適合したトラックでつくられたもののみが認められる。

17 トラック種目の記録(一般レースと車いすレース)

- a) レースの記録は、計時員によって計時されるか、承認済みの写真判定システム(規則 20.20 にあるゼロコントロールテストを実施する)あるいはトランスポンダー計時システム(規則 20.25 参照)によって記録されなければならない。
- b) 800m(4×400m リレーーを含む)までの種目の世界記録および地域記録は、承認済みの写真判定システムによって記録された時間だけが申請できる。
- c) 200m までの屋外記録は、規則に示される方法で測定された風速の報告が必要である。競技者の真後ろから、平均秒速 2m を超える風力が走る方向に吹いていたと測定された場合、記録は公認されない。
- d) 規則 18.5 に競技者が違反している場合、記録は認定されない。
- e) 400m までのすべての世界記録および地域記録の公認は、WA 認可のスタートインフォメーションシステムを組み込んだスターティングブロックを使用し、反応時間が得られるように正確に機能させなくてはならない。

18. リレー競走の世界記録

リレー競技で第1走者が達成した記録は世界記録として申請することができない。

19. フィールド競技の記録

- (a) 記録は、3 名のフィールド競技審判員が検査済の鋼鉄製巻尺または高度計を使って、またはその他の科学的計測器を使って計測されたものでなければならない。使用する計測器は第 10 条の規定に基づき、正確性が確認されたものでなければならない。
- (b) 走幅跳および三段跳の記録は、規則に示される方法で測定された風速の報告が必要である。平均秒速 2mを超える風が跳躍方向へ吹いていたと測定された場合、記録は公認されない。
- (c) 記録は、もし樹立された記録が、その時点でそれまでの記録と同じか上回る場合、1 競技会で複数の記録が認められる。
- (d) 投てき種目においては、使用された用具は規則 2.11 の規定に基づき事前に検査されたものでなければならない。種目競技中に記録と同等かそれを上回る記録が達成された場合、審判長は直ちに使用された用具に印をつけ、その用具が本規則の規定に合致しているか、あるいは特性面で何らかの変更がなされていないか確認すべく検査しなければならない。通常、そのような用具は種目終了後に、規則 2.11 に基づく検査を再度実施をしなければならない。

20. 道路競走(ランニングおよび車いすレース) における記録

(a) コースは WA/ AIMS 認定の A 級もしくはB級の計測員によって計測されたものでなければならない。かかる計測

員は、WPA の要請に応じて、計測報告書および本条に定めるその他の必要な情報を確実に提供できるようにしなければならない。

- (b) スタートとフィニッシュの2点間の理論上の直線距離は、そのレースの全距離の50%以下とする。
- (c) スタート地点とフィニッシュ地点間全体の標高の減少は 1,000 分の 1 km(0.1%)、即ち 1 kmあたり 1 mを超えてはならない。
- (d) 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを持つ、しかるべき資格を有すると主催者と協議して決めた役員は、競技に先立ち、正式に計測され記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。競技中は先導車に乗り込み、競技者が同じコースを走っていることを確認しなければならない。
- (e) コースは、レース当日のできる限り直前か、あるいはレース後ただちに、できるだけ最初の計測を行った計測員とは異なるA級の WA/ AIMS 自転車計測員が再確認(再計測)しなければならない。
- [注意] 当初の計測が少なくとも2人のA級計測員、またはA級計測員1人とB級計測員1人によって行われた場合、本規則で定める確認(再計測)は必要ない。
- (f) レース中の途中距離で達成された道路競走の記録は、本規則に定める条件に合致していなくてはならない。その途中距離は、コース計測実施の際に測られ、マークされていたものでなければならず、本規則に則った確認がなされなければならない。

21.その他の記録 (Rule 265)

- a) ゲームズ(総合競技大会)、選手権大会、一般競技会等、競技会毎の大会記録は、その競技会を統括する団体や大会組織委員会により定められる。
- b) 当該競技会で風の条件を考慮しないとの規定がある場合を除き、本競技規則を適用して行われたそれまでの大会の最高記録が大会記録として認められるべきである。

22.記録が公認される種目

全自動写真判定(F.A.T.)

手動計時(H.T.)

トランスポンダー計時(T.T.)

男子

F.A.T. only: 100m; 200m; 400m; 800m; 4x100m Relay; 4x400m Relay;

F.A.T. or H.T.: 1500m; 5000m; 10,000m;

ロードレース (F.A.T. or H.T. or T.T.): 10km; ハーフマラソン; マラソン

跳躍種目: 走高跳; 走幅跳; 三段跳

投てき種目: 砲丸投; 円盤投; やり投, こん棒投

女子

F.A.T. only: 100m; 200m; 400m; 800m; 4x100m Relay; 4x400m Relay;

F.A.T. or H.T.: 1500m; 5000m; 10,000m;

ロードレース (F.A.T. or H.T. or T.T.): 10km; ハーフマラソン; マラソン

跳躍種目: 走高跳; 走幅跳; 三段跳

投てき種目: 砲丸投; 円盤投; やり投, こん棒投

ユニバーサル

F.A.T. only: 4x100m ユニバーサルリレー

注意(i):女子単独の道路競走は、男女異なるスタート時間を設けることで実施できる。その際、特にコースが同じ箇所を複数回通過するように設定されている場合は、助力、ペース調整、妨害の可能性を防ぐべく適切な時間差が設定されるべきである。

第9部メダルと賞状の授与

第52条メダルと賞状の授与

1. WPA 認定競技会においては、決勝進出者のみがメダルを受賞することができる。

リレー競技の表彰においては、各チームのメンバーのうち決勝戦で競技した 4 名とガイドランナーが表彰台に登壇するものとする。規則 23 条 10 に従い、当該競技会においてメダル獲得チームのメンバーとして競技したその他の競技者とガイドランナーには、表彰式終了後にメダルが授与される。

- 2 競技者は最終エントリー時にガイドランナーを申告するものとする。正式に指名されたガイドランナーで以下の基準を満たす者のみ、競技者がメダルを獲得した場合に一緒にメダルを受け取ることができるものとする。
- a) 視覚障害のある競技者が複数のガイドランナーを指名できる種目においては、ガイドランナーは、種目全体(予選から決勝まで)を通して伴走を務めた場合のみ、競技者とともにメダルを受け取ることができるものとする。

注意(i):フィールド競技種目におけるアシスタントはメダルを受け取ることはできない。

注意(ii): 競技者が複数のガイドランナーの利用を申告した場合、これらのガイドランナーはメダルを受け取ることができない。

b)リレー競技の表彰においては、決勝戦でメダル獲得走者の伴走を務めたガイドランナーが表彰台に登壇し、メダルが 授与される。

注意: 当該競技会において、優勝チームのメンバーとして決勝までのラウンドで競技した競技者と伴走を務めたガイドランナーには、表彰式終了後にメダルが授与される。3.視覚障害のある競技者が複数のガイドランナーを申告できる個人種目においては、トラック競技と道路競技で伴走を務めたすべてのガイドランナー(複数のガイドランナーがいる場合も含む)は、競技会における Protocol Guide)」に定める表彰方針に従って、賞状を受け取ることができる。

4. 競技会での競技クラスの変更は、競技者の競技結果、順位、記録に影響を与える可能性があり、その影響は種目によって異なる。競技クラスの変更後の再エントリーは、規則 5.3 に従って技術代表の承認が必要である。

トラック種目

変更になった競技クラスが、なお出場種目のエリジブル(出場資格のある)クラスに含まれる場合、その種目への再エントリーは必要ない。リザルト、順位、獲得した賞は有効となる。

変更になった競技クラスが、出場種目のエリジブルクラスに含まれない場合、達成した記録は認められるが、順位と獲得した賞は無効になる。

フィールド種目

変更になった競技クラスが、なお出場種目のエリジブルクラスに含まれる場合、その種目への再エントリーは必要ない。 ポイントシステムが使用されている場合、順位と賞を決定するポイントは、変更になった競技クラスをもとに再計算され る。達成した記録は、変更になった競技クラスと同じ競技規則が適用される場合に限り有効となる。

変更になった競技クラスが、出場種目のエリジブルクラスに含まれない場合、同じ競技規則が変更になった競技クラスに適用されていれば、達成した記録は認められるが、順位と獲得した賞は無効になる。

APPENDIX 1

WPA で使用する競技クラスごとの投てき用具の重さ

Sport Classes F11-13

Age Group	Classes	Discus Male	Discus Female	Javelin Male	Javelin Female	Shot Put Male	Shot Put Female
Open	F11-13	2.00kg	1.00kg	800gr	600gr	7.26kg	4.00kg
U/20	F11-13	1.75kg	1.00kg	800gr	600gr	6.00kg	4.00kg
U/17	F11-13	1.50kg	1.00kg	700gr	500gr	5.00kg	3.00kg

Sport Class F20

Age Group	Classes	Discus Male	Discus Female	Javelin Male	Javelin Female	Shot Put Male	Shot Put Female
Open	F20	2.00kg	1.00kg	800gr	600gr	7.26kg	4.00kg
U/20	F20	1.75kg	1.00kg	800gr	600gr	6.00kg	4.00kg
U/17	F20	1.50kg	1.00kg	700gr	500gr	5.00kg	3.00kg

Sports Classes F31-38

Age Group	Classes	Discus Male	Discus Female	Javelin Male	Javelin Female	Shot Put Male	Shot Put Female	Club Male & Female
	F31	NE	NE	NE	NE	NE	NE	397gr
	F32	1.00kg	1.00kg	NE	NE	2.00kg	2.00kg	397gr
	F33	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	3.00kg	3.00kg	NE
Open	F34	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	4.00kg	3.00kg	NE
And U/20	F35	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	4.00kg	3.00kg	NE
	F36	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	4.00kg	3.00kg	NE
	F37	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	5.00kg	3.00kg	NE
	F38	1.50kg	1.00kg	800gr	600gr	5.00kg	3.00kg	NE
	F31	NE	NE	NE	NE	NE	NE	397gr
	F32	750gr	750gr	NE	NE	1.00kg	1.00kg	397gr
	F33	750gr	750gr	500gr	500gr	2.00kg	2.00kg	NE
11/47	F34	750gr	750gr	500gr	500gr	3.00kg	2.00kg	NE
U/17	F35	750gr	750gr	500gr	500gr	3.00kg	2.00kg	NE
	F36	750gr	750gr	500gr	500gr	3.00kg	2.00kg	NE
	F37	750gr	750gr	500gr	500gr	4.00kg	2.00kg	NE
	F38	1.00kg	750gr	600gr	500gr	4.00kg	2.00kg	NE

Sport Classes F40-46

Age Group	Classes	Discus Male	Discus Female	Javelin Male	Javelin Female	Shot Put Male	Shot Put Female
	F40,F41	1.00kg	750gr	600gr	400gr	4.00kg	3.00kg
Open	F42	1.50kg	1.00kg	800gr	600gr	6.00kg	4.00kg
and U/20	F43,F44	1.50kg	1.00kg	800gr	600gr	6.00kg	4.00kg
	F45,F46	1.50kg	1.00kg	800gr	600gr	6.00kg	4.00kg
	F40,F41	1.00kg	750gr	500gr	400gr	3.00kg	2.00kg
11/47	F42,	1.00kg	1.00kg	700gr	500gr	5.00kg	3.00kg
U/17	F43, F44	1.00kg	1.00kg	700gr	500gr	5.00kg	3.00kg
	F45,F46	1.00kg	1.00kg	700gr	500gr	5.00kg	3.00kg

Sport Classes F51- 57

Age Group	Classes	Discus Male	Discus Female	Javelin Male	Javelin Female	Shot Put Male	Shot Put Female	Club Male & Female
	F51	1.00kg	1.00kg	NE	NE	NE	NE	397gr
	F52	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	2.00kg	2.00kg	NE
	F53	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	3.00kg	3.00kg	NE
Open and	F54	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	4.00kg	3.00kg	NE
U/20	F55	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	4.00kg	3.00kg	NE
	F56	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	4.00kg	3.00kg	NE
	F57	1.00kg	1.00kg	600gr	600gr	4.00kg	3.00kg	NE
	F51	750gr	750gr	NE	NE	NE	NE	397gr
	F52	750gr	750gr	500gr	500gr	2.00kg	2.00kg	NE
	F53	750gr	750gr	500gr	500gr	2.00kg	2.00kg	NE
U/17	F54	750gr	750gr	500gr	500gr	3.00kg	2.00kg	NE
	F55	750gr	750gr	500gr	500gr	3.00kg	2.00kg	NE
	F56	750gr	750gr	500gr	500gr	3.00kg	2.00kg	NE
	F57	1.00kg	750gr	500gr	500gr	3.00kg	2.00kg	NE

Sport Classes F61- 64

Age Group	Classes	Discus Male	Discus Female	Javelin Male	Javelin Female	Shot Put Male	Shot Put Female
Open and U/20	F61,F63	1.50kg	1.00kg	800gr	600gr	6.00kg	4.00kg
	F62,F64	1.50kg	1.00kg	800gr	600gr	6.00kg	4.00kg
U/17	F61,F63	1.00kg	1.00kg	700gr	500gr	5.00kg	3.00kg
	F62, F64	1.00kg	1.00kg	700gr	500gr	5.00kg	3.00kg